

# 山鹿市中心市街地活性化基本計画

平成20年11月

熊本県山鹿市

平成20年11月11日認定

平成21年 8月 7日変更

平成23年 3月31日変更

平成24年 3月29日変更

平成25年 3月29日変更

\* \* \*            目            次            \* \* \*

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] 山鹿市の概況	1
[2] 中心市街地の現状分析	7
[3] 将来の中心市街地に関わるまちづくりのあり方について市民の意向	28
[4] 旧中心市街地活性化基本計画の進捗状況と事業効果の検証	35
[5] 中心市街地活性化の基本的な方針	37
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	42
[2] 区域	43
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	44
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 活性化の目標	48
[2] 計画期間の考え方	49
[3] 数値目標の設定	49
[4] フォローアップについて	58
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	59
[2] 具体的事業の内容	60
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	65
[2] 具体的事業の内容	65
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	69
[2] 具体的事業の内容	69

7.	中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	
	〔1〕 商業の活性化の必要性	71
	〔2〕 具体的事業の内容	72
8.	4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
	〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	80
	〔2〕 具体的事業の内容	80
◇	4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	82
9.	4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
	〔1〕 市町村の推進体制の整備等	83
	〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	85
	〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	91
10.	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
	〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	93
	〔2〕 都市計画手法の活用	93
	〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	95
	〔4〕 都市機能の集積のための事業等	96
11.	その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
	〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	97
	〔2〕 都市計画との調和等	98
	〔3〕 その他の事項	98
12.	認定基準に適合していることの説明	99

## 様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：山鹿市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：熊本県山鹿市
- 計画期間：平成20年11月～平成25年3月（4年5月）

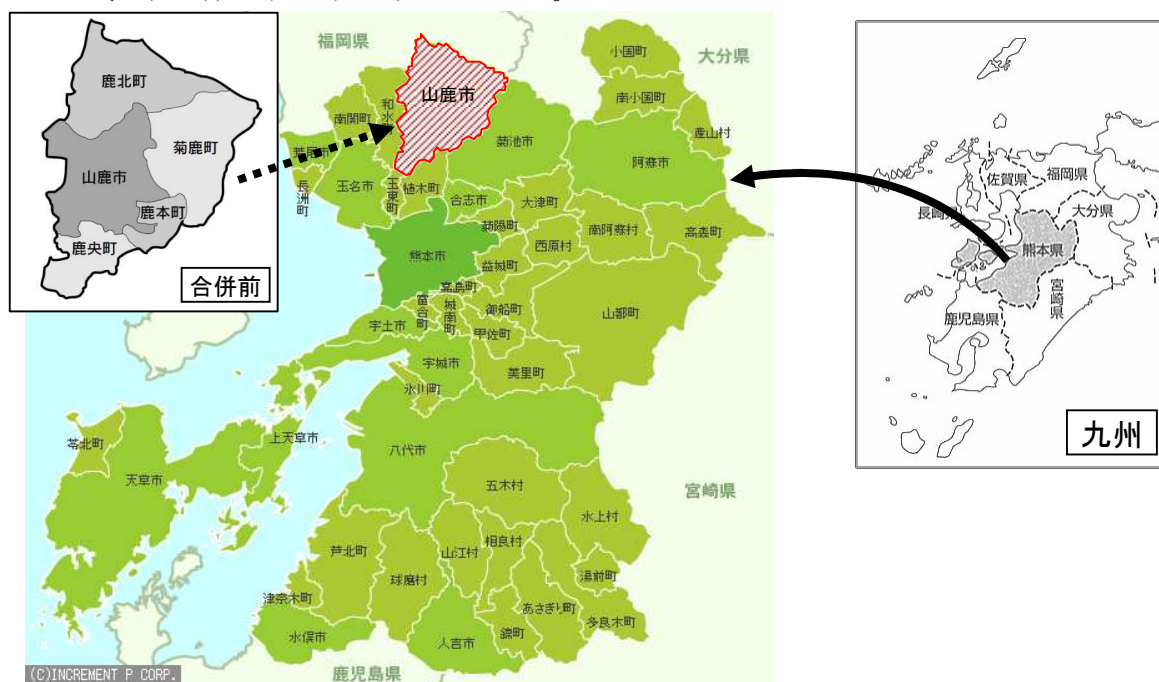
### 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

#### [1] 山鹿市の概況

##### (1) 地勢

本市は、熊本県の北部に位置し、北は福岡県・大分県、南は植木町・玉東町、西は和水町、東は菊池市にそれぞれ接している。

平成17年1月に山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の1市4町が合併し、新たな「山鹿市」となった。これにより、総面積は299.67k㎡(東西21.5km、南北26.7km)となり、県全体の約4%を占めている。



本市の北部は緑豊かな山林に覆われ、ここに源をなす岩野川、上内田川などの河川が菊池川に注ぎ、本市中央部を東から西へ貫流している。本市の南部は菊池川流域を中心とした平坦地で、田園地帯が広がり、その中心部に市街地をなし、幹線道路網が放射線状に発達している。本市を縦断する国道3号と東西に延びる国道325号、443号などの結節点となる山鹿市街地は、地域交通のアクセス拠点となっている。

##### (2) 人口・世帯数

平成17年国勢調査によると、人口は57,726人、世帯数は19,313世帯となっている。

20年間(昭和60年～平成17年)で人口は1割近く減少、世帯数は逆に1割近く増加しており、世帯の小規模化が進んでいる。

また、年齢3階層別では、14歳以下及び15～64歳の人口が実数、総数に占める割合とも減少しているのに対し、65歳以上の老年人口の実数、総数に占める割合が大きく増加しており、高齢化の進んでいることがうかがえる。高齢化率は平成17年時点で29%であり、県全体の高齢化率(23.7%)を上回っている。

少子化に加え、若い世代の進学や就職による市外への流出が、人口減少及び高齢化進展の要因と考えられる。

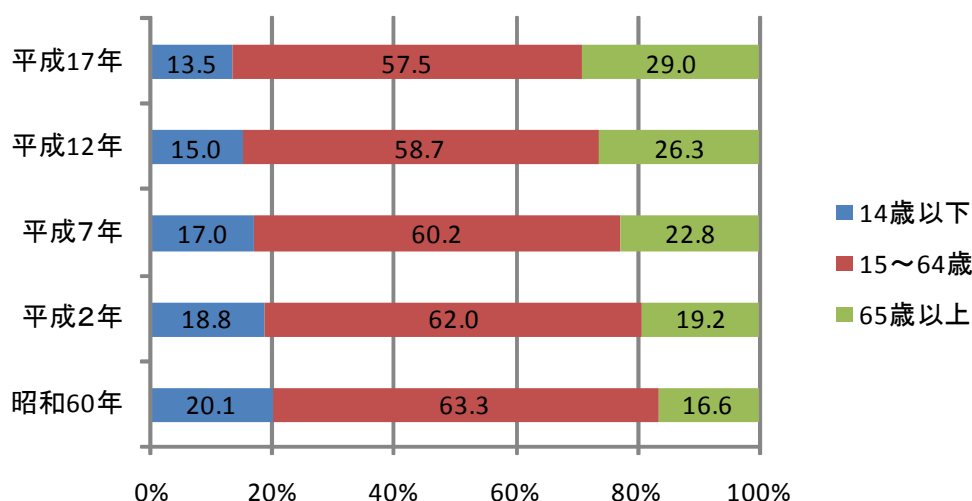
■人口(人)・世帯数(世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	63,234	62,150	60,991	59,491	57,726
増減(%)	-	▲1.7	▲3.5	▲5.9	▲8.7
14歳以下	12,719	11,654	10,356	8,911	7,774
割合(%)	20.1	18.8	17.0	15.0	13.5
15～64歳	40,052	38,563	36,751	34,945	33,157
割合(%)	63.3	62.0	60.2	58.7	57.5
65歳以上	10,463	11,933	13,884	15,635	16,696
割合(%)	16.6	19.2	22.8	26.3	29.0
世帯数	17,867	18,151	18,591	18,963	19,311
増減(%)	-	1.6	4.1	6.1	8.1

※増減(%)は昭和60年を100%としたときの値

資料：「国勢調査」

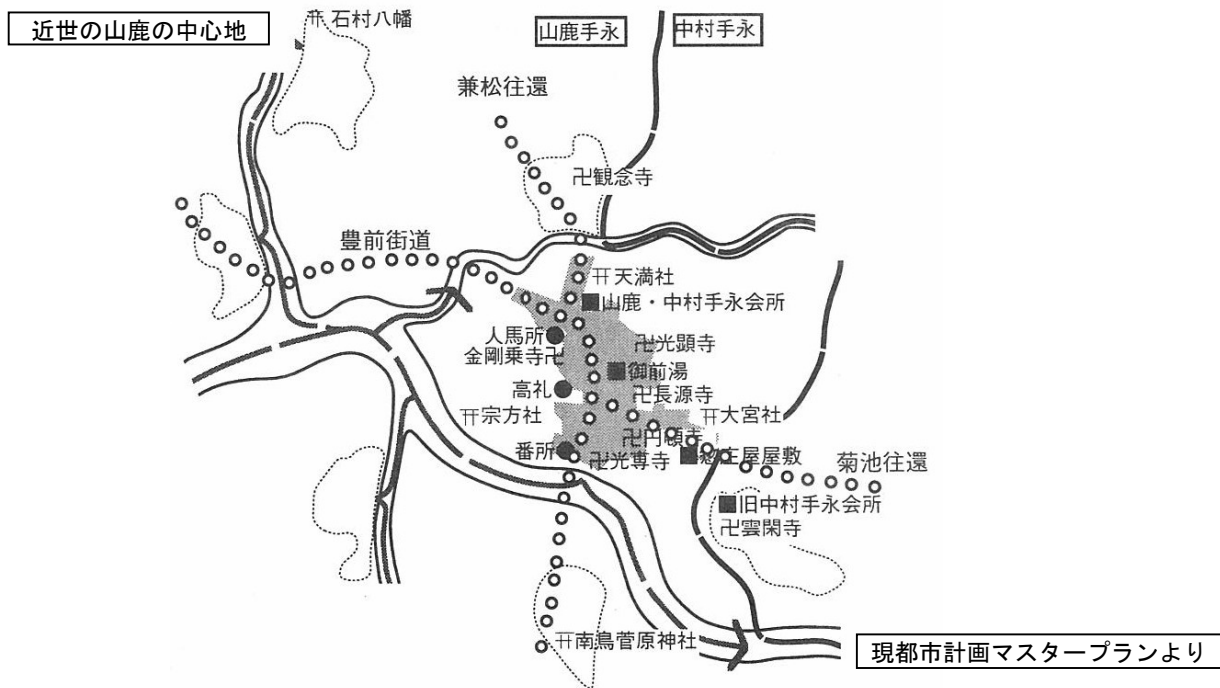
年齢層別人口の割合



### (3) 歴史

奈良朝時代の肥後の風土を記した「筑後風土記」に「山鹿」の名が見られるが、約800年前に温泉が発見され、また菊池川の水運が発達したことなどから人々が集まって住居を定めるようになったと言われている。江戸時代には参勤交代の宿場町として豊前街道沿いを中心に栄え、温泉整備も進んだため多くの人を訪れる地となった。明治になって温泉施設の近代化とともに山鹿旦那衆による芝居小屋「八千代座」が建設されるなど賑わいを見せ、大正期には鉄道も開通した。(昭和40年に廃止。)

現在は、温泉と灯籠で知られる田園観光都市である。



#### (4) 産業

平成 17 年工業統計調査によると、市内総生産(158,473,318 千円)の産業別構成比は、第 1 次産業が 6.7%(10,675,101 千円)、第 2 次産業が 20.6%(32,562,837 千円)、第 3 次産業が 72.7%(115,235,380 千円)である。

また、市内居住の就業者(28,644 人)の産業別構成比は、第 1 次産業が 20.6%(5,894 人)、第 2 次産業が 25.0%(7,160 人)、第 3 次産業が 54.4%(15,590 人)となっている。

主な農産物はスイカ、メロン、ミカンであり、製造品では電気機械器具が出荷額(63,598,610 千円)の 55.1%(35,031,750 千円)を占める。

旧山鹿市の商業の状況は下表のとおりである。

■旧山鹿市の商業の状況

(単位：店・人・百万円・㎡)

卸売業			小売業			
商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	売場面積
68	400	14,508	400	2,263	32,723	51,126

資料：「平成 16 年商業統計調査」

#### (5) 地域資源・観光

温泉を中心とした観光都市であり、市内にはチブサン古墳、弁慶ヶ穴古墳に代表される数多くの装飾古墳群や邪馬台国時代の県内最大の集落遺跡である方保田東原遺跡、大和朝廷によって築かれた鞠智城等多くの国指定史跡を有している。

また、江戸時代の参勤交代路であった豊前街道沿いには、坂東玉三郎舞踊公演が毎年開催される明治の芝居小屋「八千代座」(国指定重要文化財)や山鹿灯籠民芸館等の歴史ある建造物が立ち並び、古き良き時代の面影を今に伝えている。

一方、美しい景観や溪谷が残る山間部は、豊かな自然に恵まれており、キャンプ場をはじめトレッキングコース等体験型観光を楽しめるロケーションが点在する。

また、年間を通して多くの祭り、イベント等が開催されており、特に夏の山鹿灯籠まつりは延べ30万人の人出で賑わう。

旧山鹿市における年間観光入込客数は、10年間(平成8年～平成18年)で若干の増加は見られるものの、ここ数年は130万人程度で推移している。しかしながら、経済波及効果が高い宿泊客については漸減している。

なお、平成18年の宿泊施設数は37軒で収容定員は2,454人となっている。

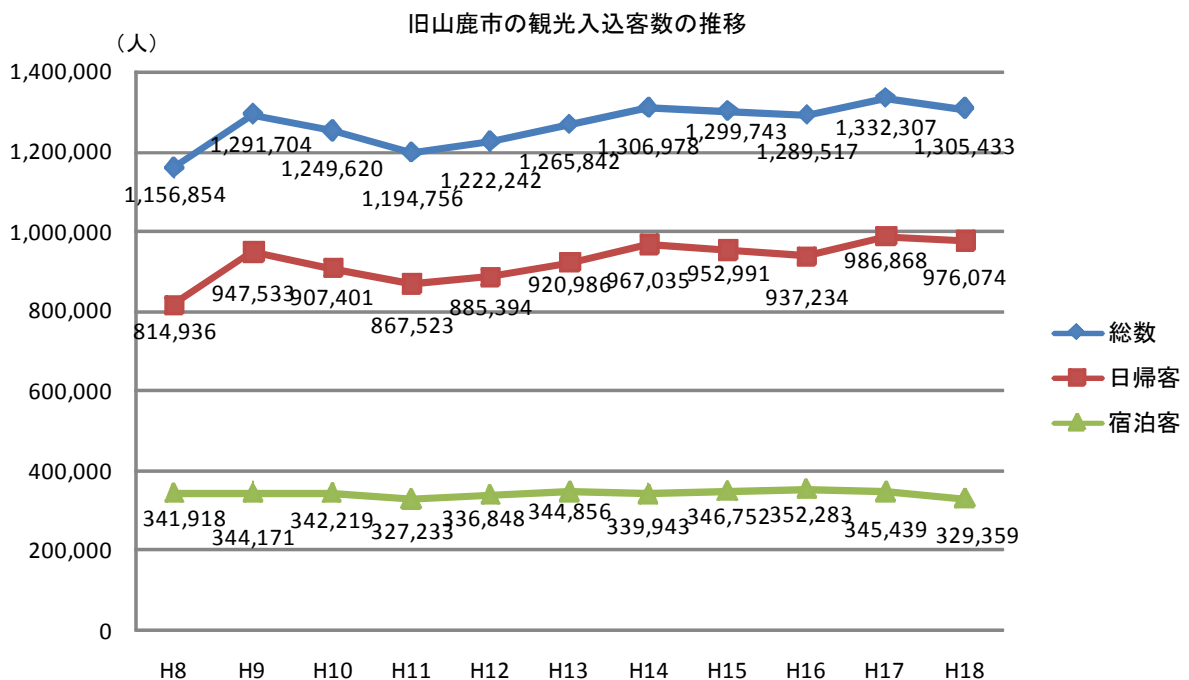


■旧山鹿市の観光入込客数

(単位：人)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	1,156,854	1,291,704	1,249,620	1,194,756	1,222,242	1,265,842	1,306,978	1,299,743	1,289,517	1,332,307	1,305,433
宿泊客	341,918	344,171	342,219	327,233	336,848	344,856	339,943	346,752	352,283	345,439	329,359
日帰客	814,936	947,533	907,401	867,523	885,394	920,986	967,035	952,991	937,234	986,868	976,074

資料：「熊本県観光統計調査」



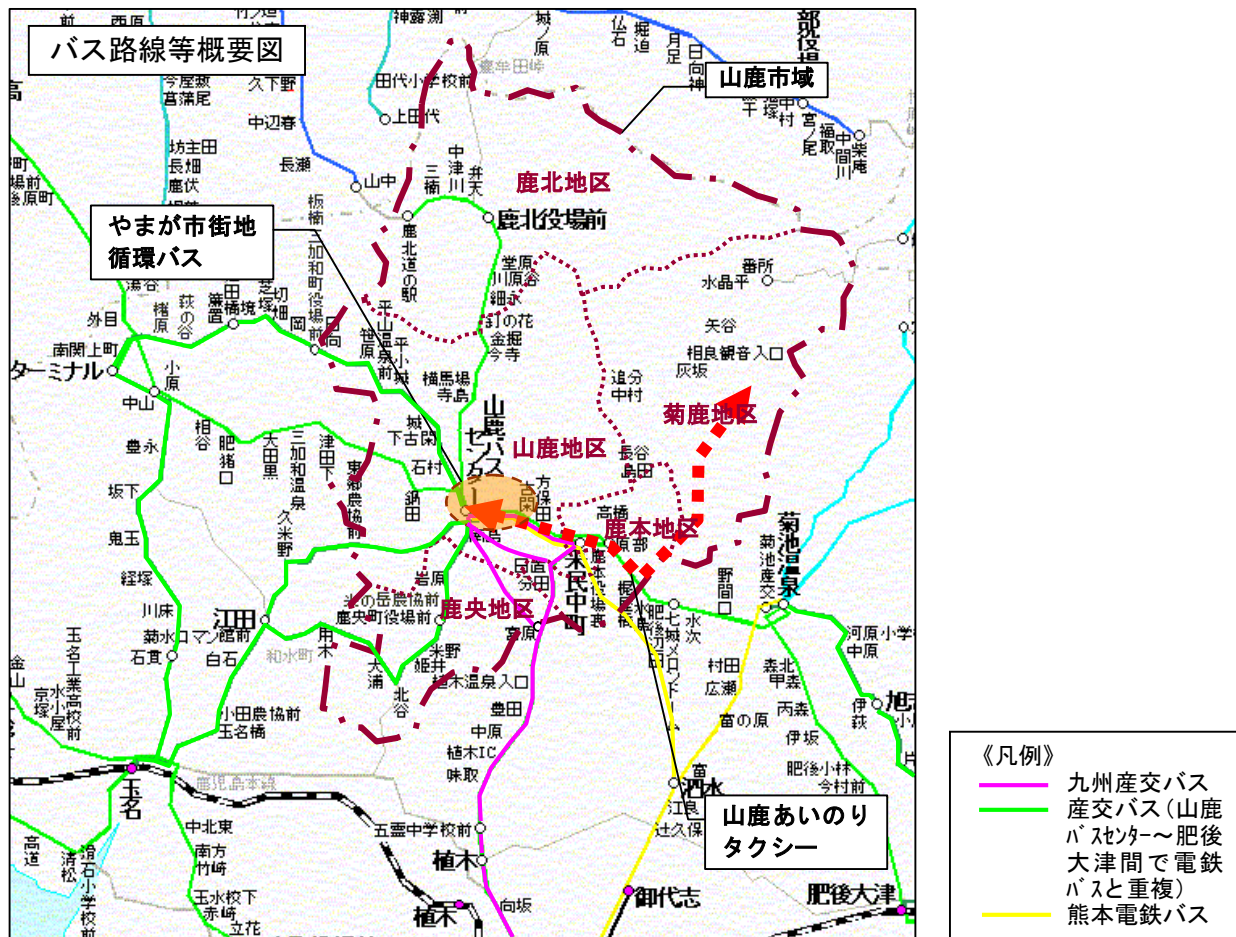
## (6) 交通

市内に鉄道はなくバスが主要な交通機関である。平成17年度に九州初のバスの駅として国道3号沿いに「山鹿バスセンター」が整備され、177便/日の路線バス(九州産交

バス、産交バス、熊本電鉄バス) のほとんどがここに集まる。

このことにより、これまで対策が求められていた乗換えの利便性向上、バス停統合による混雑緩和、広域ネットワークの形成が図られ、利用しやすい環境となった。

JRの最寄り駅である玉名駅や阿蘇くまもと空港から本市中心部までの距離は約20km。自家用車による所要時間は玉名駅から約30分、阿蘇くまもと空港からは50分程度である。



平成17年の市町村合併に伴い広がった市域のうち、公共交通が確保されていない地域を中心に、平成19年度より「山鹿市予約制あいのりタクシー」及び「やまが市街地循環バス」の試験運行を行っている。

### ①山鹿市予約制あいのりタクシー試験運行

平成19年6月1日～9月28日の期間において、次頁図ルートによる事前電話予約制での試験運行を実施した。





	市街地行き	帰 り	合 計	1 便当たり平均乗車人数
乗車人数	189人	177人	366人	市街地行き 1.93人
1日平均乗車数	3.78人	3.54人	7.32人	帰 り 1.38人

## ②やまが市街地循環バス試験運行

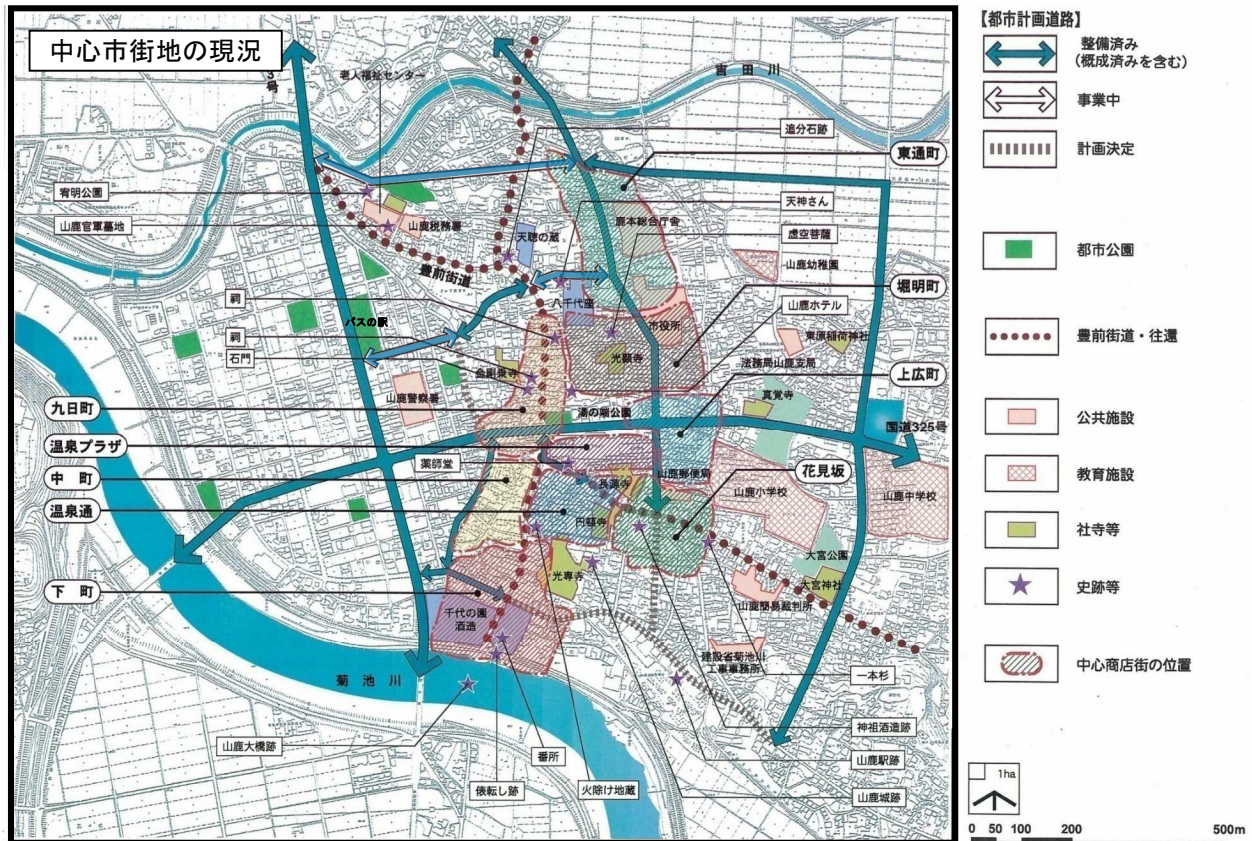
平成19年12月1日から下図ルートにおいて、試験運行を実施しており、現在も継続中である。



## [2] 中心市街地の現状分析

### (1) 中心市街地の概況

本市が菊池川水運と豊前街道を中心に発展してきた歴史的背景から、中心市街地はその結節点周辺地域である。現在も広域幹線道路である国道3号が南北に、国道325号が東西に貫いており、主要な商業・文化・観光・行政・交通機能が集中する約146haの範囲である。



### (2) 中心市街地に関する統計的なデータの概要・分析

#### ①人口・世帯数

平成10年度からの人口、世帯数の推移を見ると、人口は8年間で10%減少しており、世帯数では2.3%とわずかながら減少している。世帯数の減少に比べ、人口の減少が大きく、世帯規模が2.36人から2.17人と小規模化している。市全体に比べ人口の減少率が大きく、世帯数は市全体では増加しているものの、中心市街地では減少していることから、中心部が空洞化するいわゆるドーナツ化現象が起きているといえる。

#### ■山鹿市及び中心市街地の人口

	年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
山鹿市	人口	61,628	61,389	61,250	60,866	60,520	60,100	59,785	59,382	59,000
	増減(%)	-	▲0.4	▲0.6	▲1.2	▲1.8	▲2.5	▲3.0	▲3.6	▲4.3
中心地	人口	6,483	6,374	6,356	6,178	6,041	5,990	5,932	5,911	5,833
	増減(%)	-	▲1.7%	▲2.0%	▲4.7%	▲6.8%	▲7.6%	▲8.5%	▲8.8%	▲10.0%

※増減(%)は平成10年を100%としたときの値

資料:「住民基本台帳」

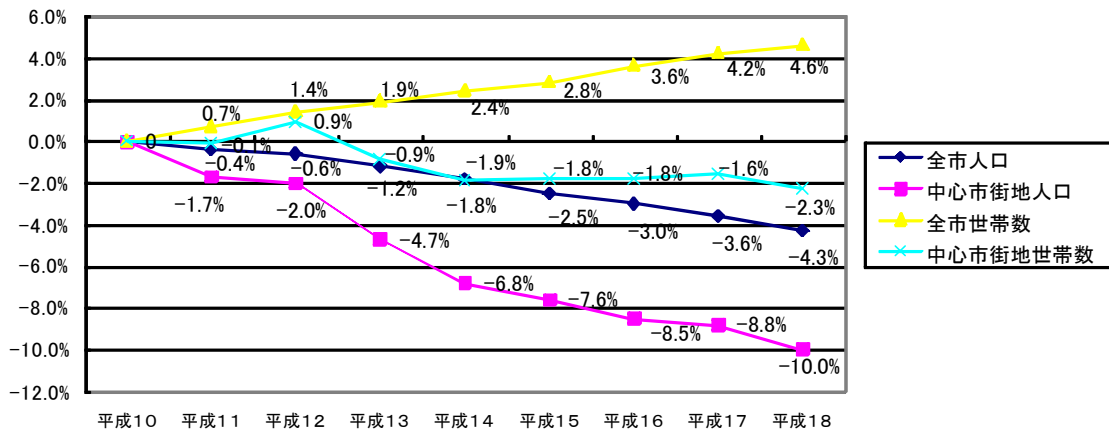
■山鹿市及び中心市街地の世帯数

	年度	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
山鹿市	世帯数	19,942	20,085	20,221	20,329	20,429	20,507	20,652	20,784	20,864
	増減(%)	-	0.7	1.4	1.9	2.4	2.8	3.6	4.2	4.6
中心地	世帯数	2,744	2,741	2,769	2,720	2,691	2,694	2,695	2,699	2,682
	増減(%)	-	▲0.1	0.9	▲0.9	▲1.9	▲1.8	▲1.8	▲1.6	▲2.3

※増減(%)は平成 10 年を 100%としたときの値

資料:「住民基本台帳」

人口・世帯数の推移



②土地利用の状況

中心市街地のほぼ全域が用途地域指定区域となっており、市内唯一の商業地域が中心市街地内にあり 38ha が指定されている。

近隣商業地域は、全市 19ha のうち 13.5ha が中心市街地で指定されており、国道 3 号及び県道畑中山鹿線沿いは準工業地域となっている。

また、市街地再開発事業により整備されたプラザファイブ※周辺は、高度利用地区 (2.3ha)、準防火地域 (3.0ha) の都市計画が行われている。

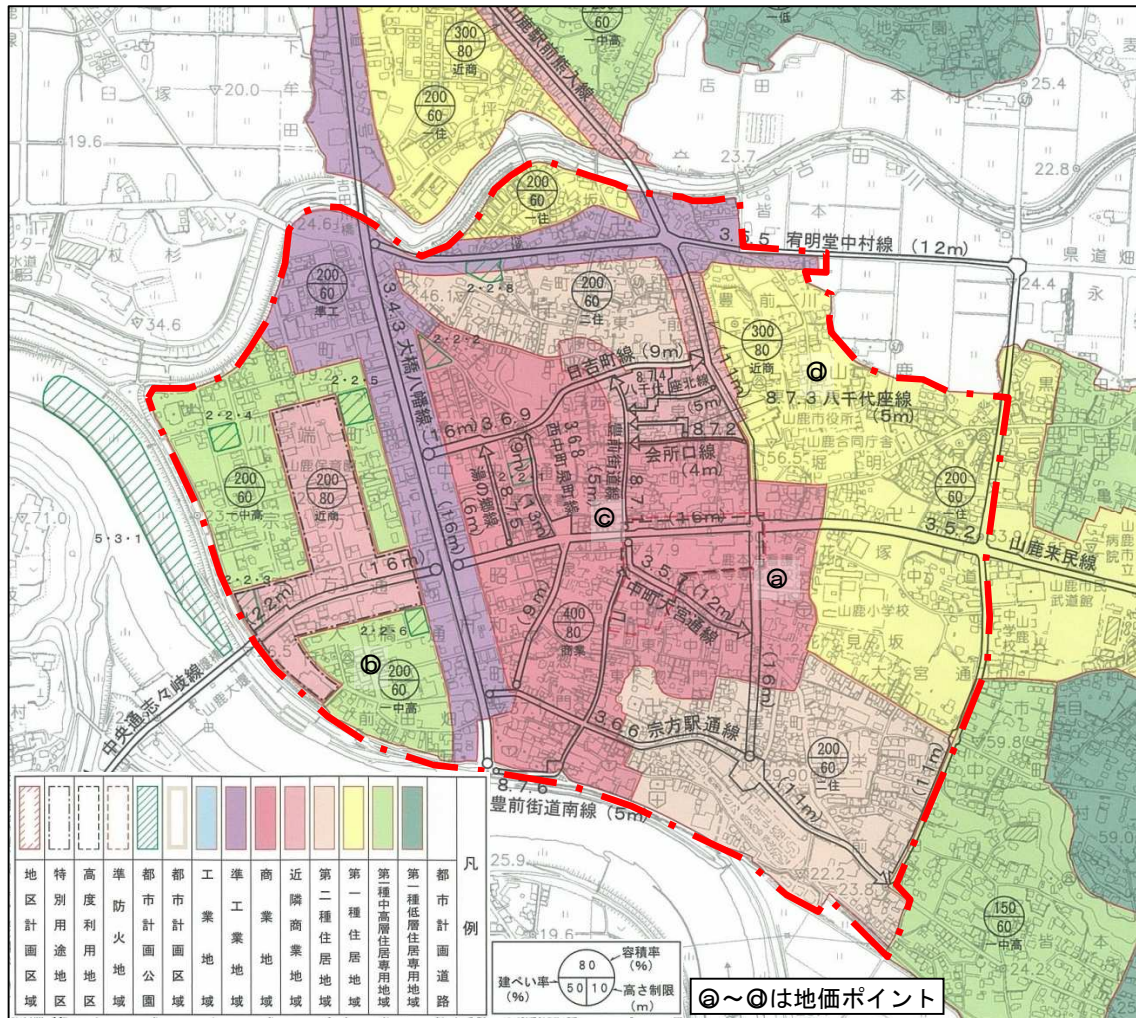
なお、都市計画公園は 7カ所あり、合計面積は 1.55ha である。

注) 高度利用地区 (2.3ha) は、平成 20 年 8 月 5 日に廃止

※本書でプラザファイブ (P16~P17 プラザファイブの沿革を参照) を表現する場合、次のような使い分けをする。

- プラザファイブ…温泉ビル、中央ビル、コンビビル (A, B, C)、住宅ビルの全てを指す。
- 温泉プラザ商店街…プラザファイブ内の商店で構成される組織名を指す。
- プラザファイブ再生事業…プラザファイブのリニューアル事業(さくら湯の再建含む)の全てを指す。
- プラザファイブの再整備…プラザファイブ再生事業のうち、商業ビルのリニューアルのみを指す。

■ 中心市街地の都市計画



中心部はプラザファイブを核とした中心商業地を形成しており、建物用途別現況図に見られるように、商業施設、店舗併用住宅が集積している。同時に豊前街道沿いの歴史的な町並みを残す歴史的環境地区となっており、八千代座や山鹿灯籠民芸館等の集客施設の他、湯の端公園、中町公園(歩行者広場)等の憩い・潤いの空間も立地している。

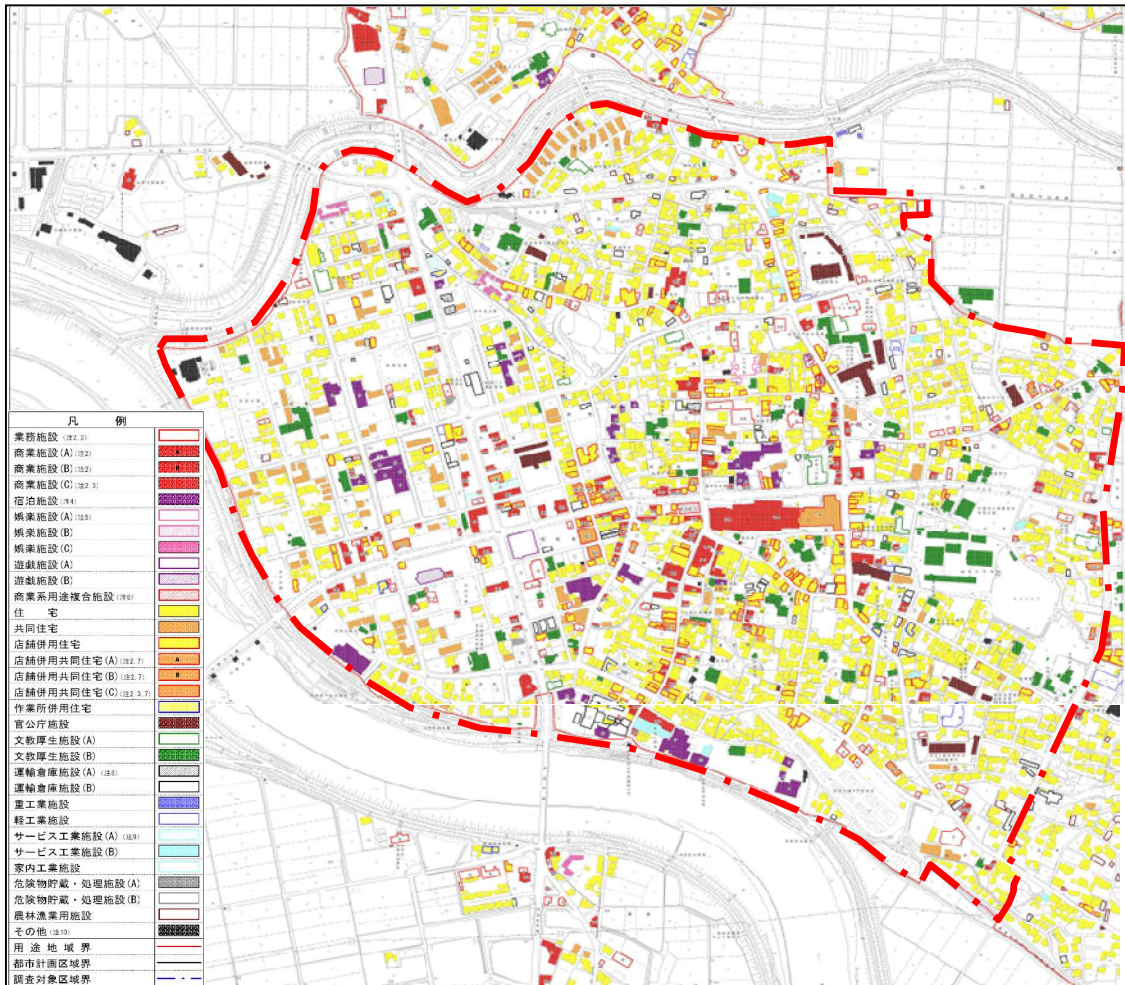
しかし、全体的に老朽家屋が多く、道路が狭隘で利用しやすい駐車場が少ないこと等から中心部としてのポテンシャルは低下傾向にある。

その周辺部には市役所をはじめ、県の鹿本総合庁舎、税務署、警察署、裁判所、検察庁、法務局等の行政機関、老人福祉センター、青少年ホーム等の市民サービス系施設も多く立地する。

国道3号から菊池川周辺の西部地区は、沿道型の商業施設が立地しており、平成17年には国道沿いに「バスの駅」(山鹿バスセンター)が整備された。

宗方地区は、土地区画整理事業により計画的な都市基盤が整備されており、地区計画制度を導入した「温泉商業地」が形成されているが、その機能集積が不十分で回遊性に乏しく、魅力ある商業地、温泉地となっていない。

■都市計画基礎調査による建物用途別現況



③地価の状況

中心市街地の地価は、下に示すとおり、公示地価、基準地価とも下落している。ここ10年間(平成9年～平成19年)で見ると、住宅地では2割程度であるが、商業地においては約半分まで下落している。

■地価の推移

(単位: 百円/㎡)

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
a	1,150	1,110	1,080	1,040	980	920	875	835	790	730	670
b	420	420	420	415	408	400	390	380	370	360	350
c	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200	1,080	975	915	865	800	730
d	424	424	422	420	415	405	390	375	362	350	340

\* 国土交通省地価公示の標準地(前記 中心市街地の都市計画図参照)

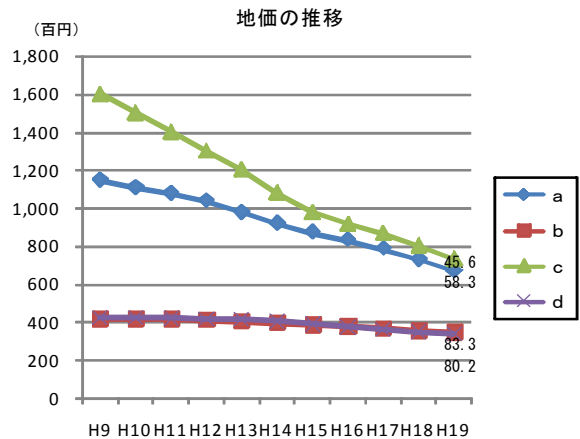
◎花見坂 329 番 9 : 法規制=商業、利用状況=店舗兼住宅

◎宗方通 508 番 1 : 法規制=1低住専、利用状況=住宅

\* 都道府県地価調査の基準地(前記 中心市街地の都市計画図参照)

◎西九日町 1616 番 7 外 : 法規制=商業、利用状況=銀行

◎東原 935 番 3 : 法規制=1住、利用状況=住宅



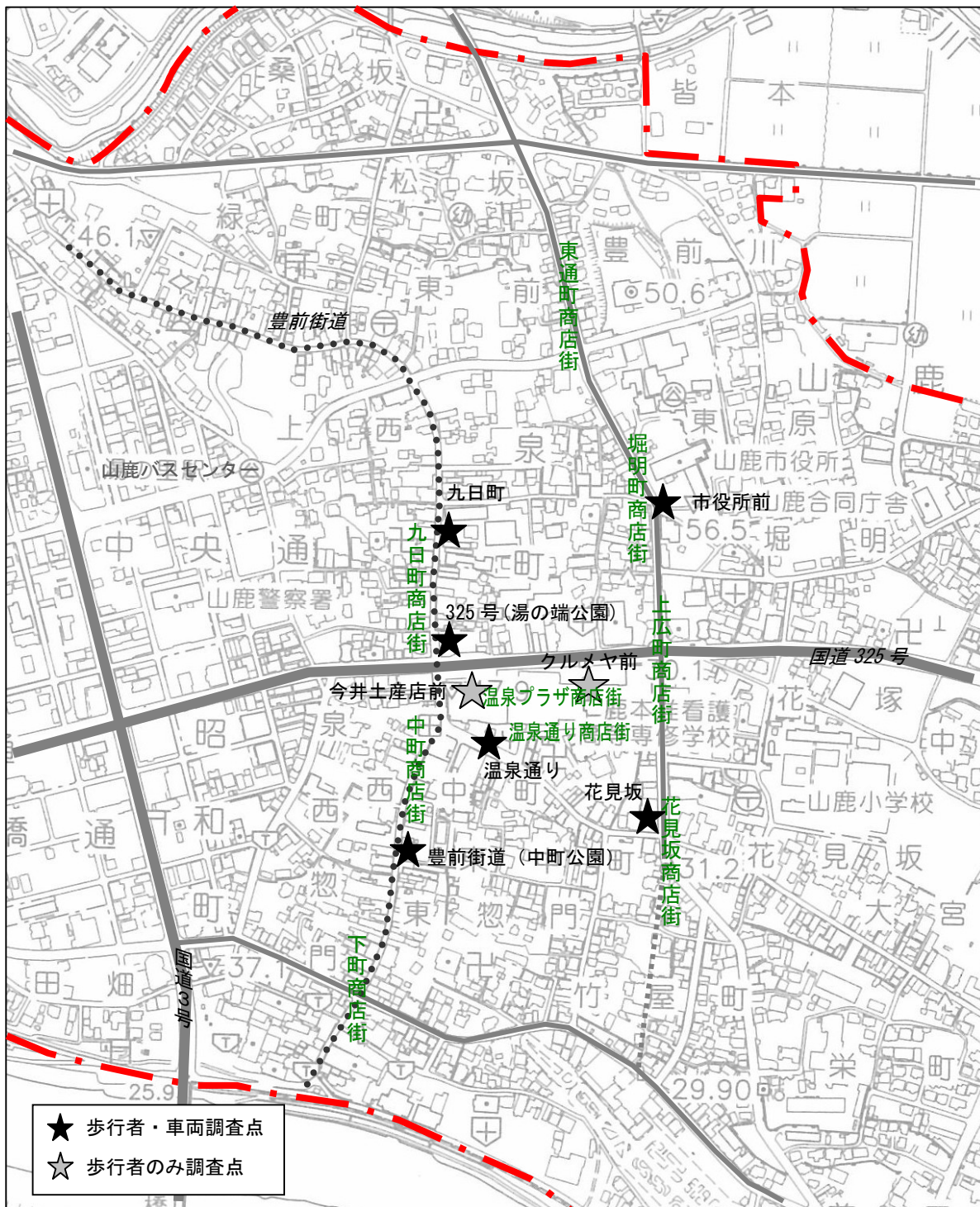
※グラフの値は平成9年を100としたときの割合

#### ④交通量の状況

中心市街地の歩行者(自転車含む)及び車両の通行量は、次ページのとおり推移している。調査地点によりバラつきはあるものの、昭和63年から調査実施ごとに、歩行者、車両いずれも概ね減少の傾向にあり、車両より歩行者の方が、平日より休日の方が減少率は高い。

平成19年の歩行者(合計)を昭和63年と比較した場合、平日で40%、休日で19%にまで落ち込んでいる。同様に車両(合計)では、平日で90%、休日で65%となっている。

##### ■交通量調査地点



※調査日:昭和63年7月、平成6年9月、平成14年10月、平成19年8月

中心市街地の歩行者通行量は年々減少傾向にあり、平日・休日合計の平均で見ると平成19年は、4,426人/日で19年前(昭和63年)の約3割である。

また、調査地点別において前回調査より増加しているのは、平日が平成14年の市役前、325号(湯の端公園前)、九日町、豊前街道、温泉通りと平成19年の市役所前であり、休日が平成14年の325号(湯の端公園前)と平成19年の市役所前と温泉通りだけである。

平成14年においては、八千代座に近い調査地点で増加しており、要因として平成13年に完了した八千代座大修理の効果が考えられる。

■ 山鹿市中心市街地交通量調査一覧 (調査時間:10時~18時)  
上段:実数 下段:昭和63年に対する比率

歩行者 調査地点/調査年	平日				休日				平日・休日合計の平均			
	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年
1. 市役所前	864	380	504	609	831	259	174	292	855	345	410	518
	100%	44%	58%	70%	100%	31%	21%	35%	100%	40%	48%	61%
2. 325号 (湯の端公園)	950	524	659	589	1,391	466	846	518	1,076	507	712	569
	100%	55%	69%	62%	100%	34%	61%	37%	100%	47%	66%	53%
3. 九日町	906	412	621	414	792	637	605	561	873	476	616	456
	100%	45%	69%	46%	100%	80%	76%	71%	100%	55%	71%	52%
4. 豊前街道 (中町公園)	680	453	591	325	817	571	388	283	719	487	533	313
	100%	67%	87%	48%	100%	70%	47%	35%	100%	68%	74%	44%
5. プラサファイブ クルメヤ前	3,600	3,111	1,872	1,160	6,341	3,977	1,444	598	4,383	3,358	1,750	999
	100%	86%	52%	32%	100%	63%	23%	9%	100%	77%	40%	23%
6. プラサファイブ 今井土産店前	3,212	2,410	1,579	1,040	5,611	3,464	1,222	794	3,897	2,711	1,477	970
	100%	75%	49%	32%	100%	62%	22%	14%	100%	70%	38%	25%
7. 温泉通り	485	266	276	271	770	207	173	179	566	249	247	245
	100%	55%	57%	56%	100%	27%	22%	23%	100%	44%	44%	43%
8. 花見坂	1,398	993	692	436	931	641	306	157	1,265	892	582	356
	100%	71%	49%	31%	100%	69%	33%	17%	100%	71%	46%	28%
合計	12,095	8,549	6,794	4,844	17,484	10,222	5,158	3,382	13,635	9,027	6,327	4,426
	100%	71%	56%	40%	100%	58%	30%	19%	100%	66%	46%	32%

車両 調査地点/調査年	平日				休日				平日・休日合計の平均			
	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年
1. 市役所前	3,609	3,144	2,060	3,576	4,732	4,140	4,012	1,926	3,930	3,429	2,618	3,105
	100%	87%	57%	99%	100%	87%	85%	41%	100%	87%	67%	79%
2. 325号 (湯の端公園)	8,145	8,288	8,060	7,084	7,827	8,232	7,683	7,491	8,054	8,272	7,952	7,200
	100%	102%	99%	87%	100%	105%	98%	96%	1	1	1	1
3. 九日町	1,088	1,085	756	1,077	1,321	1,305	1,259	684	1,155	1,148	900	965
	100%	100%	69%	99%	100%	99%	95%	52%	1	1	1	1
4. 豊前街道 (中町公園)	1,241	1,224	724	946	1,392	1,244	1,312	621	1,284	1,230	892	853
	100%	99%	58%	76%	100%	89%	94%	45%	100%	96%	69%	66%
7. 温泉通り	1,667	969	858	1,396	1,484	1,210	1,187	886	1,615	1,038	952	1,250
	100%	58%	51%	84%	100%	82%	80%	60%	100%	64%	59%	77%
8. 花見坂	2,652	1,868	1,500	2,561	3,241	2,551	2,912	1,327	2,820	2,063	1,903	2,208
	100%	70%	57%	97%	100%	79%	90%	41%	100%	73%	67%	78%
合計	18,402	16,578	13,958	16,640	19,997	18,682	18,365	12,935	18,858	17,179	15,217	15,581
	100%	90%	76%	90%	100%	93%	92%	65%	100%	91%	81%	83%

注) 平日・休日合計の平均 = [(平日合計 × 5日) + (休日合計 × 2日)] ÷ 7日

資料:「商工会議所」

## ⑤商業の状況

中心市街地内の9商店街組織における小売業の指標は、下表のとおりである。

中心市街地商店街の売場面積は、ピーク時の平成3年が約20,000㎡であったが、そのうち約半分の9,900㎡を温泉プラザ商店街が占めていた。

しかしながら、平成14年1月に温泉プラザの核店舗であったサンリブが閉店したため、平成14年調査では、前回調査年から売場面積の急激な減少を示している。その後もプラザファイブ内外で空き店舗が増加し、平成16年の売場面積は中心市街地商店街で7,500㎡、温泉プラザ商店街のみで4,100㎡まで縮小している。

中心市街地商店街の年間販売額は売場面積の縮小に伴い、平成16年ではピーク時の平成3年149億円の3割にも満たない42億円へと減少している。核店舗をなくした温泉プラザ商店街においてはもちろんであるが、その他の商店街においても同程度の販売額減少をきたしている。

一方、山鹿市全体では、平成6～16年の間に商店数は減少しているものの、従業者数、年間販売額は横ばい、売場面積については大きく増加(36.7%増)している。これに対し、中心市街地の商店街全体では全ての指標が大幅に減少している。

このことから、郊外における大型店の進出等、全体として店舗の大型化が進んでいることが推察され、中心市街地の商業面でのポテンシャルが著しく低下していることがうかがえる。

■商店街別 商店数の状況

(店)

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
山鹿市			857	783	692	638
旧山鹿市	577	569	531	486	436	400
中心商店街合計	211	236	223	175	155	141
下町商店街	25	23	19	10	14	12
九日町商店街	9	12	12	17	22	18
中町商店街	41	54	51	34	28	28
花見坂商店街	21	19	17	17	11	8
温泉プラザ商店街	61	62	60	57	46	45
上広町商店街	7	21	22	14	11	10
堀明町商店街	21	19	21	12	11	9
東通町商店街	14	14	12	8	[7]	[6]
温泉通り商店街	12	12	9	6	[5]	[5]

注) [ ]は他の商店街分総数の平成9年から平成14年、平成14年から平成16年の増減率を基にした推計値

■商店街別 従業者数の状況

(人)

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
山鹿市			3,289	3,617	3,661	3,304
旧山鹿市	2,299	2,354	2,401	2,587	2,509	2,263
中心商店街合計	828	995	919	717	589	474
下町商店街	65	55	45	27	58	34
九日町商店街	21	49	41	65	65	56
中町商店街	147	216	191	111	87	70
花見坂商店街	65	42	36	29	25	18
温泉プラザ商店街	374	347	329	279	172	182
上広町商店街	28	95	119	48	34	31
堀明町商店街	88	154	125	118	115	57
東通町商店街	20	19	17	24	[20]	[16]
温泉通り商店街	20	18	16	16	[13]	[10]

注) [ ]は他の商店街分総数の平成9年から平成14年、平成14年から平成16年の増減率を基にした推計値

資料：「商業統計調査」



■商店街別 年間販売額の状況

(百万円)

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
山鹿市			50,117	56,416	46,828	48,183
旧山鹿市	31,953	34,944	38,037	42,285	35,698	32,723
中心商店街合計	11,991	14,962	14,724	9,694	5,162	4,216
下町商店街	900	467	580	496	622	451
九日町商店街	156	242	218	346	355	414
中町商店街	1,613	2,799	2,354	1,265	944	718
花見坂商店街	559	635	327	296	186	142
温泉プラザ商店街	6,890	7,749	7,565	5,927	2,129	2,058
上広町商店街	433	1,573	2,458	528	310	218
堀明町商店街	950	957	883	551	464	91
東通町商店街	260	290	231	186	[99]	[81]
温泉通り商店街	230	250	108	99	[53]	[43]

注) [ ]は他の商店街分総数の平成9年から平成14年、平成14年から平成16年の増減率を基にした推計値

■商店街別 売場面積の状況

(㎡)

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年
山鹿市			53,678	75,735	74,023	73,396
旧山鹿市	37,754	37,562	39,036	57,059	53,005	51,126
中心商店街合計	18,943	20,288	19,982	17,851	9,958	8,108
下町商店街	1,312	765	621	442	451	281
九日町商店街	409	442	496	610	852	636
中町商店街	2,286	4,334	3,949	3,323	1,869	1,424
花見坂商店街	922	648	568	551	506	441
温泉プラザ商店街	9,997	9,901	9,773	9,824	4,734	4,107
上広町商店街	1,750	2,267	3,016	1,433	377	407
堀明町商店街	1,127	791	989	519	528	290
東通町商店街	350	350	321	888	[495]	[403]
温泉通り商店街	790	790	249	261	[146]	[119]

注) [ ]は他の商店街分総数の平成9年から平成14年、平成14年から平成16年の増減率を基にした推計値

資料：「商業統計調査」

中心市街地及び周辺に立地する(していた)大型店等の一覧は次表のとおりである。

中心市街地内には3つの大型店があり、そのうち、プラザファイブは売場面積が最も大きい。平成14年に核店舗のサンリブが閉店している。また鶴屋山鹿店も同年に閉店している。

近年開店しているスーパーや家電などの大型店等は、中心市街地から東方向のロードサイドに立地しており、広く利用しやすい駐車場や商品の豊富さ等が中心市街地の既存商店との大きな差異といえる。

■山鹿地区の大型店等の状況

	店 舗 名	開店時期	売場面積	所在地等
A	ニューダイエー	昭和46年11月	1,365㎡	山鹿上広町
B	ゆめマート山鹿店	昭和48年7月	1,201㎡	熊入町西田
C	プラザファイブ	昭和50年8月	13,161㎡	山鹿広町 平成14年1月サンリブ閉店
D	山鹿ヨーカ堂	昭和55年3月	964㎡	鹿校通 平成19年8月閉店
E	鶴屋山鹿店	昭和63年10月	1,206㎡	山鹿中町 平成14年2月閉店
F	ハイパーモールメルクス山鹿店	平成7年12月	13,119㎡	方保田
G	ゆめマート東山鹿店	平成8年11月	6,615㎡	古閑十三部
H	しまむら山鹿店	平成9年11月	998㎡	方保田
I	グッデイ山鹿店	平成12年12月	4,506㎡	中
J	スーパーミカエル山鹿店	平成15年12月	999㎡	山鹿桜町
K	ダイレックス	平成19年4月	1,256㎡	鹿校通
L	九州テックランド山鹿店	平成19年5月	3,317㎡	方保田



中心市街地の店舗数は、平成10年度で480店舗であり、そのうち空き店舗数が74店舗、空き店舗率が15.4%であった。その後、平成17年度までは空き店舗対策事業が多く実施されたことにより、空き店舗数は減少、空き店舗率についても大きな変動はなく、平成17年度の空き店舗数は53店舗、空き店舗率についても16.1%であった。

しかしながら、平成18年度以降は空き店舗数、空き店舗率ともに増加しており、平成19年度においては、空き店舗が72店舗、空き店舗率は23.4%まで増加している。

なお、店舗数は減少傾向にあり、平成19年度は308店舗まで減少している。

■ 中心市街地の空き店舗と対策の状況

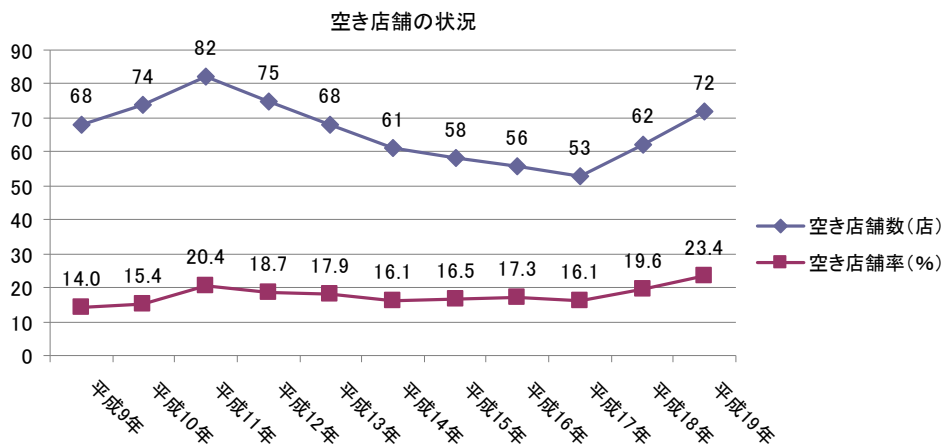
単位:店

年度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
空き店舗①	68	74	82	75	68	61	58	56	53	62	72
商店街の店舗数②	487	480	401	401	380	380	352	324	329	317	308
空き店舗率(①/②)	14.0%	15.4%	20.4%	18.7%	17.9%	16.1%	16.5%	17.3%	16.1%	19.6%	23.4%
空き地空き店舗対策事業 備考	1	2	4	13	16	28	24	23	19	14	15

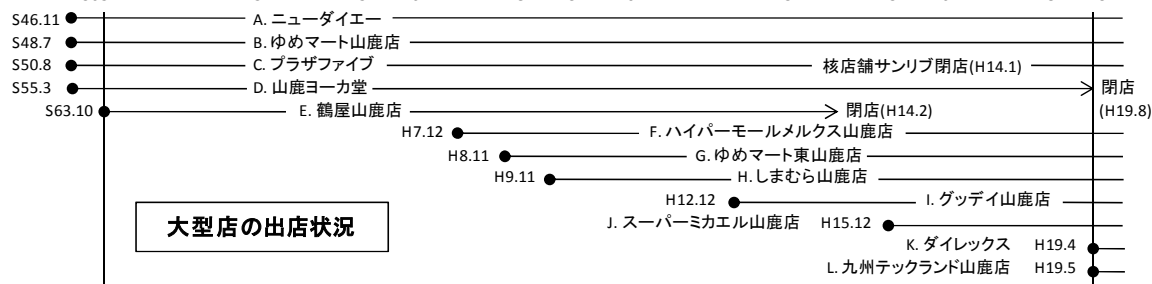
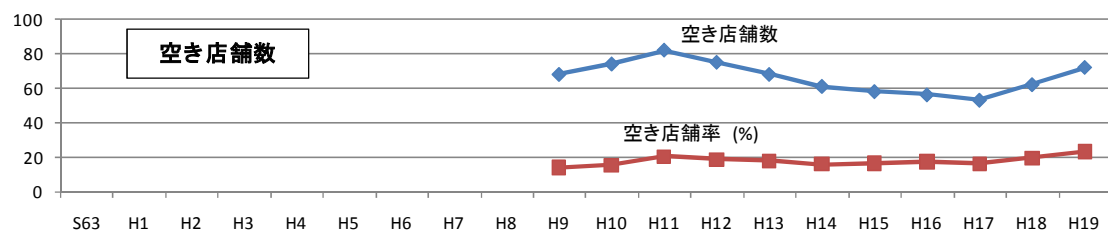
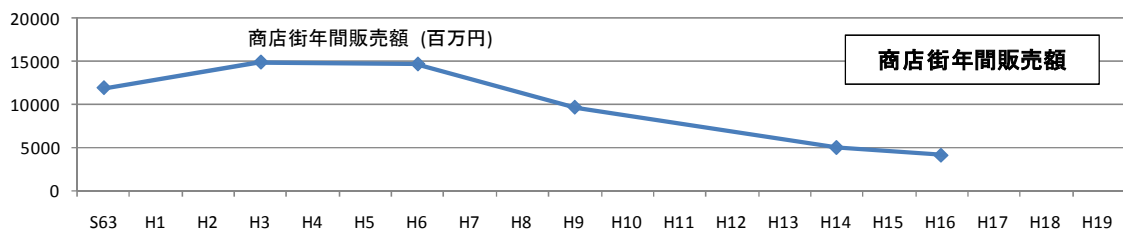
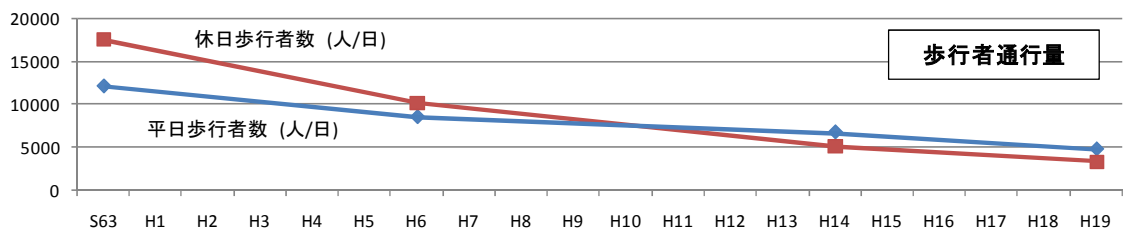
「資料:山鹿市商工課」

注1) 商店街空き地空き店舗対策事業において補助率・限度額等を拡大実施

注2) 商店街の店舗数②は商店街連盟加入会員数



歩行者通行量、商店街年間販売額、空き店舗数及び大型店の出店状況



プラザファイブの沿革と再生事業

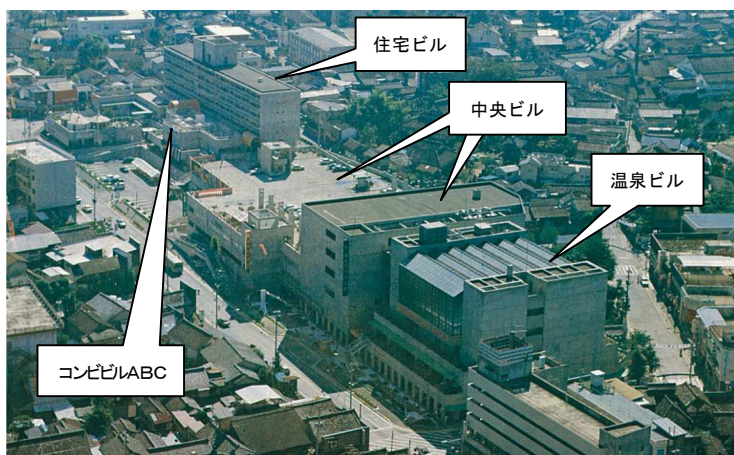
【市街地再開発事業・九州第1号の温泉プラザ山鹿】

プラザファイブは、昭和50年に九州初となる再開発ビル(温泉プラザ山鹿)として、山鹿市中心市街地の広町地区に、市街地再開発事業、商店街近代化事業及び住宅地区改良事業の3事業の合併施行により完成した。商業施設に公共施設である市民会館、温泉施設「さくら湯」、温泉プール及び改良住宅を含む複合ビルである。

(事業誌「栄えゆく温泉プラザ山鹿」より)

【施設概要】

- 所在地: 山鹿市山鹿1番地
- 構造: 鉄筋コンクリート造(10階建)  
うち住宅部分(3階~9階)
- 住宅戸数: 69戸  
(うち市営住宅戸数60戸)
- 面積: 敷地 10,600㎡  
延床 30,412㎡  
(店舗・業務・公共施設)



再開発ビル全景(手前から温泉ビル、中央ビル、住宅ビル、コンビビル)

## 【プラザファイブ再生事業】

平成 14 年に核店舗サンリブが閉店、温泉プールも営業を停止し、現在、全床面積の約半分を占める 11,000 m<sup>2</sup>が空き床・休眠施設となっている。また、築後 30 年を経過しているため施設及び設備の老朽化が著しく、耐震性や施設の維持管理においても問題を抱えている。今回、温泉ビル全体を解体するとともに中央ビルの一部を解体し、残ったビルは商業施設としてコンパクト化、立体駐車場の新設、さくら湯再建用地の確保を「暮らし・にぎわい再生事業」等により実施中。



再生イメージ

## 【再生後の施設概要】

### ■所有形態：3筆2棟の区分所有建物

[商業ビル]敷地面積 5,854.25 m<sup>2</sup> 専有面積 6,808 m<sup>2</sup>

[住宅ビル]敷地面積 1,667.26 m<sup>2</sup> 専有面積 4,611 m<sup>2</sup>

[さくら湯予定地]敷地面積 3,120.45 m<sup>2</sup>

### ■構造：[商業ビル]鉄筋コンクリート造・鉄骨造（4階建）

[住宅ビル]鉄筋コンクリート造・鉄骨造（10階建）

### ■延床面積：[商業ビル]12,188 m<sup>2</sup> [住宅ビル]5,492 m<sup>2</sup>

商業施設面積 7,800 m<sup>2</sup> [商業ビル]6,800 m<sup>2</sup> [住宅ビル]1,000 m<sup>2</sup>

### ■住宅戸数：69戸（うち市営住宅60戸）

## 【中心市街地活性化への事業効果】

事業効果は概ね以下の3点に集約される。

### (1) 商業の活性化

平成 14 年のサンリブ閉店以来、中心商店街の集客は急速に低下してきた。プラザファイブ内においても空店舗が増加し、継続店も売上額の減少が続いている。

当事業による商業施設のリニューアルによって、商業経営者の新陳代謝を図り、プラザファイブを中心市街地の核店舗として復活させることが可能である。

### (2) コミュニティの再生

当事業による公益施設の設置は、地区内 69 戸の住宅の居住環境の改善に資するとともに、中心市街地全体の福祉・交流機能の強化につながる。街なかでの福祉・交流機能の充実、地域の大きな課題である「コミュニティの再生」に寄与するものである。

### (3) シンボルゾーンの形成強化

現在、山鹿市は、歴史的町並みを活かした芝居小屋のある都市として全国的に脚光を浴びつつある。当事業によって、八千代座から千代の園酒造までの豊前街道の要となる位置にさくら湯再建のための用地を確保することが可能となる。

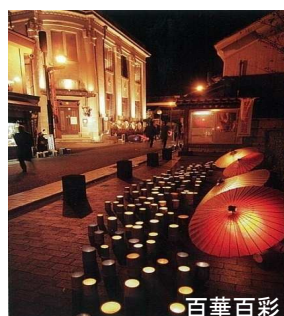
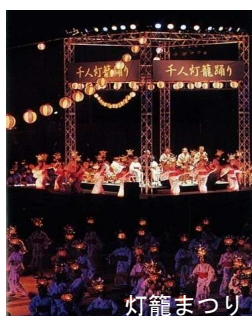
## ⑥観光の状況

中心市街地は、源泉を平安期に迎える「さくら湯」や江戸時代の建築様式を受け継いだ明治の芝居小屋「八千代座」、歴史ある伝統工芸を展示する「山鹿灯籠民芸館」、明治期に創業した老舗の造り酒屋「千代の園酒造」等、豊前街道を軸に豊富な観光資源を有しており、それら歴史と文化を慈しみ、活用した観光地づくりを推進している。

また、観光行事も一年を通し多彩な催しで賑わう。中でも「山鹿灯籠まつり」は、2日間で延べ約30万人を集客する熊本県を代表する祭りである。

このときに上演される山鹿灯籠踊りや山鹿太鼓を八千代座で披露するイベントが、秋(9～10月)の「山鹿風情物語」と冬(1～3月)の「山鹿灯籠浪漫・百華百彩」であり、入込客数についてはそれぞれ約2,500人、約35,000人である。

山鹿灯籠浪漫・百華百彩は、舞台を八千代座から商店街まで広げ、豊前街道沿いに山鹿傘や竹を使った灯りのオブジェが並べられる。この催しは、観光協会、商店街、大学と行政が連携して行っている。



### 八千代座の沿革

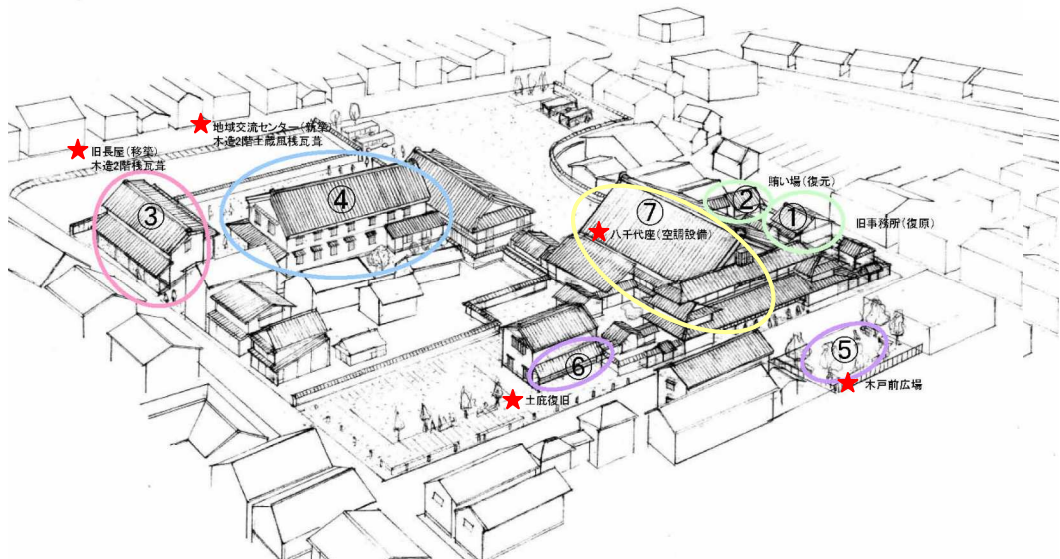
八千代座は、明治43年(1910年)、山鹿の実業界により設立された八千代座組合が建てた芝居小屋で、以後、歌舞伎をはじめ、新国劇、クラシック演奏会や市の催し、学芸会に至るまで長年にわたり広く利用されていた。しかし、昭和40年代になると庶民の娯楽が多様化し、経営不振により閉鎖状態に陥った。建物の老朽化が進む中、昭和55年に組合から市へ建物が寄付され、昭和60年に市指定文化財に指定された。このような状況の中で、翌61年に八千代座復興期成会が発足し、老人会の「瓦一枚運動」をはじめとした募金活動で屋根瓦の葺き替えや一部改築が行われると、昭和63年に国の重要文化財に指定され、平成元年から一般公開が開始された。平成2年、市民による「坂東玉三郎舞踊公演」が開催されるとその評判が全国に八千代座の名を広め、復興の追い風となり、平成8年から5年間かけて「平成の大修理」が行われた。工事では、建物の骨格だけを残し、可能な限りの木材を再利用し再び組み直す半解体修理とともに耐震補強も行われ、安全面での強化も図られた。平成13年春、新たな八千代座の歴史が片岡仁左衛門一行の大歌舞伎によって幕を開け、現在は施設見学事業と各種の興行に利用されており、毎年7～8万人の利用者がある。修復前は年間3.5万人程度の利用であったことから、修復に伴い運営体制強化が図られ、観光集客施設としての位置付けが確立されたといえる。今後、さらなる活用と集客を高めるため、町並みセンター(公演資料の展示など)、地域交流センター(高校等の演劇練習の場など)をはじめとした付近一帯の第2次整備事業を実施していく。



明治44年の八千代座こけら落とし



現在の八千代座内部  
(復元されたシャンデリアと天井広告画)



第2次整備事業後のイメージ (★ 計画期間内第2次整備箇所)

その他、観光集客施設の利用者数は次表のとおりである。八千代座と同じく、豊前街道沿いに立地する山鹿灯籠民芸館や千代の園酒造資料館も八千代座の修復後に利用者数が増加し、堅調に推移しているといえる。

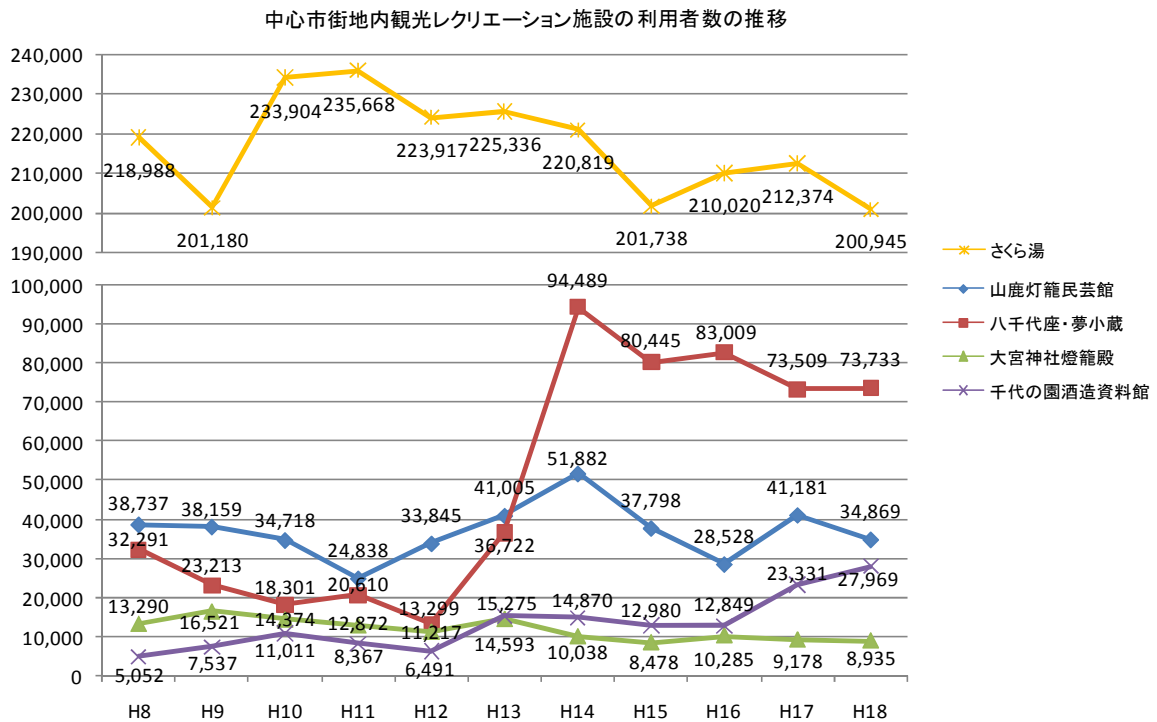
また、年間利用者数が延べ20万人に上るさくら湯は、プラザファイブ再生事業に伴う再建計画を推進中であり、さらに広範囲からの集客が期待される場所である。



さくら湯      山鹿灯籠民芸館      八千代座・夢小蔵      大宮神社燈籠殿      千代の園酒造

■ 中心市街地内観光レクリエーション施設の利用者数

年度	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
さくら湯(人)	218,988	201,180	233,904	235,668	223,917	225,336	220,819	201,738	210,020	212,374	200,945
前年比(%)	—	91.9	116.3	100.8	95.0	100.6	98.0	91.4	104.1	101.1	94.6
山鹿灯籠民芸館(人)	38,737	38,159	34,718	24,838	33,845	41,005	51,882	37,798	28,528	41,181	34,869
前年比(%)	—	98.5	91.0	71.5	136.3	121.2	126.5	72.9	75.5	144.4	84.7
八千代座・夢小蔵(人)	32,291	23,213	18,301	20,610	13,299	36,722	94,489	80,445	83,009	73,509	73,733
前年比(%)	—	71.9	78.8	112.6	64.5	276.1	257.3	85.1	103.2	88.6	100.3
大宮神社燈籠殿(人)	13,290	16,521	14,374	12,872	11,217	14,593	10,038	8,478	10,285	9,178	8,935
前年比(%)	—	124.3	87.0	89.6	87.1	130.1	68.8	84.5	121.3	89.2	97.4
千代の園酒造資料館(人)	5,052	7,537	11,011	8,367	6,491	15,275	14,870	12,980	12,849	23,331	27,969
前年比(%)	—	149.2	146.1	76.0	77.6	235.3	97.3	87.3	99.0	181.6	119.9



資料：「熊本県観光統計調査」

### ⑦居住の状況

「山鹿市住宅総合計画」（平成 19 年 3 月）によると、本市の空き家率は約 13%で、中心市街地でも郊外でも増加しており、中心部では駐車場への転用需要はあるが、防災・防犯上の対策が求められている。住宅需要としては国道 325 号を中心とする地域で高く、山鹿地域から鹿本地域へと拡大傾向にある。また、山鹿地域では U J I ターン希望世帯からの「温泉付き住宅」や「高齢者向け住宅」等の問い合わせが市内の不動産業者へ寄せられている。

しかしながら、全体としては、郊外への大型商業施設の立地や中心市街地には狭隘道路の多い密集市街地が残るため、住宅地は用途地域外へと拡がってきている。

市営住宅は 57 団地 1,483 戸を有しており、そのうち中心市街地には 3 団地、90 戸が立地する。昭和 40 年代半ばから後半にかけて建設されたものが多く、老朽化が進んでいる。市営住宅は申込み世帯が増加傾向にあり、入居倍率も 2 倍を超えている状況である。

## (3) 上位計画等

### ①総合計画

本市では、平成 17 年の新市発足を機に、平成 27 年度を目標年度とするまちづくりの指針を示した第一次山鹿市総合計画「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」を策定した。その中で、中心市街地については次のような課題と目標が記されている。

施策体系別計画の「活力ある商業の振興」において、中心市街地は商業の衰退や居住人口の減少等による空洞化が進行しており、賑わいを回復するためにコミュニティとしての魅力向上や都市機能の集約・強化に努め、快適かつ個性的な空間とすることが課題とされている。

そのため、具体的な商業の活性化として、個性的な商品構成・陳列、専門的な商品知識の取得、顧客管理の強化、店舗改装、接客改善等により魅力的な個店づくりを進め、中心市街地から流出した消費者を回帰させるとしており、商工会議所(TMO)、商工会での専門研修会の開催、融資制度や助成制度等各種支援策の活用推進を挙げている。

また、販売促進や宣伝強化のための施策について、関係機関と連携し検討を進めるとしている。

そして、賑わいのある商店街づくりの推進として、特にプラザファイブが実施する再生事業を支援するとともに連携して事業実現を目指すこととされている。

また、中心市街地の魅力を高めるために、居住機能の確保や居住を支える各種都市機能・生活機能の充実を図り、暮らしやすいまちづくりを実現することが目標とされている。

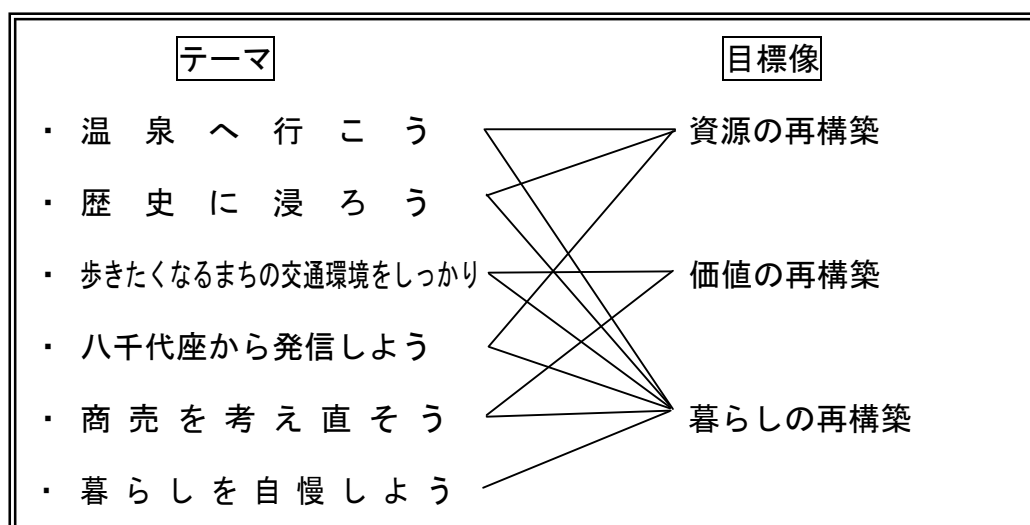
次に「魅力ある都市の形成」の中では、中心市街地は集客力と活力の低下が続き空洞化が顕著で、豊前街道ですでに実施された町並み整備に加え、今後は小路(しゅうじ)整備による歴史的町並みの面的拡大が課題として挙げられている。

そして、コンパクトなまちづくりを目指し、温泉や八千代座をはじめとする多くの歴史的・文化的な資産を活かした、まちなみ整備事業とも協調した魅力ある都市空間づくりを進め、豊前街道を軸としたまちづくりの継続により中心市街地の観光産業が他の分野と連携して活性化の牽引役となれるようハード面から観光づくりを支援することとされている。

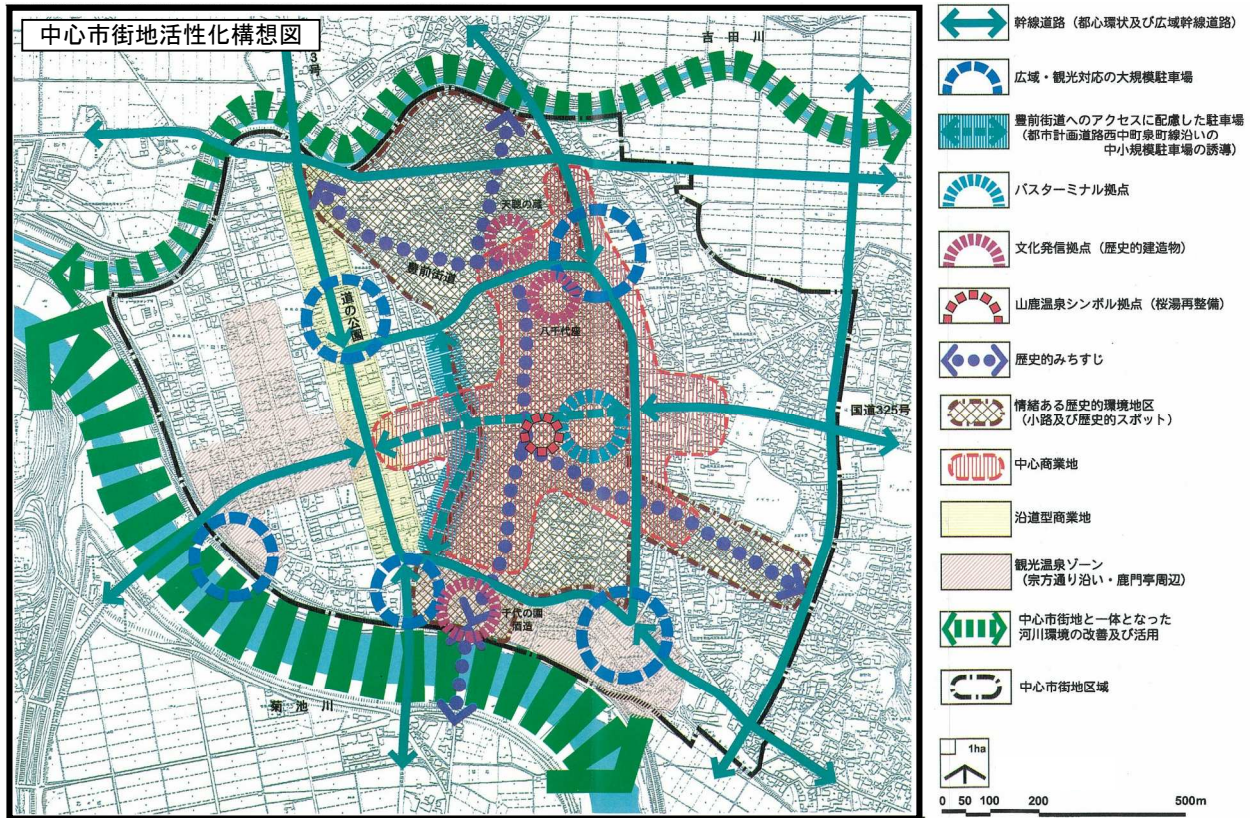
また、「住」をはじめとするさまざまな機能を中心市街地に集約することで少子高齢化対応や財政負担軽減を図ることも目標とされている。

## ②旧中心市街地活性化基本計画

平成10年度に策定された中心市街地活性化基本計画(旧法による)では、以下のような6つのテーマとその目標像を定めており、次図のような構想図に基づき具体的なテーマ別の事業・施策展開の方針を定めている。







### ③山鹿市都市景観形成基本計画

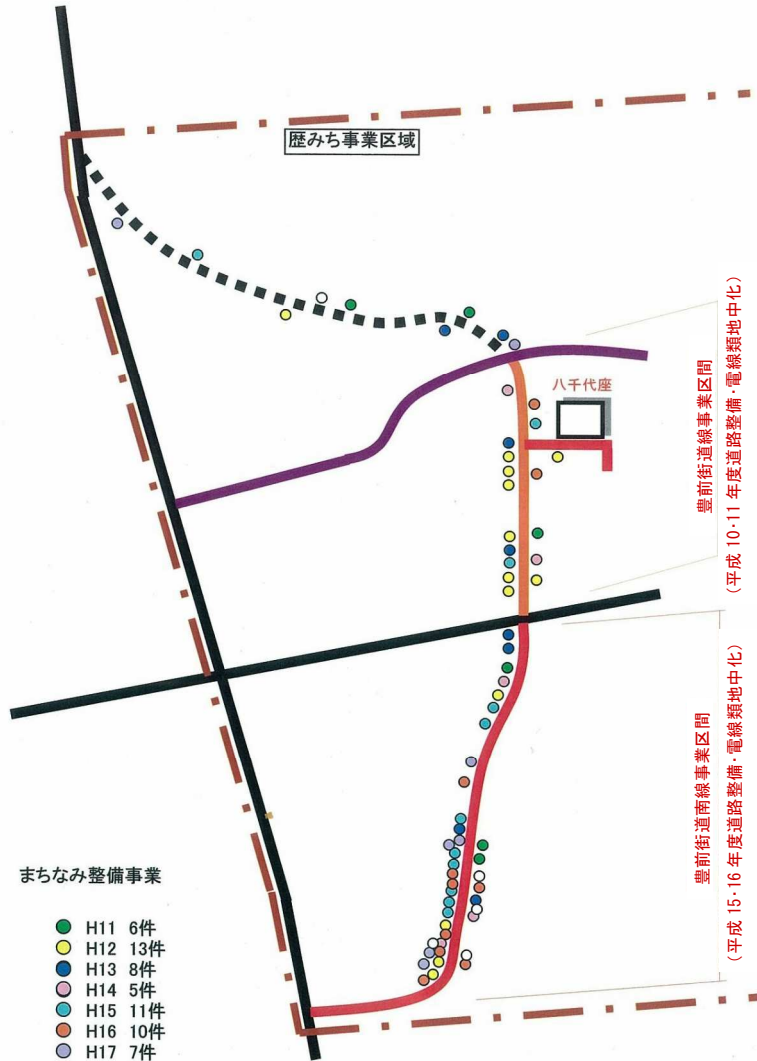
本市では、熊本県景観条例から移行した山鹿市景観条例において、景観形成施策を体系的に位置付けるとともに、平成8年度より事業採択された「身近なまちづくり支援街路事業(歴みち事業)」をはじめとする各種まちづくり事業相互の効果的な連携を図っていくために、本市における都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的かつ積極的に推進していくための指針として「都市景観形成基本計画」を策定した。

具体的には、重点的に都市景観の形成を推進すべき「都市景観形成地区」を指定し、地区特性に則した目標や基準等を定め、建築行為等に事前の届出を求め、地区景観と調和を図るための努力や誘導を図っているところである。指定された4つのゾーンの内「豊前街道沿道ゾーン」は、山鹿の代表的な町並みを保存する地区、町並み修景事業の推進、景観形成建造物の指定・登録を進める地区とされている。

その建造物については、本市にとって、良好な都市景観を形成する上で重要であり、歴史的かつ文化的にも価値が高く、保存していく建造物及び、これと一体をなす工作物に対して「登録制度」を導入し、山鹿市独自の方式としてきめ細やかな対応を図っていくとしている。

「指定景観形成建造物」として15棟、「登録景観形成建造物」としては56棟、「その他の景観形成建造物」として約160棟が候補となっている。

これらを整備・保存するまちなみ整備事業の平成19年3月末日における実施状況は、次図のとおりである。



まちなみ整備事業

- H11 6件
- H12 13件
- H13 8件
- H14 5件
- H15 11件
- H16 10件
- H17 7件
- H18 7件

計 延 65件

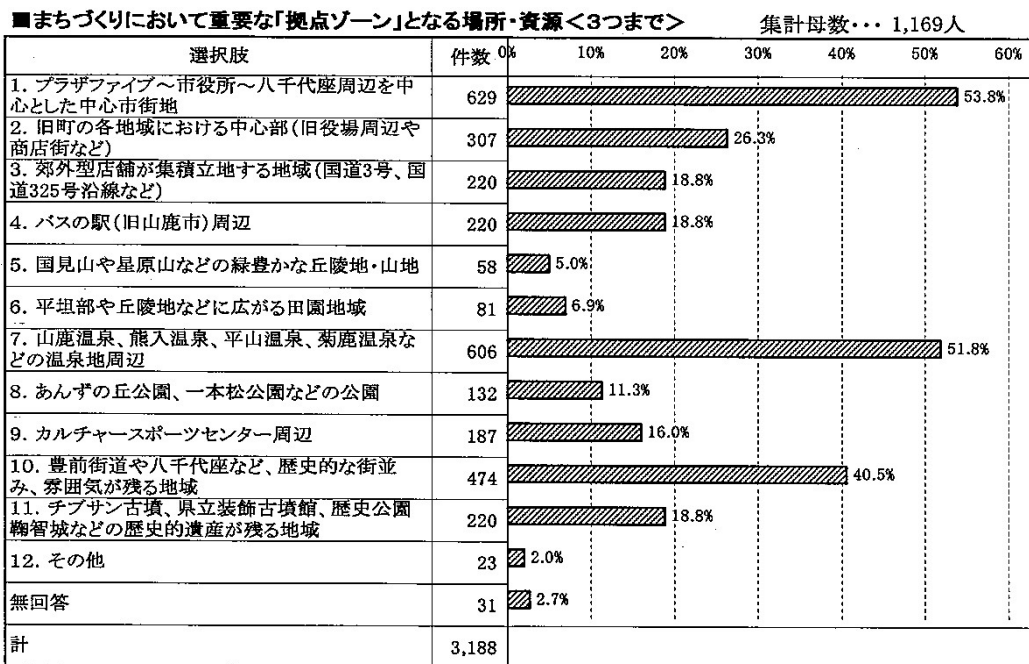


#### (4) 市民意向

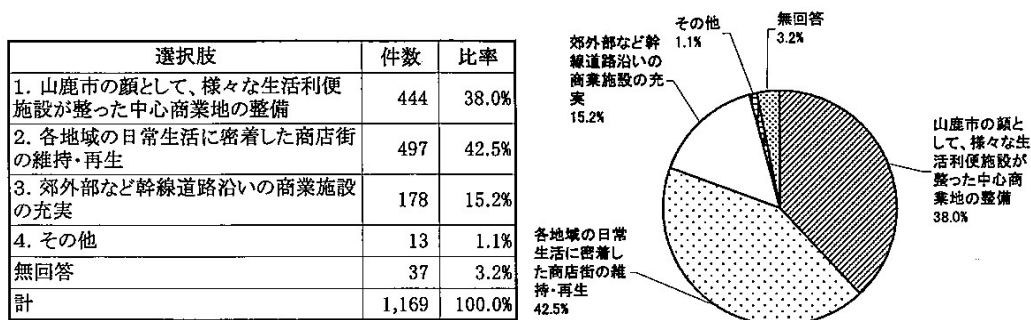
##### ①都市計画マスタープラン策定に伴う市民アンケート調査結果

当調査は、平成19年9月に実施されたものであり、山鹿市全域の20歳以上の市民3千人を対象としている。有効回収数は1,169通である(回収率39.0%)。

この中で「山鹿市全体の活性化や魅力化に向けて、重点的に活用したり、整備したりすべき場所・資源は何だと考えるか」との設問に対し、「拠点ゾーン」として「プラザファイブ～市役所～八千代座周辺を中心とした中心市街地」との回答が最も多く、53.8%の回答率となっている。また、「豊前街道や八千代座など、歴史的な町並み、雰囲気が残る地域」は40.5%の回答率で3番目に多い。

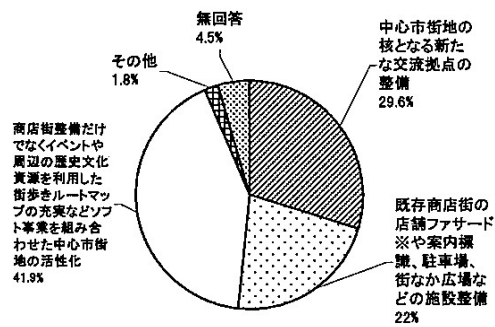


『将来の山鹿市の商業地』に関して、どんなことが重要だと思うか」との設問では、「各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生」が42.5%、「山鹿市の顔として、様々な生活利便施設が整った中心商業地の整備」が38.0%となっている。



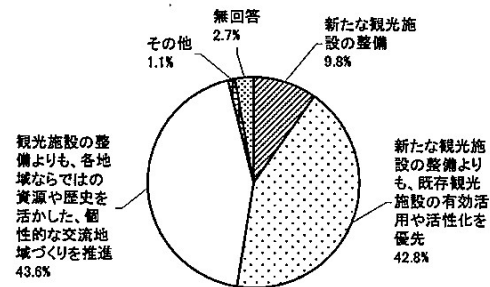
『将来の山鹿市の中心市街地』に関して、どんなことが重要だと思うか」に対しては、「商店街整備だけでなくイベントや周辺の歴史文化資源を利用した街歩きルートマップの充実などソフト事業を組み合わせた中心市街地の活性化」が41.9%で最も高い。

選択肢	件数	比率
1. 中心市街地の核となる新たな交流拠点の整備	346	29.6%
2. 既存商店街の店舗ファサード※や案内標識、駐車場、街なか広場などの施設整備	259	22.2%
3. 商店街整備だけでなくイベントや周辺の歴史文化資源を利用した街歩きルートマップの充実などソフト事業を組み合わせた中心市街地の活性化	490	41.9%
4. その他	21	1.8%
無回答	53	4.5%
計	1,169	100.0%



『将来の山鹿市の観光地』に関して、「どのようなことが重要だと思うか」との設問に対しては、「観光施設の整備よりも、各地域ならではの資源や歴史を活かした、個性的な交流地域づくりを推進」と「新たな観光施設の整備よりも、既存観光施設の有効活用や活性化を優先」がそれぞれ4割を超えている。

選択肢	件数	比率
1. 新たな観光施設の整備	115	9.8%
2. 新たな観光施設の整備よりも、既存観光施設の有効活用や活性化を優先	500	42.8%
3. 観光施設の整備よりも、各地域ならではの資源や歴史を活かした、個性的な交流地域づくりを推進	510	43.6%
4. その他	13	1.1%
無回答	31	2.7%
計	1,169	100.0%

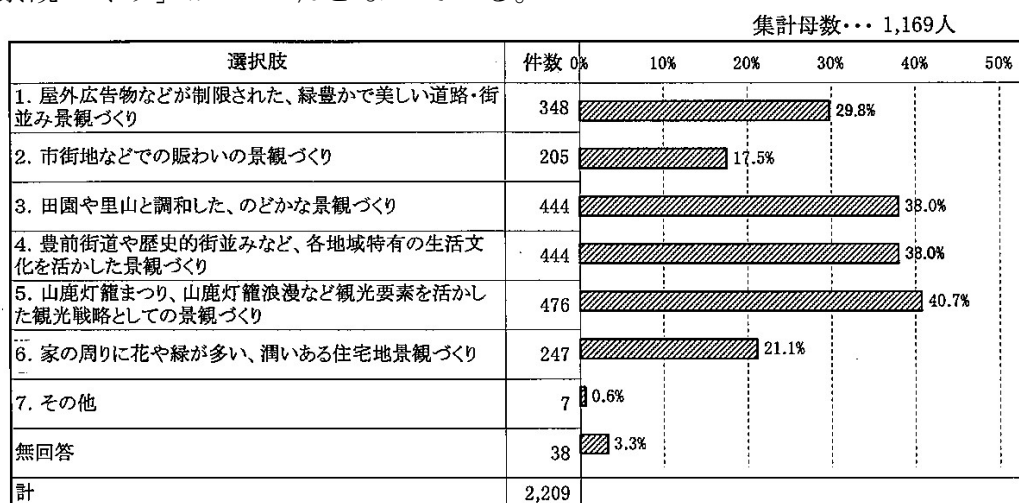


次に『山鹿市の道路・交通の整備』に関して、「大切な取り組みはなんだと思うか」では、「市街地・集落内における狭い道路の改善」が最も高く36.1%、次に「商業地や観光地などでの自動車利用に対応した環境整備(駐車場確保、案内板充実など)」が26.4%と続く。

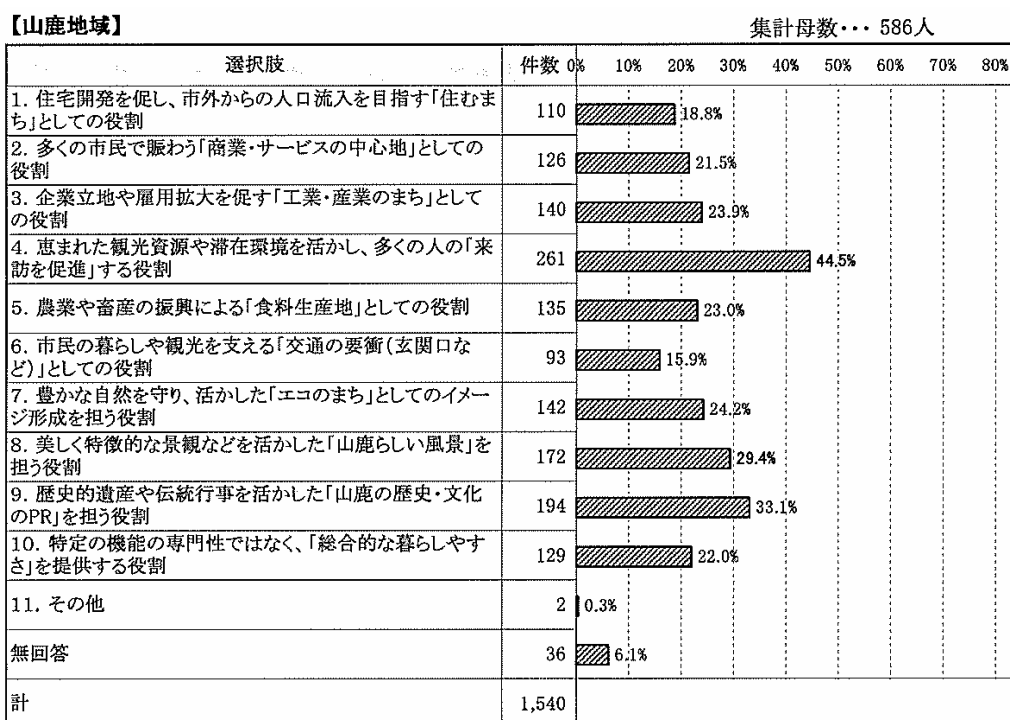
集計母数・・・1,169人

選択肢	件数	比率
1. 周辺市町に連絡する広域的な幹線道路の整備	244	20.9%
2. 市内の各地域を結ぶ国道、県道などの域内主要道路の整備	201	17.2%
3. 市街地・集落内における狭い道路の改善	422	36.1%
4. 交差点の整備や駐車場の案内表示など、交通渋滞解消に向けた取り組み	146	12.5%
5. 歩道や、交通安全施設(カーブミラー、照明など)の充実	268	22.9%
6. 福岡と連絡する高速バスの充実	122	10.4%
7. 熊本市、玉名市、菊池市などへ連絡する都市間のバスの充実	151	12.9%
8. 市中心部から周辺部、観光地などへ連絡するバス路線の充実	135	11.5%
9. バスの駅のバス停留所の増設や駐車場、駐輪場の拡張など、バス利用の利便性向上	127	10.9%
10. 商業地や観光地などでの自動車利用に対応した環境整備(駐車場確保、案内板充実など)	309	26.4%
11. その他	27	2.3%
無回答	48	4.1%
計	2,200	

『将来の山鹿市の町並み・景観』に関して、「どんなことが重要だと思うか」との設問では、「山鹿灯籠まつり、山鹿灯籠浪漫など観光要素を活かした観光戦略としての景観づくり」が40.7%で最も高く、「豊前街道や歴史的町並みなど、各地域特有の生活文化を活かした景観づくり」が38.0%となっている。



地域別に「住んでいる地域は、山鹿市の発展を考える中で、どのような特徴を伸ばし、どのような役割を担っていくべきと考えるか」との設問に対し、山鹿地域では、「恵まれた観光資源や滞在環境を活かし、多くの人の『来訪を促進』する役割」が44.5%と最も高い。



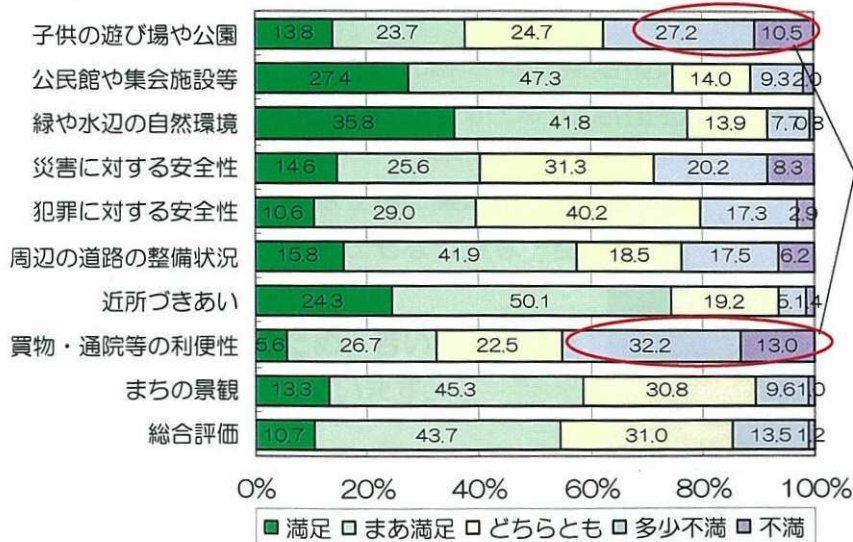
最後に「住んでいる地域において、今後も大切に守っていききたいもの、何らかの形でまちづくりに積極的に活用していききたいもの」を自由記入で求めたところ、山鹿地域の回答は「温泉」、「灯籠まつり」、「八千代座」が上位3位となっている。

## ②居留意向（山鹿市住宅総合計画）

「山鹿市住宅総合計画」（平成 19 年 3 月）において、住宅・住環境に関する市民意向調査を実施しており（平成 18 年 9 月）、その概要は以下のとおりである。

全体として、住宅・住環境に対する評価は高いが、古い持屋居住者が多いため「設備」「住宅の傷み具合」「住宅内の段差」等への不満や「子供の遊び場や公園」「身近な生活道路」「買い物・通院等の利便性」等に対する不満が見られる。

### ■住環境に対する評価

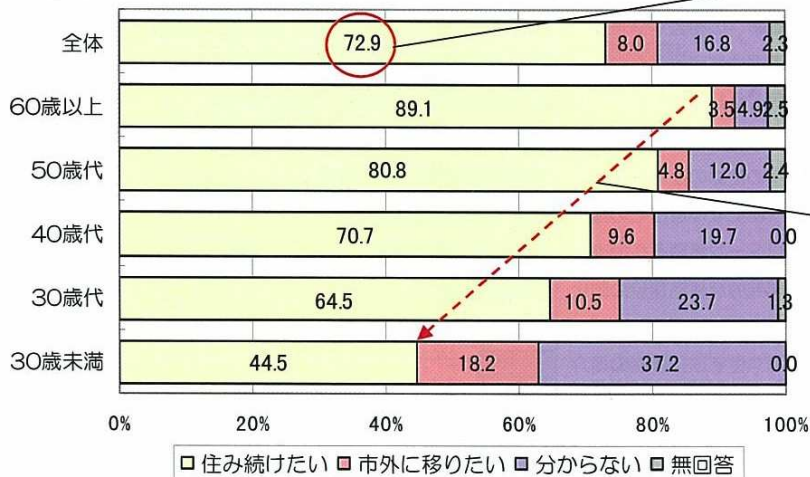


●「子どもの遊び場や公園」「買物や通院の利便性」に対する不満が多い。

また、定住意向は高く、全体の約 7 割が「山鹿市に住み続けたい」としている。

しかし、一方で若い世代ほどその比率は下がり、30 歳未満では 4 割強となっている。住宅施策に関する意向としては、「高齢者に対する住宅施策の充実」が上位に挙がっており、定住促進に必要な施策として「過疎化地域での住宅供給」「同居のための支援」「転入や Uターン希望者への住宅斡旋」等が望まれている。前出の「⑦居住の状況」で市営住宅の入居要望が高いことを記したが、意向調査でも半数近くが「新しい市営住宅が必要」と回答している。

### ■定住意向（総合計画策定のためのアンケート）



●全体では 7 割が「山鹿市に住み続けたい」と回答している。

●若い人ほど「市外に移りたい」という回答が多くなっている。

### [3] 将来の中心市街地に関わるまちづくりのあり方について市民の意向

中心市街地の活性化を進めるにあたり、将来の中心市街地に関わるまちづくりのあり方について、市民の中心市街地への出向状況、中心市街地及びその活性化に対する感じ方・思い・考え、旧中心市街地活性化基本計画に基づき実施した事業・施策に対する評価を把握するため、市民アンケート調査を実施した。

以下、その分析結果である。

#### 1. 調査の概要

##### ① アンケート調査名

「山鹿市中心市街地(プラザファイブ周辺)まちづくり<市民アンケート調査>」

##### ② 調査時期

平成19年9月

##### ③ 調査方式

郵送による配布・回収

##### ④ 対象者

山鹿市民のうち、16歳以上の800人を無作為抽出

##### ⑤ 回収率

44.8% (回収数 358 票)

#### 2. 調査結果の総括

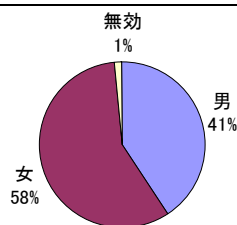
- ・ 回答者は女性が約6割で、60代以上が約半数を占めている。無職と会社員等がそれぞれ約1/4の比率で多く、居住地は山鹿地区(合併前の旧山鹿市)が55%を占めており、人口分布等からみて概ねバランスの良い回答者属性である。
- ・ 中心市街地へ行く頻度や目的からみると、中心市街地へは日常的な来街が少なく、銀行・病院・市役所等への必要目的で来るところと判断できる。
- ・ 中心市街地に対する感じ方は、安心して歩けることや文化的雰囲気があることを感じており、豊前街道とその沿道の歴史的な整備、八千代座における平成の大修理等の市街地整備は効果があったと判断できる。しかし、商店街や商業に関わる事業は周知不足等もあり、評価の低い項目もある。
- ・ 中心市街地に住むことについては、中心市街地の居住者も非居住者もその大半が肯定的とも否定的とも言えないようであるが、その次の意見として、中心市街地の居住者は住み続けたい人が多く、非居住者は住みたくない人が多い。これは、現在の居住地に対し、概ね満足していると考えられる。
- ・ 中心市街地を魅力的なところにするための必要施設、交通環境の改善方法、活性化のために今後すべきことは、無料駐車場の整備と新しい魅力ある店舗や施設の立地が必要と考える人が多い。
- ・ 旧中心市街地活性化基本計画に基づいて実施した事業・施策に対する評価は、全般的にほぼ効果があったと評価できる回答である。ただし、商店街に関わる事業・施策については、評価が低い項目も見られ、今後対策が必要である。

### 3. 調査結果の詳細

#### ① 性別

- ・男性が41%、女性が58%の回答である。

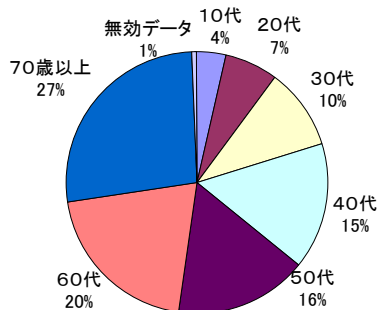
番号	選択肢文	度数	%
1	男	145	41
2	女	208	58
	無効データ	5	1
	合計	358	100



#### ② 年齢

- ・70歳以上、60代、50代…と年齢の高い層の順で回答者が多い。
- ・約半数が60代以上の回答者で47%になる。

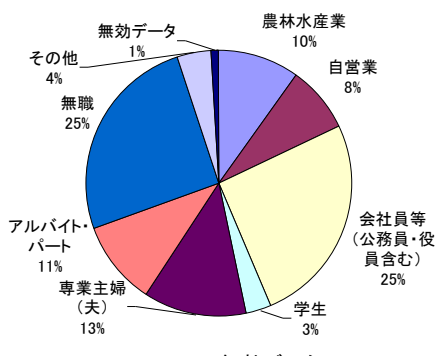
番号	選択肢文	度数	%
1	10代	13	4
2	20代	24	7
3	30代	36	10
4	40代	55	15
5	50代	59	16
6	60代	73	20
7	70歳以上	96	27
	無効データ	2	1
	合計	358	100



#### ③ 職業

- ・会社員等(公務員・役員含む)と無職がそれぞれ25%で最も多く、次に専業主婦(夫)が13%で続いている。

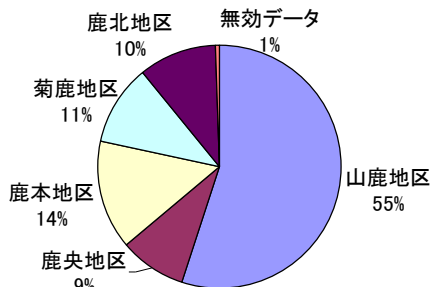
番号	選択肢文	度数	%
1	農林水産業	36	10
2	自営業	29	8
3	会社員等(公務員・役員含む)	91	25
4	学生	11	3
5	専業主婦(夫)	45	13
6	アルバイト・パート	37	11
7	無職	91	25
8	その他	15	4
	無効データ	3	1
	合計	358	100



#### ④ 居住地

- ・山鹿地区の居住者が最も多く55%の回答である。
- ・他の地区は回答者の割合が比較的分散している。

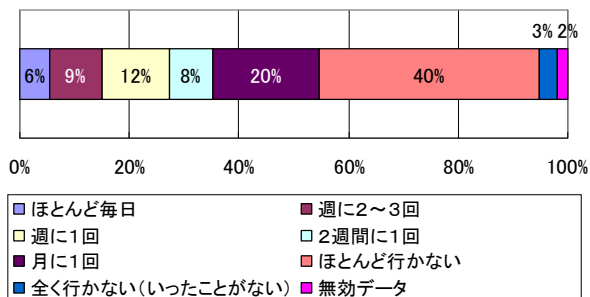
番号	選択肢文	度数	%
1	山鹿地区	197	55
2	鹿央地区	32	9
3	鹿本地区	51	14
4	菊鹿地区	39	11
5	鹿北地区	37	10
	無効データ	2	1
	合計	358	100



#### ⑤ 中心市街地へ行く頻度

- ・「ほとんど行かない」が最も多く40%で、次に「月に1回」が20%、「週に1回」が12%の順で多い。
- ・「ほとんど毎日」は6%、「週に2～3回」は9%である。
- ・日常来街が少ない状況である。

番号	選択肢文	度数	%
1	ほとんど毎日	20	6
2	週に2～3回	34	9
3	週に1回	44	12
4	2週間に1回	28	8
5	月に1回	70	20
6	ほとんど行かない	144	40
7	全く行かない(いったことがない)	11	3
	無効データ	7	2
	合計	358	100



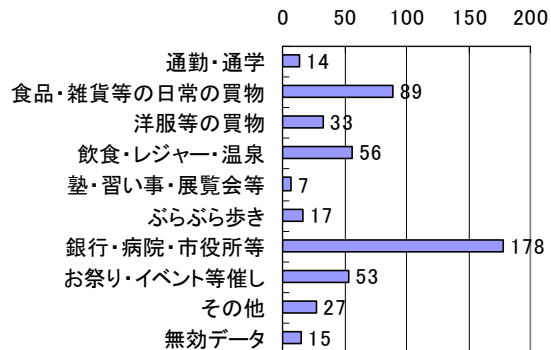


### ⑥ 中心市街地に行く目的（複数回答可）

- 「銀行・病院・市役所等」が最も多く 52%で、次に「食品・雑貨等の日常の買物」が 26% 「飲食・レジャー・温泉」が 17%、「お祭り・イベント等の催し」が 16%の順が多い。
- 「銀行・病院・市役所等」が最も多いのは、中心市街地に公共公益施設等が集積していることを裏付ける半面、買物や飲食、レジャー等のコミュニティの場として魅力を失っていることが読み取れる。

番号	選択肢文	度数	%
1	通勤・通学	14	4
2	食品・雑貨等の日常の買物	89	26
3	洋服等の買物	33	10
4	飲食・レジャー・温泉	56	17
5	塾・習い事・展覧会等	7	2
6	ぶらぶら歩き	17	5
7	銀行・病院・市役所等	178	52
8	お祭り・イベント等催し	53	16
9	その他	27	8
	無効データ	15	4
	合計	489	

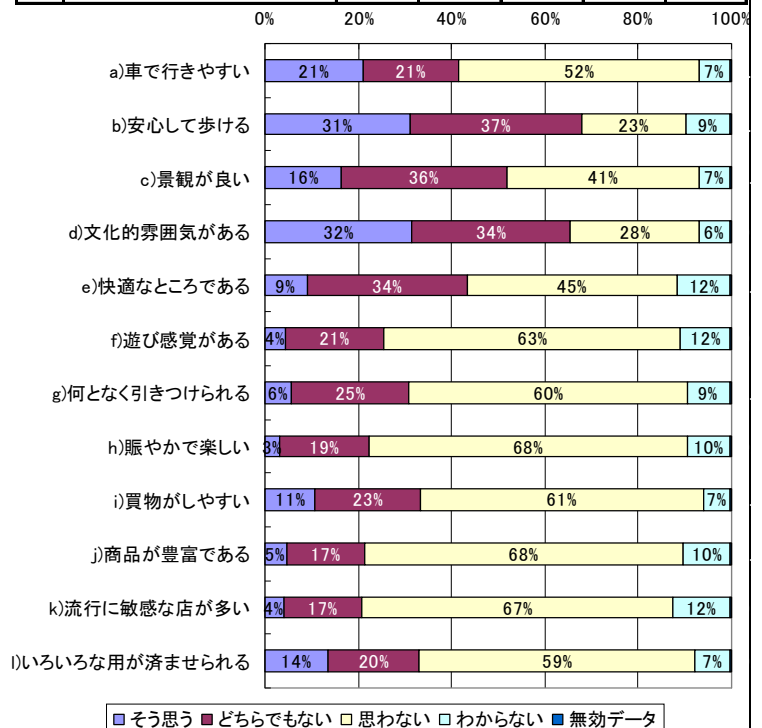
(%は回収数に対する割合)



### ⑦ 中心市街地に対する感じ方

- 『安心して歩ける』、『文化的雰囲気がある』は、「そう思う」と回答した人が「思わない」と回答した人より多く、中心市街地内の歩道の整備、豊前街道とその沿道の歴史的な整備、八千代座の平成の大修理とその興行や見学利用が、市民にも浸透しているようで、好印象となっている。
- 『車で行きやすい』、『景観が良い』、『快適なところである』の項目については、「思わない」が 40~50%で、車の通り難い道幅の道路があること、整備の行き届いていない建物等があることが理由として考えられる。
- 『遊び感覚がある』、『何となく引きつけられる』、『賑やかで楽しい』、『買物がしやすい』、『商品が豊富である』、『流行に敏感な店が多い』、『いろいろな用が済ませられる』の項目については、「思わない」が約 60%で、商業の場としては、魅力を感じないところとなっている。

質問項目名	選択肢文				
	そう思う	どちらでもない	思わない	わからない	無効データ
a) 車で行きやすい	70	68	171	22	1
b) 安心して歩ける	101	119	73	30	1
c) 景観が良い	52	114	132	21	1
d) 文化的雰囲気がある	102	109	90	21	1
e) 快適なところである	29	108	142	36	1
f) 遊び感覚がある	14	67	201	34	1
g) 何となく引きつけられる	18	81	191	29	1
h) 賑やかで楽しい	10	61	217	29	1
i) 買物がしやすい	35	74	198	19	1
j) 商品が豊富である	15	54	219	32	1
k) 流行に敏感な店が多い	13	53	214	39	1
l) いろいろな用が済ませられる	44	63	191	24	1

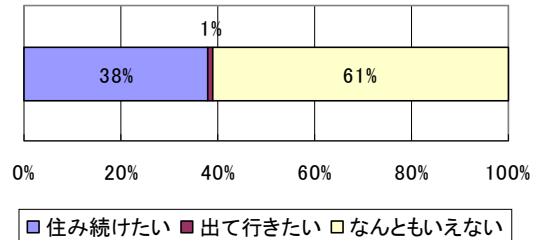


・以上のことから、これまでの市街地で整備されたことに関する項目については、評価が高いが、商店街や商業に関わる項目については、評価が低いものもあり、対策が必要と考えられる。

⑧ 中心市街地に住んでいる人に対して中心市街地に住むことについての思い

- ・「なんともいえない」が61%で最も多く、「住み続けたい」38%より多い。
- ・「住み続けたい」理由は、生活に便利が良い、温泉があるから、静かが良い、住み慣れている、高齢なので等の記述が多い。
- ・「出て行きたい」理由は、治安が悪いという記述である。

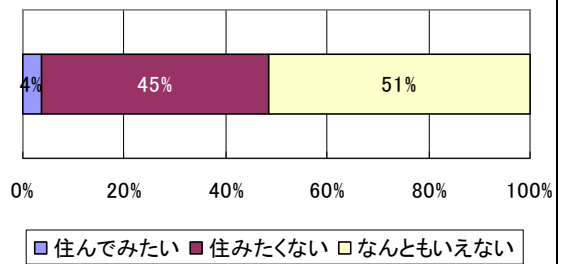
番号	選択肢文	度数	%
1	住み続けたい	31	38
2	出て行きたい	1	1
3	なんともいえない	50	61
合計		82	100



⑨ 中心市街地に住んでいない人に対して中心市街地に住むことについての思い

- ・「なんともいえない」が51%で最も多く、次に「住みたくない」が45%である。
- ・「住みたくない」理由は、不便、道路が狭く買物等に不便、騒がしく落ち着かない、静かでない、魅力がない、今のところが良いといったような記述が多い。
- ・「住んでみたい」理由は、便利だから、高齢になったからという記述である。

番号	選択肢文	度数	%
1	住んでみたい	11	4
2	住みたくない	132	45
3	なんともいえない	151	51
合計		294	100

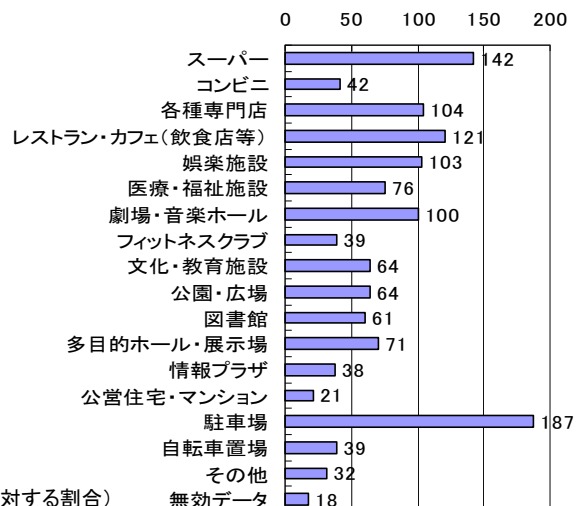


⑩ 中心市街地がより魅力的なところになるために必要な施設（複数回答可）

- ・「駐車場」が最も多く52%で、次に「スーパー」40%、「レストラン・カフェ（飲食店等）」34%、「各種専門店」29%、「娯楽施設」29%、「劇場・音楽ホール」28%の順が多い。
- ・「その他」では、無料の駐車場、温泉を中心とした施設、ショッピングモール等の記述が見られる。

番号	選択肢文	度数	%
1	スーパー	142	40
2	コンビニ	42	12
3	各種専門店	104	29
4	レストラン・カフェ（飲食店等）	121	34
5	娯楽施設	103	29
6	医療・福祉施設	76	21
7	劇場・音楽ホール	100	28
8	フィットネスクラブ	39	11
9	文化・教育施設	64	18
10	公園・広場	64	18
11	図書館	61	17
12	多目的ホール・展示場	71	20
13	情報プラザ	38	11
14	公営住宅・マンション	21	6
15	駐車場	187	52
16	自転車置場	39	11
17	その他	32	9
	無効データ	18	5
合計		1322	

(%は回収数に対する割合)

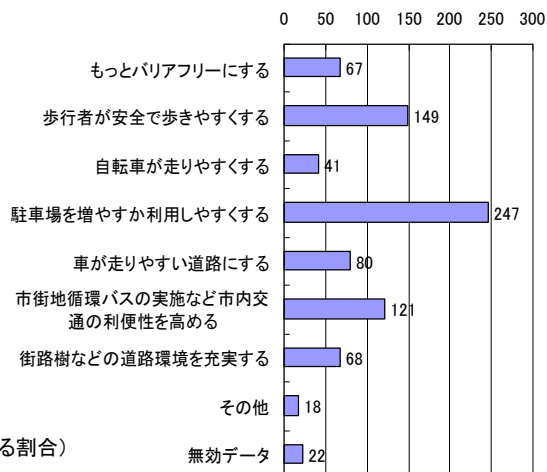


⑪ 中心市街地の交通環境を改善する方法（複数回答可）

- ・「駐車場を増やすか利用しやすくする」が最も多く69%で、次に「歩行者が安全で歩きやすくする」42%、「市街地循環バスの実施など市内交通の利便性を高める」34%の順が多い。
- ・「その他」では、駐車場の無料化という記述が比較的多い。また、中途半端に改善するより車両通行止めにして歩いて観光できるようにという記述も見られる。

番号	選択肢文	度数	%
1	もっとバリアフリーにする	67	19
2	歩行者が安全で歩きやすくする	149	42
3	自転車が走りやすくする	41	12
4	駐車場を増やすか利用しやすくする	247	69
5	車が走りやすい道路にする	80	22
6	市街地循環バスの実施など市内交通の利便性を高める	121	34
7	街路樹などの道路環境を充実する	68	19
8	その他	18	5
	無効データ	22	6
	合計	813	

(%は回収数に対する割合)

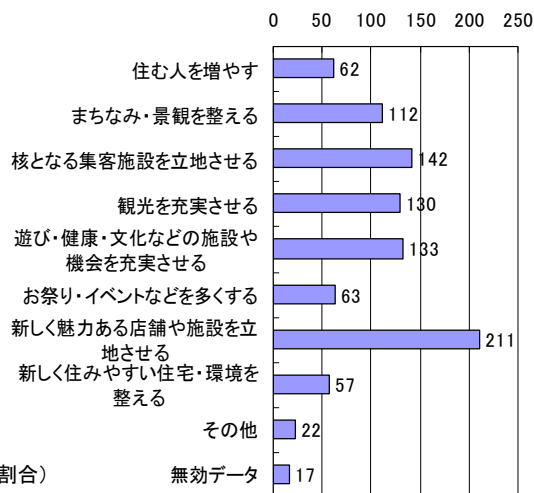


⑫ 中心市街地が活性化するために今後すべきこと（複数回答可）

- ・「新しく魅力ある店舗や施設を立地させる」が最も多く59%で、次に「核となる集客施設を立地させる」40%、「遊び・健康・文化などの施設や機会を充実させる」37%、「観光を充実させる」36%の順に多い。

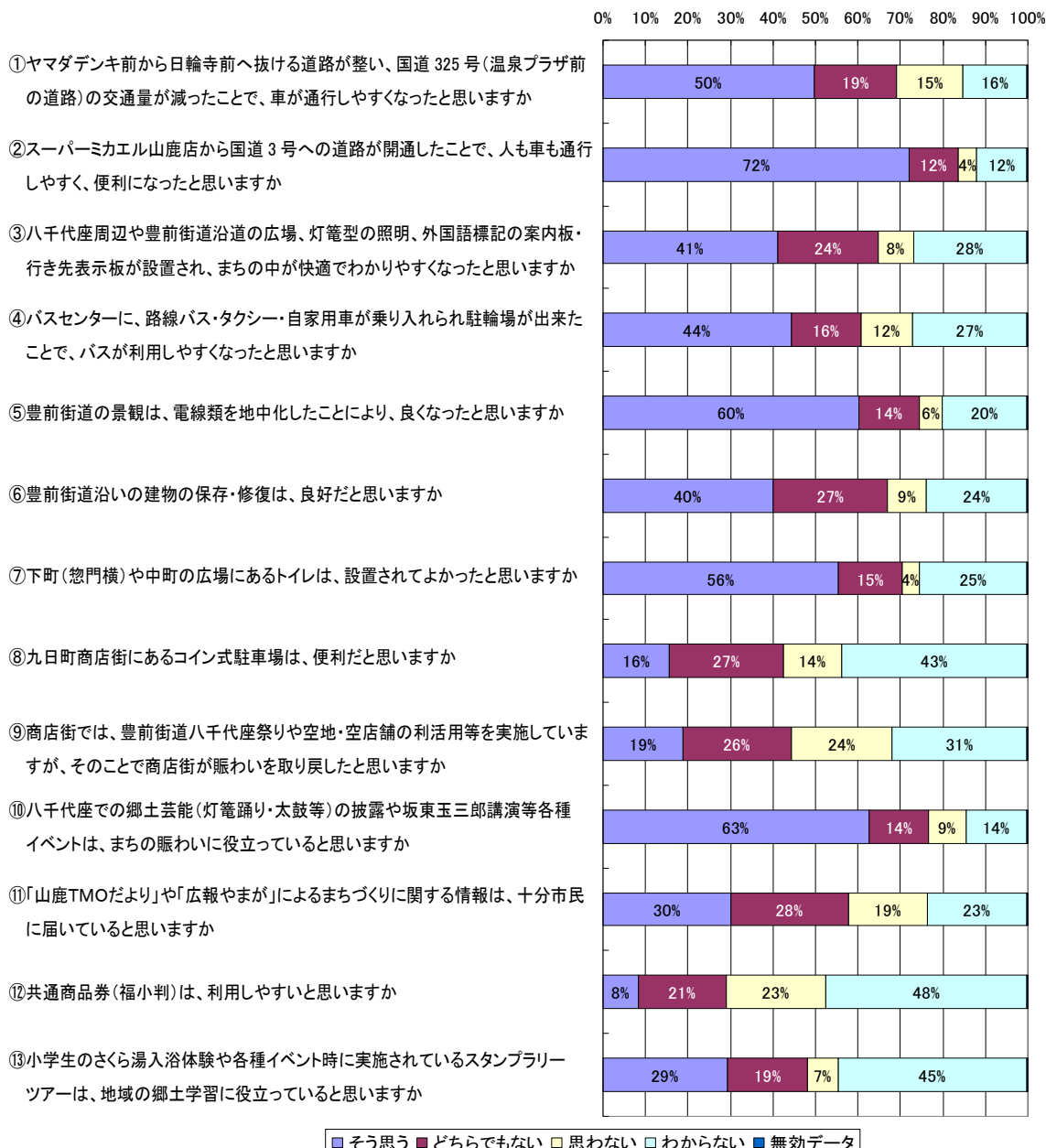
番号	選択肢文	度数	%
1	住む人を増やす	62	17
2	まちなみ・景観を整える	112	31
3	核となる集客施設を立地させる	142	40
4	観光を充実させる	130	36
5	遊び・健康・文化などの施設や機会を充実させる	133	37
6	お祭り・イベントなどを多くする	63	18
7	新しく魅力ある店舗や施設を立地させる	211	59
8	新しく住みやすい住宅・環境を整える	57	16
9	その他(具体的に)	22	6
	無効データ	17	5
	合計	949	

(%は回収数に対する割合)



⑬ これまでに中心市街地活性化のために実施されたことの評価

質問項目名	選択肢文				
	そう思う	どちらでもない	思わない	わからない	無効データ
① ヤマダデンキ前から日輪寺前へ抜ける道路が整い、国道325号(温泉プラザ前の道路)の交通量が減ったことで、車が通行しやすくなったと思いますか	174	68	54	53	1
② スーパーミカエル山鹿店から国道3号への道路が開通したことで、人も車も通行しやすく、便利になったと思いますか	251	41	15	41	1
③ 八千代座周辺や豊前街道沿道の広場、灯籠型の照明、外国語標記の案内板・行き先表示板が設置され、まちの中が快適でわかりやすくなったと思いますか	144	84	29	93	1
④ バスセンターに、路線バス・タクシー・自家用車が乗り入れられ駐輪場が出来たことで、バスが利用しやすくなったと思いますか	154	57	42	93	1
⑤ 豊前街道の景観は、電線類を地中化したことにより、良くなったと思いますか	210	49	19	69	1
⑥ 豊前街道沿いの建物の保存・修復は、良好だと思いますか	138	92	32	81	1
⑦ 下町(惣門横)や中町の広場にあるトイレは、設置されてよかったと思いますか	193	52	14	88	1
⑧ 九日町商店街にあるコイン式駐車場は、便利だと思いますか	54	92	47	150	1
⑨ 商店街では、豊前街道八千代座祭りや空地・空店舗の利活用等を実施していますが、そのことで商店街が賑わいを取り戻したと思いますか	65	89	82	110	1
⑩ 八千代座での郷土芸能(灯籠踊り・太鼓等)の披露や坂東玉三郎講演等各種イベントは、まちの賑わいに役立っていると思いますか	219	49	31	50	1
⑪ 「山鹿TMOだより」や「広報やまが」によるまちづくりに関する情報は、十分市民に届いていると思いますか	105	96	65	81	1
⑫ 共通商品券(福小判)は、利用しやすいと思いますか	29	71	80	163	1
⑬ 小学生のさくら湯入浴体験や各種イベント時に実施されているスタンプラリーツアーは、地域の郷土学習に役立っていると思いますか	102	65	25	154	1



#### ⑭ 自由意見

回答者数は133人。主な意見は多い順に以下のとおりである。

(駐車場について)

- ・ 中心市街地に無料駐車場をもっと整備して欲しい。
- ・ 無料駐車場がたくさんあれば市外の人や観光客も増える。
- ・ プラザファイブの駐車場を使いやすく、無料にして欲しい。
- ・ 市役所、県鹿本総合庁舎等の駐車場については、休日は開放して欲しい。

(施設等の整備について)

- ・ プラザファイブの再整備を早く望む。(このことに関連する意見は相当多い)
- ・ ショッピングモール、ショッピングセンター等を整備して欲しい。
- ・ 新しくお洒落な店をもっと欲しい。
- ・ まちの中の施設をバリアフリーにして欲しい。

(温泉について)

- ・ 温泉のまちをもっと活かすべき。
- ・ さくら湯をもっと綺麗にして欲しい。
- ・ 温泉旅館の評判を良くする。

(観光について)

- ・ 山鹿を楽しめる場所をもっと作る。
- ・ 八千代座で若い人向けのライブがあってもいい。
- ・ 山鹿の商品開発で人を集める。

(交通について)

- ・ バイパスが出来て、中心市街地へ来る人が少なくなったのではないか。
- ・ バスセンターが中心部から遠い。
- ・ 高齢者のためにバス交通を充実して欲しい。

(広報について)

- ・ まちなかの情報をもっと細かく流して欲しい。

※その他の意見内容

- ・ まちづくりに関する全般的な意見
- ・ 山鹿に住んでいることの感想

## [ 4 ] 旧中心市街地活性化基本計画の進捗状況と事業効果の検証

### 1. 進捗状況について

各事業・施策を進捗状況に応じて、次に示す進捗度に分類すると次表のような結果となる。

#### ■進捗度

完了…完了していると判断できる事業・施策

未着手…着手できていないと判断できる事業・施策

その他…完了でも未着手でもない事業・施策（未完了、件数が少、検討中等）

	事業・ 施策数	進捗度		
		完了	未着手	その他
市街地整備改善のための事業・施策	29 (100.0)	6 (20.7)	6 (20.7)	17 (58.6)
商業活性化等のための事業・施策	19 (100.0)	16 (84.2)	1 (5.3)	2 (10.5)
合 計	48 (100.0)	22 (45.8)	7 (14.6)	19 (39.6)

注) ( ) 内は構成比 (%)

### 2. 市街地整備改善のための事業・施策について

完了の全部、着手済の一部の事業・施策については、各種の調査や市民アンケート結果等から事業効果が概ね有りと検証できる。

- ・ 八千代座の平成の大修理は、新築屋建設や歩行者広場の整備等、周辺を含めた文化拠点ゾーンの整備として中心市街地の活性化へ相当な効果があったと認められる。
- ・ 都市基盤整備の事業・施策は、豊前街道周辺の歴史的地区での道路やポケットパーク等の環境整備がほとんどであるが、これらの観光や散策・歩行のための快適性の向上は、観光地や温泉街らしい情緒を醸し出しており、事業効果にも現れている。
- ・ 居住環境整備の事業・施策では、豊前街道周辺の歴史的地区での町並み整備に関わる建物の保存・修復・修景への助成を平成2年から開始し、地道ながらも行政・民間が連携した取組みが高く評価され、平成19年度『美しいまちなみ大賞(国土交通大臣賞)』を受賞するに至った。
- ・ 進捗度の未着手の事業・施策は、小路(しゅうじ)の環境整備がまもなく着手見込みであり、街路整備については、着手にあたって周辺住民のコンセンサスや予算等が伴わず着手に至らなかった。今後着手見込みの立たない街路整備については、その見通しを踏まえて、善処していくことが今後の課題である。進捗度のその他の事業・施策で、教育施設整備は、大学・専門学校の設置はなかったものの、市内高校ではスポーツやIT等の専門コースが新設されるなど、ある程度の事業進捗は図られている。これ以外については、着手はしているものの未完了や、町並み整備の建物修景のように今後も整備が継続されるもの、プラザファイブの再整備のように事業化が準備段階にあるものなどである。

### 3. 商業活性化等のための事業・施策について

進捗度は、ほとんどの事業・施策が完了で、その事業効果は、市民アンケート結果等から概ね有りといえる。

- ・ 八千代座平成の大修理に伴う関連ソフト事業は、貸館事業、見学事業、イベント事業等、各種に派生し事業効果を上げている。
- ・ 商店街の活性化に関わる山鹿市の助成事業(ソフト事業、共同施設整備事業、空き地空き店舗対策事業)は、平成9年から続けられており、商店街の現状維持に貢献しているものと考えられ、衰退の歯止めにより一定の効果有りといえる。
- ・ 全般的に温泉、八千代座、豊前街道をタウンレジャーで盛り上げる事業・施策でイベント、マップ、情報誌といった事業・施策は、山鹿のパブリシティを高めるために一定の効果があったといえる。
- ・ 進捗度の未着手の事業・施策では、歴史資源再生支援プロジェクトが、関係者間での協議が成り立たず、古材の流通等そのシステム構築までは至っていない。進捗度のその他の事業・施策では、八千代座運営戦略プロジェクトが、管理運営組織は決まったが、友の会の設立までには至っていない。

また、暮らしを支える情報提供プロジェクトは、店舗内にギャラリースペースを設ける店が数件オープンするなど民間レベルの動きが見られ、今後は、行政サイドでもそれらの機能を今計画の八千代座第2次整備(町並みセンター、地域交流センター)において、課題として引き継がなければならない。

### 4. 事業効果の総括

- ・ 旧基本計画の事業・施策では、八千代座や豊前街道を舞台とした山鹿風情物語や山鹿灯籠浪漫・百華百彩の集客イベントを開催するとともに、豊前街道沿道建物のまちなみ修景と空き地空き店舗活用を継続実施してきた。これらの事業・施策は、八千代座周辺の九日町商店街の売上げ増加に貢献し、一時的ではあるが国道325号(湯の端公園)・九日町・豊前街道(中町公園)の平日歩行者通行量の増加(平成6～14年)、山鹿灯籠民芸館の利用者の増加(平成13・14年)にも貢献した。また、“米”にまつわる酒蔵、味噌蔵等の商家が建ち並ぶ下町商店街では、観光客向けに米米惣門ツアーが実施されたことで千代の園酒造資料館の利用者が漸増し、一時的に下町商店街の売上げも増加(平成9～14年)している。

一方、プラザファイブ及びその周辺商店街においては、変化する商業環境に適応した自助努力が十分でなかったことに加え、プラザファイブの再生事業についても複雑な権利形態(区分所有建物)に伴う合意形成に時間を要したことで事業着手が遅れ、売上げや歩行者通行量は減少のままである。

以上のことから、旧基本計画の事業・施策は、八千代座、九日町商店街及び下町商店街では効果的であったが、事業・施策の着手が遅れたプラザファイブ及びその周辺では、効果が薄かったといえる。したがって、プラザファイブの再生や周辺商店街への回遊性を考えた小路(しゅうじ)の環境整備、また、暮らしを支える情報提供プロジェクトは、今回の計画に引き継ぐものであり、実現する必要がある。

## [5] 中心市街地活性化の基本的な方針

基本的な方針の設定は、以下のチャートに示すとおりである。

### 活性化のための与条件

- 前述の 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針のうち
- [2] 中心市街地の現状分析
  - [3] 将来の中心市街地に関わるまちづくりのあり方について市民の意向
  - [4] 旧中心市街地活性化基本計画の進捗状況と事業効果の検証

### 基本的な方針

#### \* 活性化の推進課題 \*

- ① 交通環境の整備
- ② 歴史的資源の活用と再生
- ③ 暮らしやすい環境の充実

#### \* 活性化のテーマ \*

- 1. いつでも、行きやすい。
- 2. いつでも、山鹿らしさがある。
- 3. いつでも、だれでも暮らしやすい。

#### 中心市街地の将来像 (イメージ)

— 来て、観て、歩けば、住みたくなる湯町 —

以下、推進課題、テーマ、将来像(イメージ)の順で具体的に示す。



## \*\*\* 中心市街地活性化の推進課題 \*\*\*

現在の人口減少社会において、少子高齢化、価値観の多様化、郊外大型店との競合など、中心市街地を取り巻く環境は常に変化しており、これらの変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている。

本市においては、暮らしやすい中心市街地の実現に向け、プラザファイブの再生及び中心市街地への円滑な交通アクセスを中心に「温泉」、「八千代座」、「山鹿灯籠まつり」に代表される山鹿のアイデンティティを活用した個性あるまちづくりへの取り組みを積極的に推進していく必要がある。

したがって、次のような推進課題をもって取り組むこととする。

### ① 交通環境の整備

#### ■ 交通アクセスの充実

試験運行を行った市街地循環バス、あいのりタクシーを事業化することにより市民の来街手段を増やし、中心市街地へ来るうえでの交通上の抵抗感を軽減するとともに、合併支援道路等の整備により中心市街地へのアクセス向上を図る必要がある。

#### ■ 通行環境の整備

中心市街地における観光客の足は、主に徒歩や人力車(既存)が考えられるが、その通行環境については、観光気分を高め、歩きやすい良質なものとする必要があり、現在進められている沿道の古い建物の整備と一体となった道路修景舗装のさらなる推進を図らなければならない。

#### ■ 駐車場の整備

駐車場については、市民アンケートでもその対策が強く求められており、来街者の交通手段が主に車であることを踏まえ、大型バスも駐車可能な利用しやすい駐車場の整備が必要である。

### ② 歴史的資源の活用と再生

#### ■ 八千代座のさらなる活用

真夏、真冬の貸館閑散期においても快適な鑑賞環境を提供し、年間を通じた利用促進を図る必要がある。また、八千代座の機能を補完し、地域交流活動を支えるための関連施設を整備することにより、周辺一帯を文化・観光ゾーンとして位置付け、交流人口の拡大につなげる必要がある。

#### ■ さくら湯の再建による集客

江戸時代に建てられた山鹿温泉のシンボル「さくら湯」を往時の姿に再建することにより、湯の町山鹿のイメージアップを図り、誘客につなげる。

また、同じ豊前街道沿いに立地する八千代座、山鹿灯籠民芸館、千代の園酒造資料館等の観光施設とのルート化を図ることにより、来街者の回遊性を高め、滞在時間の延長を促す。

## ■ 豊前街道周辺のたたずまいの維持、発展

豊前街道に続いて、小路(しゅうじ)の整備を行うことにより、市民にも観光客にも親しまれ、快適で潤いのある通行空間とする。また、道路環境の整備と併せて沿道の景観を形成する建物も重要な役割を担うことから、現在推進中のまちなみ整備事業による豊前街道周辺の面的なたたずまいの維持、発展が必要である。

## ■ 祭り、イベントの継続

中心市街地では、湯の恵みに感謝する春の「山鹿温泉祭」から30万人の人出で賑わう夏の風物詩「山鹿灯籠まつり」、秋の夕べを優雅に過ごす「山鹿風情物語」、冬の町並みを光のオブジェが彩る「山鹿灯籠浪漫・百華百彩」まで、一年を通して各種の催しが開催される。これらの催しは、市民のみならず観光客も参加できる、いわゆる観光と文化のコミュニティ活動であり、今後も継続的な推進が必要である。

## ③ 暮らしやすい環境の充実

### ■ プラザファイブの再整備による商業施設等の充実

プラザファイブの再整備については、車社会に対応した広く使いやすい駐車場の整備やバリアフリー化の一層の推進を図ることで次代への機能を兼ね備えた魅力的な商業施設へとリニューアルを図る必要がある。

また、子育て支援、高齢者・障害者福祉、市民活動サポート等、市民生活を豊かで快適なものにするための機能を併せ持つ施設とする必要がある。

### ■ 商店街支援制度の継続

中心市街地の商店街は、プラザファイブを核に買物客を吸引してきたが、中心市街地外縁部のロードサイドや隣接市町での吸引力の強い専門店・大型店の立地に加え、個店の消費者嗜好に合った業態への転換の遅れ等により、経営は厳しい状況である。

本市では、商店街に対し共同施設整備・ソフト事業への補助、空き地空き店舗への家賃補助等を実施しているが、これらは販売額の減少及び空き店舗の増加に一定の歯止めをかけており、商店街存続の一助となっていることから、今後も継続的な支援が必要である。

### ■ 住宅建設の促進

人口減少が進む中心市街地におけるコミュニティ活動の維持と地元購買人口を確保するため、居住人口を増やす住宅建設の促進が必要である。

### ■ 生活道路の整備

歩いて暮らせるまちづくりの観点から、生活者が安全で快適に歩行できる生活道路の整備を図る必要がある。特に、高齢化社会に対応した通行環境の整備は不可欠であり、段差や傾斜が少なく、手すりが配置されるなどバリアフリーにも配慮しなければならない。また、要所に自転車・バイクの利用者のための駐輪設備を配置する必要がある。

## \*\*\* 中心市街地活性化のテーマ \*\*\*

中心市街地活性化基本計画では、本市における中心市街地の現状と課題を踏まえ、次のようにテーマを設定する。

### 1. いつでも、行きやすい。

中心市街地への主なアクセス手段は、自家用車、バスであることから、中心市街地と郊外を結ぶ幹線道路の整備と併行して、交通サインの充実や利用しやすい駐車場の整備を図ることにより、まちなか交通の利便性を向上させる。

一方、高齢化社会への対応として、車の運転がしづらくなったお年寄りでも手軽に中心市街地へ行きやすくする輸送機関の交通サービスを行う。

また、豊前街道を軸に八千代座、山鹿灯籠民芸館、千代の園酒造資料館といった歴史的観光資源を結ぶ、回遊性のある散策路を整備することにより、来街者の目を楽しませ、歩きたくなる歩行空間を演出する。

### 2. いつでも、山鹿らしさがある。

山鹿のまちは、豊前街道を中心に栄えた宿場町で“山鹿千軒たらいなし”と言われるほどの豊富な湯量を誇る「温泉」、山鹿旦那衆の心意気が築いた明治の芝居小屋「八千代座」、和紙と少量の糊だけでつくる伝統工芸品「山鹿灯籠」、歴史ある商家が軒を連ねる「豊前街道」など独自の個性ある文化資源を数多く有しており、これらの宝を活用し、個性あるまちづくりを推進する。

また、頭上に灯籠を載せた女性達が優雅に踊る「山鹿灯籠まつり」は、他に類例のない山鹿独自の祭りであり、このような祭りを維持する心は、山鹿風情物語や山鹿灯籠浪漫・百華百彩等、多くの祭りやイベントへ派生しており、これらのさらなる充実を図ることにより、四季折々の賑わいを創出し、市民や観光客に山鹿らしい雰囲気を感じてもらおう。米米惣門ツアー、山鹿旅先案内人、八千代座案内人等による活動は、観光客に対する山鹿らしいホスピタリティであり、その心を醸成することで観光地山鹿のイメージを高める。

### 3. いつでも、だれでも暮らしやすい。

中心市街地においては、生活環境の充実を図るため、既存商店街施設を再整備するとともに、不足業種の適正配置を行い、いつでも、買物や飲食がしやすい魅力ある商業空間の形成を図る。

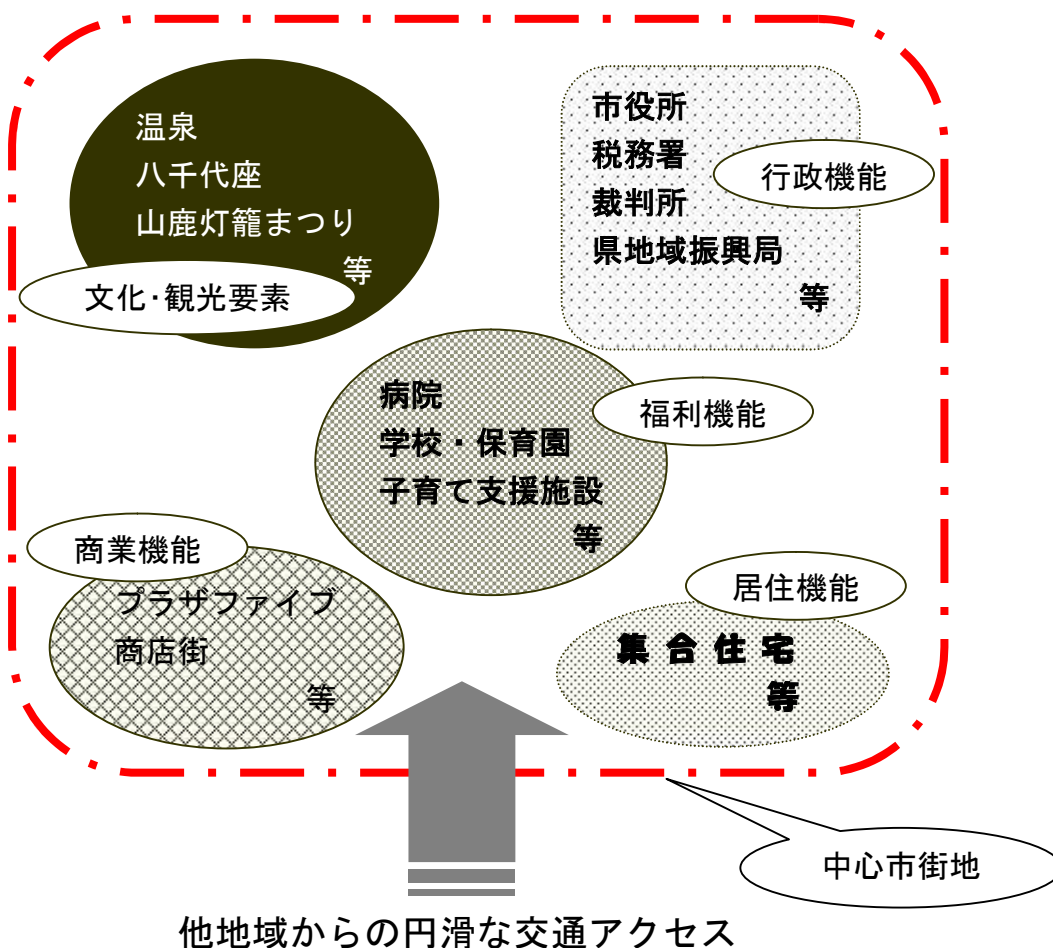
医療、福祉、行政等のサービスについても、施設や内容のさらなる充実を図り、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指す。

また、住宅建設や道路整備等を行うことにより、居住環境や交通環境の充実を図り、利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくりを目指す。

## 中心市街地の将来像（イメージ）

豊富な湯量を誇る「温泉」、全国で数少ない伝統ある芝居小屋「八千代座」、優雅で幻想的な「山鹿灯籠まつり」等、これらの文化・観光要素を内包した中心市街地に商業機能をはじめとした各種都市機能が集積立地していることと、中心市街地への円滑な交通アクセスがあることで、目指す将来像（イメージ）『**来て、観て、歩けば、住みたくなる湯町（まち）**』の実現を図る。

来て、観て、歩けば、住みたくなる湯町<sup>まち</sup>



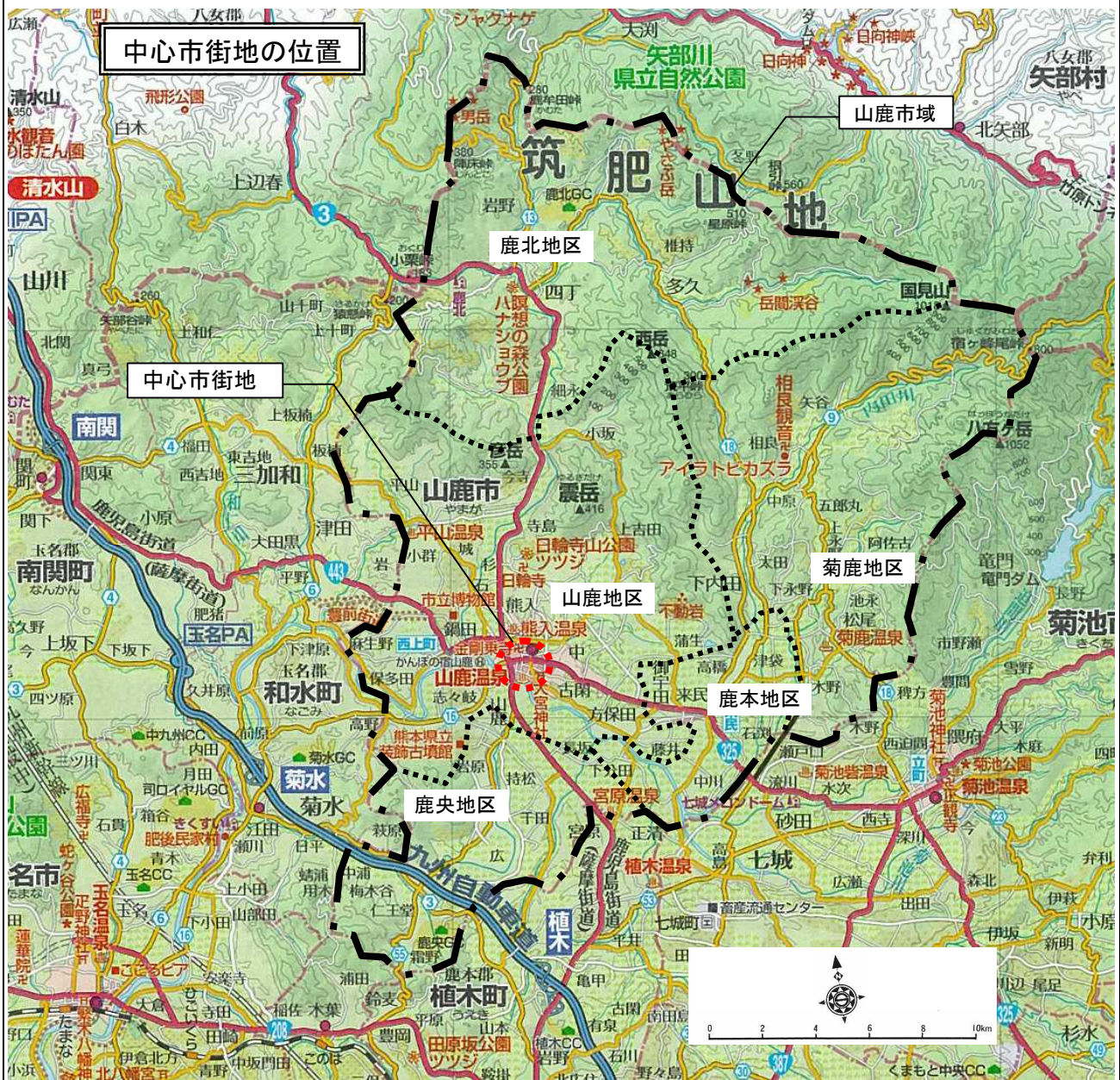
## 2. 中心市街地の位置及び区域

### [1] 位置

#### 位置設定の考え方

山鹿市の中心市街地の位置は、古くは菊池川水運の集散地であり、豊前街道との結節点である。現代においても、国道3号、325号、443号が繋がる交通の要衝である。

平成17年1月の1市4町合併後も、周辺地域を管轄する行政機能等が集積するところであり、豊前街道を軸に八千代座、市役所、プラザファイブなどが立地するエリアを本計画における中心市街地とする。



## [2] 区域

### 区域設定の考え方

中心市街地の区域は、次の観点から、次図のように設定する。

#### ① 多様な都心機能の複合による魅力的な中心市街地の形成の観点

豊前街道を中心に国道3号、325号、443号、旧3号沿いに集積する商業機能をはじめ、菊池川沿い及び宗方通り沿いに集積する温泉・観光機能、旧3号沿いに集積する行政機能等の配置を勘案する。

#### ② 中心市街地の魅力の要因である歴史資源及び自然資源との連携の観点

歴史資源としての豊前街道・往還沿いの歴史的な町並み、その周辺に分布する寺社や八千代座、更に小路(しゅうじ)等の歴史的環境地区、更に伝統的な祭りである山鹿灯籠まつりにゆかりのある大宮神社等の配置を勘案する。

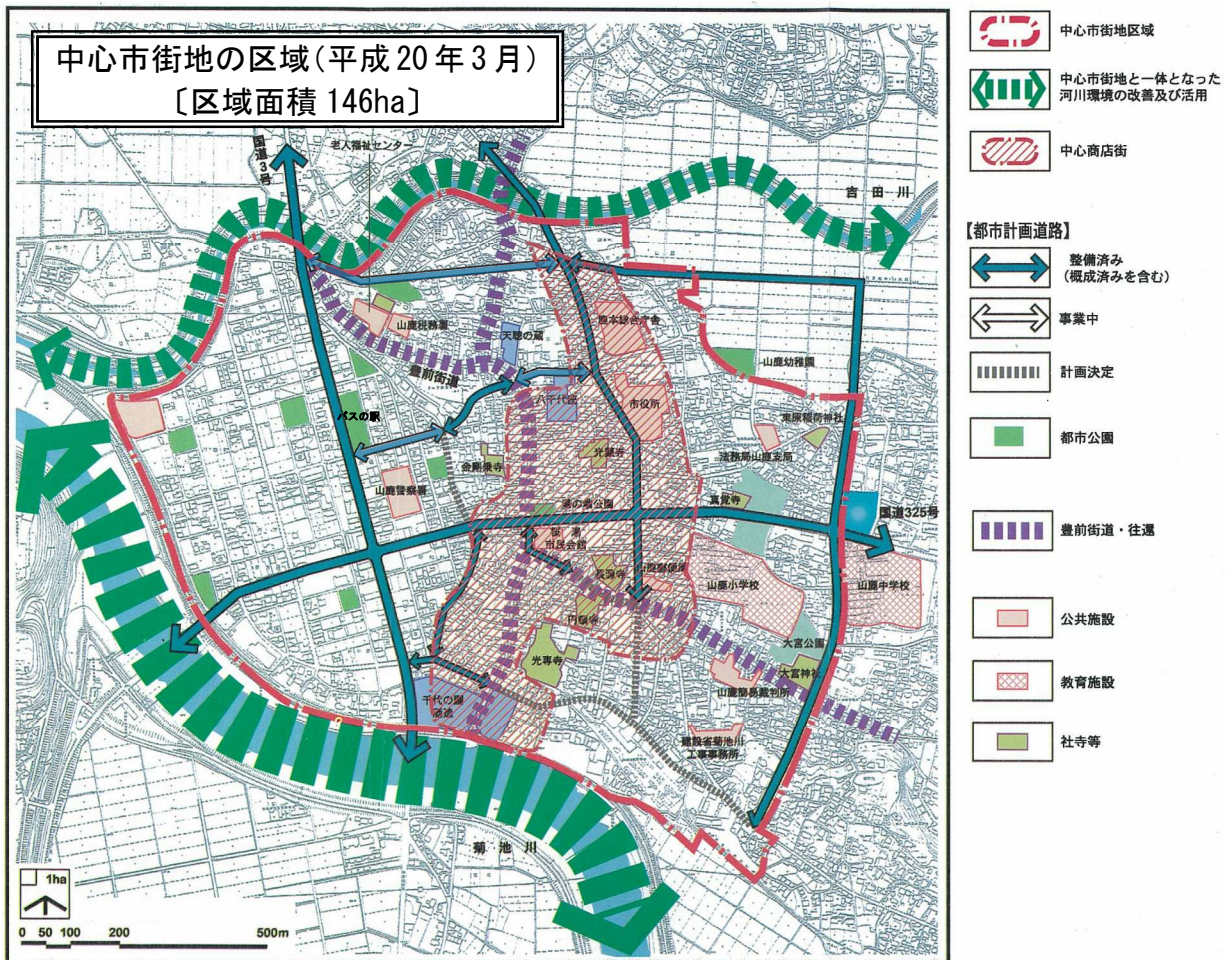
自然資源としては、隣接する菊池川及び吉田川があり、この2つの河川環境について、中心市街地と一体となった環境の改善と活用を目指して総合的な施策展開を進めることを勘案する。

#### ③ 既存の関連計画との整合の観点

都市計画マスタープランにおいて、全体のゾーニングの中で「都心商業地」と位置付けられ、整備・改善による活性化の必要性が強く言われている区域を勘案する。

また、現在策定中の都市計画マスタープランに係る市民アンケート調査でも、半数以上かつ最も多くの回答者がまちづくりにおいて重要な拠点ゾーンとして回答している。

以上の観点から、東側を宥明堂中村線、南西側を菊池川、北側を吉田川に囲まれた区域とする。



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

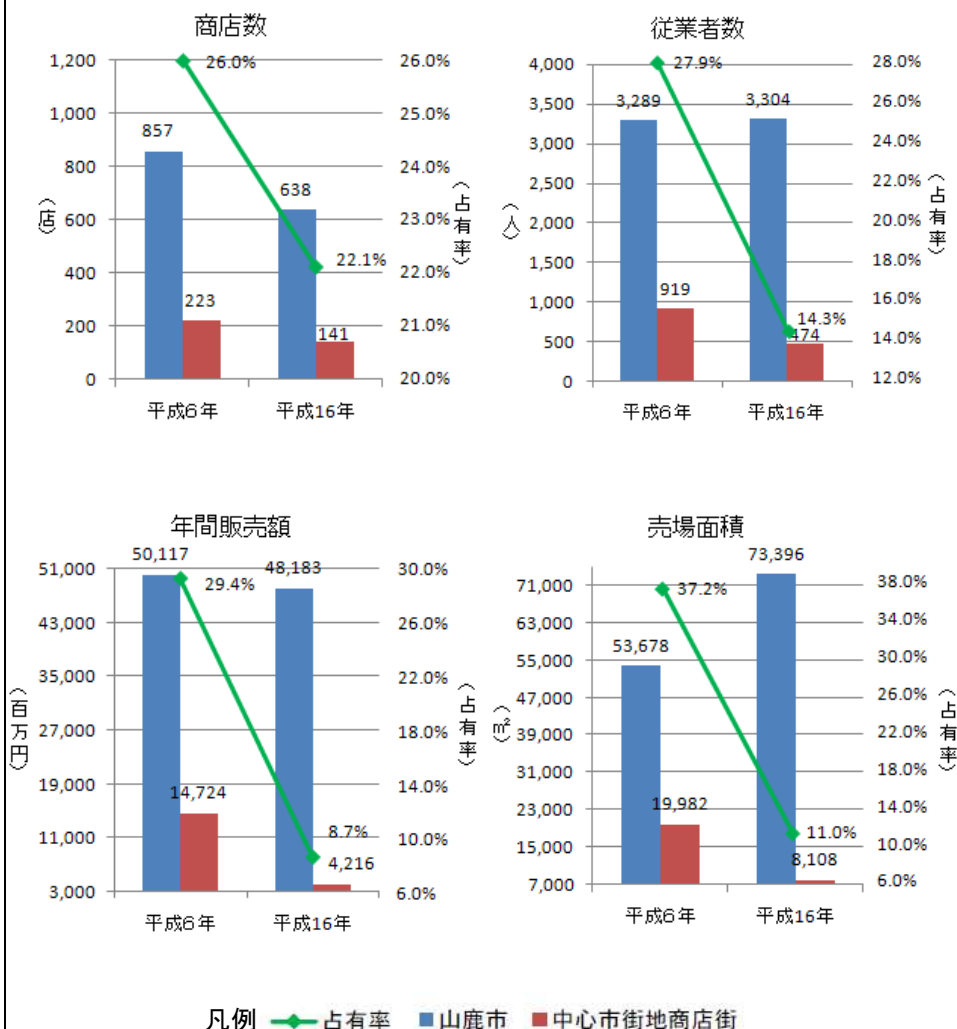
要件	説明
<p><b>第1号要件</b></p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p><b>(1) 商業の集積</b></p> <p>当該市街地には、下町、九日町、中町、花見坂、プラザファイブ、上広町、堀明町、東通町、温泉通の9つの商店街が組織されており、これらの商店街の合計店舗数は山鹿市全体の商店数の約5分の1に相当する。</p> <p>特にプラザファイブは市内最大の売場面積を持つ大型店舗でもあり、年間20万人の入湯者のある温泉「さくら湯」や市民会館、市営住宅との複合施設で、市民のコミュニティ形成にとって中心的施設となっている。</p> <p><b>(2) 公共公益施設の集積</b></p> <p>当該市街地には、市役所、県鹿本総合庁舎、警察、税務署、裁判所、検察庁、法務局等の行政機関、老人福祉センター、医療機関、郵便局、銀行等の市民サービス施設が多く立地している。(P96参照)</p> <p>さらに、国の重要文化財である「八千代座」をはじめ、歴史的町並みが形成されている豊前街道や温泉施設等の観光集客施設も集積している。</p> <p>このように、市域面積の5%に満たない地域に小売商業、行政・文化施設等の公共公益施設が集積しており、様々な都市活動が展開されている。</p>

## 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

### (1) 商業活動の状況

小売業については、当該市街地内の7商店街における商店数、従業者数、年間販売額、売場面積のいずれも実数および全市に占める割合が平成6年から平成16年の10年間で著しく減少している。

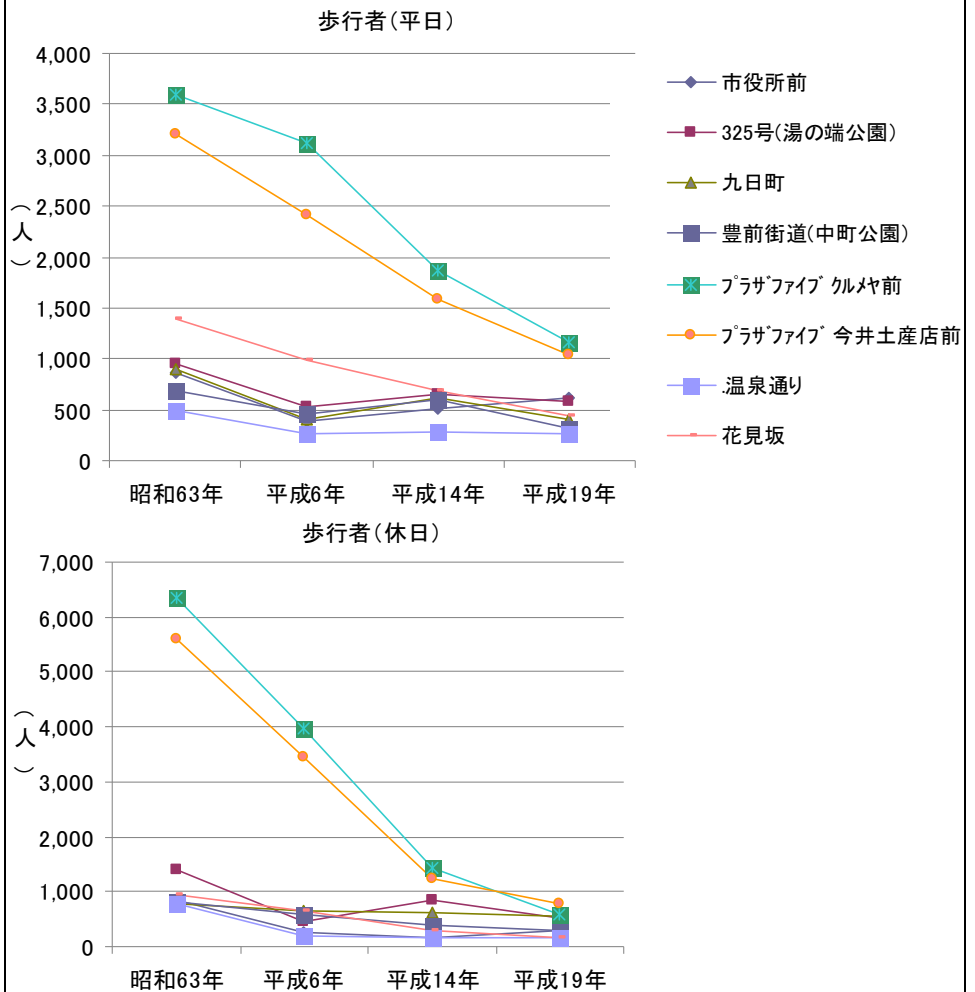


### (2) 歩行者通行量の推移

当該市街地の歩行者通行量については、昭和63年を100とした場合、平成19年では、総数で平日が40、休日が19と大きく減少している。平成6年から平成14年にかけて若干増加したポイントもあり、改修により八千代座が再オープンした影響によると考えられるが、昭和63年に比べるといずれのポイントも減少している。

特にプラザファイブ付近での減少率は大きく、核テナントの撤退とそれに伴う空き店舗の増加、施設の老朽化等によるものと推察される。

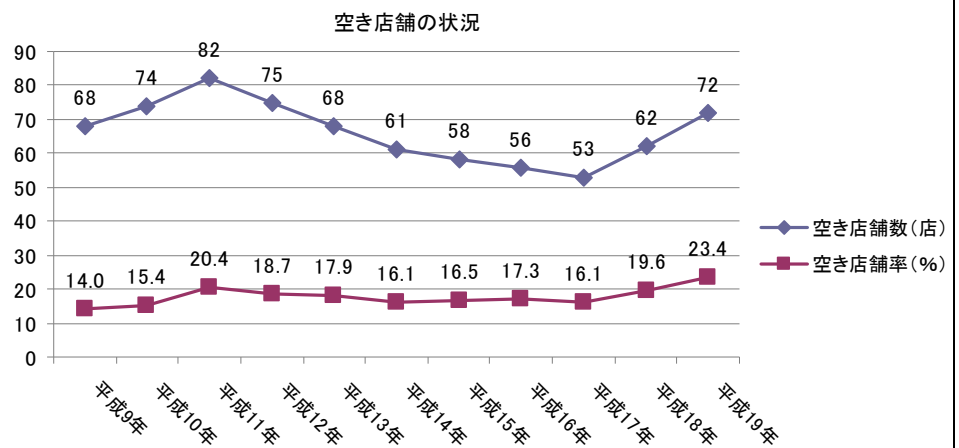




### (3) 空き店舗の状況

当該市街地内の空き店舗数は、平成11年度に82店舗(空き店舗率20.4%)でピークとなり、その後、実数では減少傾向にあったが、平成18年度には再び増加している。

空き店舗率としては、平成14年度から平成17年度までは、16%程度で推移していたが、平成18、19年度は増加し、平成19年度は過去最高の空き店舗率で23.4%となっている。これは、母数となる店舗数そのものの減少も影響している状況である。



<p><b>第3号要件</b></p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、上位計画である山鹿市総合計画等との整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、山鹿市全域の発展に有効かつ適切である。</p> <p><b>○第一次山鹿市総合計画（平成18年3月）</b></p> <p>中心市街地については以下のとおり計画されている。</p> <div data-bbox="504 443 1425 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コンパクトなまちづくりを目指し、温泉や八千代座をはじめとする多くの歴史的・文化的な資産を活かした、まちなみ整備事業とも協調した魅力ある都市空間づくりを進め、豊前街道を軸としたまちづくりの継続により、中心市街地の観光産業が他の分野と連携して活性化の牽引役となれるようハード面から観光づくりを支援する。また、「住」をはじめとするさまざまな機能を中心市街地に集約することで少子高齢化対応や財政負担軽減を図る。</p> </div> <p><b>○山鹿市都市計画マスタープラン（平成10年9月）</b></p> <p>中心市街地については以下のとおり計画されている。</p> <div data-bbox="504 972 1425 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本市の行政、文化、商業業務機能の中心性は維持、発展させなければならないし、観光拠点としての賑わいを再生しなければならない。したがって、21世紀の山鹿市を実現するうえで、中心市街地の活性化及び魅力づくりは、本市にとって何より大切である。</p> <p>1) 山鹿市を代表する既存ストックの保全と改善</p> <p>本市は歴史と伝統のまちである。都心部の活性化は、これら既存ストックの維持、発展に関わる。そのために山鹿市の都心部を代表するプラザファイブ周辺の中心商業地の機能強化・更新と豊前街道沿いの歴史的町並み保存を第一目標とし、次の整備を推進する。</p> <p>①中心商業ゾーンの改善整備</p> <p>②豊前街道の歴史的町並み保存と市(いち)の再生</p> </div>
--	--

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### [1] 活性化の目標

中心市街地の活性化に関する基本的な方針より、活性化の目標を次のように設定する。

#### \*活性化の推進課題①・②並びに活性化のテーマ1・2より\*

- ① 交通アクセスの向上で来街機会の充実を図り、山鹿のアイデンティティを活用して来訪者の来街動機を増やす。

#### \*活性化の推進課題③並びに活性化のテーマ3より\*

- ② 日常生活に必要な商業施設等の充実を図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 交通アクセス及び歩行環境の向上とともに来街機会の充実を図り、山鹿のアイデンティティを活用して来訪者の来街動機を増やす。

内容は以下のとおり。

- ・ あいのりタクシー及び市街地循環バスの事業化
- ・ 小路(しゅうじ)の整備
- ・ さくら湯の再建
- ・ 八千代座関連施設の整備
- ・ 個性あるまちづくりに資する市民活動の促進
- ・ 祭り、イベント等のパブリシティによる情報発信

山鹿市では、高齢者等の通院・買物等で車を利用できない者の日常生活の移動手段を確保するために、あいのりタクシー、市街地循環バスの運行を検討している。このうち、あいのりタクシーは平成19年6～9月の試行期間を経て、平成20年度に事業化を予定しており、市街地循環バスは平成19年12月から試験運行を継続中である。

一方、中心市街地内では、観光客等の来訪者に山鹿の歴史的資源を活かした歩行環境を提供するために、豊前街道の整備に加えて、小路(しゅうじ)の整備を計画している。

また、中心市街地への来街動機としては、プラザファイブ再生事業によるさくら湯の再建が計画されている。

八千代座では、これまで利用し難かった夏場や冬場においても快適な環境での鑑賞を実現するために空調設備の導入を行う。さらに、第2次整備事業として、市民の福祉向上を図ることを目的とした交流促進の場となる地域交流センターや観光案内・演劇資料を展示する町並みセンターの整備等が計画されている。

また、米米惣門ツアー等の山鹿独自の生活文化等を活用した市民活動を奨励し育んでいくとともに、山鹿灯籠まつりや山鹿灯籠浪漫・百華百彩等の個性ある祭りやイベントについては、今後もインターネット、雑誌、旅行代理店等を通じ、さらなる情報発信を行う。

## ② 日常生活に必要な商業施設等の充実を図る。

内容は以下のとおり。

- ・ 商店街空き店舗対策の促進による不足業種の再配置
- ・ 販売、医療、福祉、行政等のサービス施設の充実
- ・ 民間による住宅建設の促進
- ・ 小路(しゅうじ)の整備

山鹿市が目指す中心市街地は、温泉、歴史、文化等を活かした観光環境に加えて、誰もが暮らしやすい居住環境である。

これは、日常生活のための商業施設があり、医療、福祉、行政等のサービス施設が充実し、様々な人が住める多様な住宅があり、それに合わせた道路、公園等の整備も充実していることである。

商業面では、中心市街地商業の核施設であるプラザファイブの再整備や不足業種の再配置を行うための空き地空き店舗対策事業が推進されている。

医療・福祉では、各種病院を通じての介護サービスの充実があり、プラザファイブ再整備に伴う、子育て支援・高齢者弱者向け施設・市民活動サポート等の市民サービス施設の設置が予定されている。

住宅については、市が所有していたプラザファイブ近隣の土地を住宅の用に供する条件で売却し、周辺の町並みと調和した民間によるマンション建設の計画が進められている。

道路等の住まい環境の充実については、地域住民の憩い、交流の場となる公園や生活者が歩きやすい小路(しゅうじ)の整備計画がなされている。

## [2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、すでに進捗している事業及び本基本計画で位置付けた事業が完了し、事業の効果が発現する時期を考慮し、平成25年3月までの4年5月とする。

## [3] 数値目標の設定

活性化の目標に関するそれぞれの数値目標は、次に示す指標で設定する。

活性化の目標	数値目標の指標
① 交通アクセスの向上で来街機会の充実を図り、山鹿のアイデンティティを活用して来訪者の来街動機を増やす。	① 中心市街地の歩行者通行量
② 日常生活に必要な商業施設等の充実を図る。	② 中心市街地商店街の年間小売販売額

以下、それぞれの数値目標の設定である。

## ① 中心市街地の歩行者通行量の目標値

中心市街地の歩行者通行量の推移は、次のとおりである。

### ● 中心市街地の歩行者通行量の推移(調査時間:10時～18時)

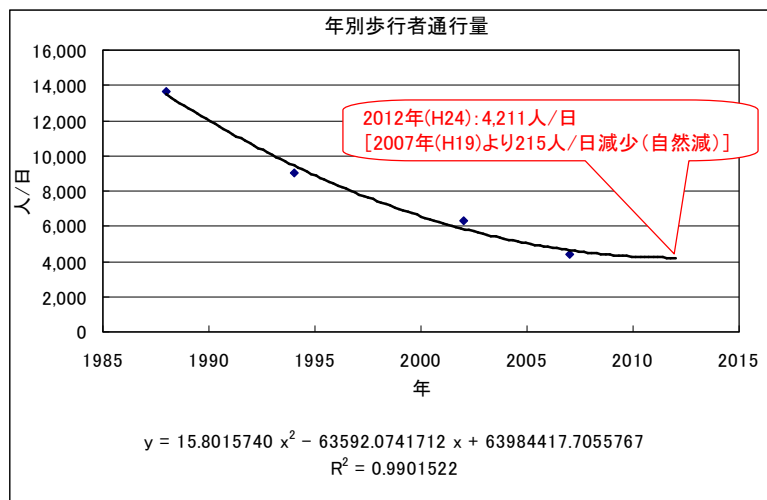
調査地点	人/日				対昭和63年比				
	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年	昭和63年	平成6年	平成14年	平成19年	
平日	市役所前	864	380	504	609	100%	44%	58%	70%
	325号(湯の端公園)	950	524	659	589	100%	55%	69%	62%
	九日町	906	412	621	414	100%	45%	69%	46%
	豊前街道(中町公園)	680	453	591	325	100%	67%	87%	48%
	プラザファイブクルマ前	3,600	3,111	1,872	1,160	100%	86%	52%	32%
	プラザファイブ今井土産店前	3,212	2,410	1,579	1,040	100%	75%	49%	32%
	温泉通り	485	266	276	271	100%	55%	57%	56%
	花見坂	1,398	993	692	436	100%	71%	49%	31%
	合計	12,095	8,549	6,794	4,844	100%	71%	56%	40%
休日	市役所前	831	259	174	292	100%	31%	21%	35%
	325号(湯の端公園)	1,391	466	846	518	100%	34%	61%	37%
	九日町	792	637	605	561	100%	80%	76%	71%
	豊前街道(中町公園)	817	571	388	283	100%	70%	47%	35%
	プラザファイブクルマ前	6,341	3,977	1,444	598	100%	63%	23%	9%
	プラザファイブ今井土産店前	5,611	3,464	1,222	794	100%	62%	22%	14%
	温泉通り	770	207	173	179	100%	27%	22%	23%
	花見坂	931	641	306	157	100%	69%	33%	17%
	合計	17,484	10,222	5,158	3,382	100%	58%	30%	19%
平日・休日合計の平均	13,635	9,027	6,327	4,426	100%	66%	46%	32%	

(資料:山鹿商工会議所)

注) 平日・休日合計の平均={ (平日合計×5日) + (休日合計×2日) } ÷ 7日

### 取り組みを行わなかった場合

これまでの歩行者通行量の傾向に基づく、次図の近似曲線を用いた予測によると、平成24年には、4,211人/日まで減少すること(平成19年から215人/日の自然減)が予想される。



このような状況を踏まえて、中心市街地の歩行者通行量の目標値を次のように設定する。

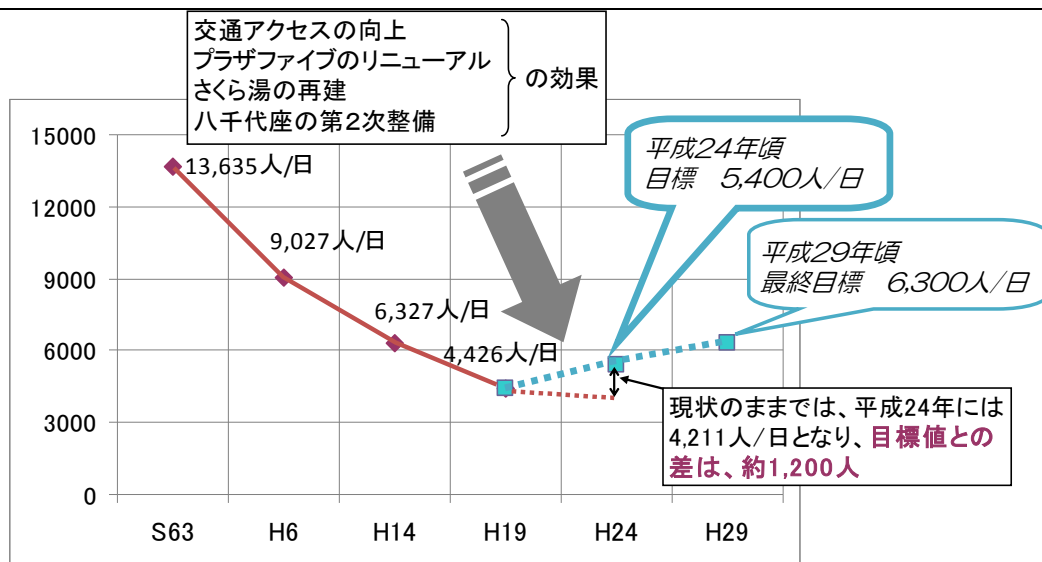
### (1) 目標値の設定

4,426人/日  
(平成19年通行量)



5,400人/日  
(平成24年通行量)  
約22%の増加

平成14年から19年(6年間)で約30%減少という現状の傾向ではあるが、八千代座大修理(平成13年)の効果で、八千代座を中心として街の賑わいが見られた平成14年当時の歩行者通行量まで今後10年間で回復させることを最終目標とし、本計画では約5年先の平成24年を中期目標として、約5,400人/日(約22%増)を目標とする。



## (2) 増加分の算定

### (a) 市街地循環バス運行事業による歩行者通行量の増加

市街地循環バス運行事業は、中心市街地から国道 325 号沿線地域に点在する商業施設、学校、会社、病院、市役所等への市民の移動と市街地観光客の移動も想定した交通機関である。主に住宅地が広がる中心市街地の東方面との交通連絡が充実する。

運行バスの平均乗客数、運行本数、中心市街地へのアクセスシェア、調査地点立寄り箇所数を試験運行中の状況より設定し、歩行者通行量の増加数を見込むと次のようになる。

歩行者通行量の増加数

$$= (ア) \text{ 運行バスの平均乗客数} \times (イ) \text{ 運行本数}$$

$$\times (ウ) \text{ 中心市街地へのアクセスシェア} \times (エ) \text{ 調査地点立寄り箇所数}$$

#### (ア) 運行バスの平均乗客数

現在の平均乗客数は、3.6 人であるが、これまでの 1 日最大利用者数/便が 6.38 人であることから、7 人と設定

#### (イ) 運行本数

試験運行の状況と同様に、1 日あたり右回り 4 本、左回り 4 本の合計 8 本と設定

#### (ウ) 中心市街地へのアクセスシェア

やまが市街地循環バス乗降調査結果 <調査日 : H20. 1 >によると、32.7% の人が中心市街地で乗降していることから、プラザファイブのリニューアルやさくら湯の再建等による集客施設の整備を考慮し、35%と設定

#### (エ) 調査地点立寄り箇所数

やまが市街地循環バス利用者聞き取り調査結果 <調査日 : H20. 8 >によると、中心市街地で降車した場合に歩行者通行量の調査地点を平均 2.09 カ所通過していることから、市街地循環バスの利用者が中心市街地で降車した場合、平均 2.09 カ所  $\div$  2.1 カ所立寄ると設定

よって、歩行者通行量の増加数は、

$$\begin{aligned} \text{歩行者通行量の増加数} &= (ア) \times (イ) \times (ウ) \times (エ) \\ &= 7 \text{ 人} \times 8 \text{ 本/日} \times 35\% \times 2.1 \text{ カ所} \end{aligned}$$

$$= 41.16 \text{ 人/日} \approx 41 \text{ 人/日} \quad (a)$$

### (b) あいのりタクシー運行事業による歩行者通行量の増加

あいのりタクシー運行事業は、4人乗り小型タクシー又は9人乗りジャンボタクシーを用い、予約制の乗合方式で降車は山鹿市街地の指定したエリア内であればどこでも可能とする交通機関である。基本的に路線バス廃止による代替又はバスサービスの無い地区で実施する。あいのりタクシーの平均利用者数、中心市街地へのアクセスシェア、調査地点立寄り箇所数を試験運行の結果より設定し、歩行者通行量の増加数を見込むと次のようになる。

歩行者通行量の増加数

$$= (ア) \text{ あいのりタクシーの平均利用者数}$$

$$\times (イ) \text{ 中心市街地へのアクセスシェア} \times (ウ) \text{ 調査地点立寄り箇所数}$$

(ア) あいのりタクシーの平均利用者数

試験運行の結果によると、山鹿市街地への1日平均利用者数は1.93人であるが、今後運行地域が拡大される事に伴い、利用者の増加が見込まれる。本格運行地域の人口が試験運行の地域人口の約3.5倍であることを踏まえ、7人と設定

(イ) 中心市街地へのアクセスシェア

試験運行 <H19. 6～9>の結果を見ると、29.6%の人が中心市街地で乗降していることから、30%と設定

(ウ) 調査地点立寄り箇所数

試験運行の利用者への電話聞き取り調査<調査日：H20. 8>によると、中心市街地で降車した場合に歩行者通行量の調査地点を平均1.59カ所通過していることから、あいのりタクシーの利用者が中心市街地で降車した場合、平均1.59カ所  $\approx$  1.6カ所立寄ると設定

よって、歩行者通行量の増加数は、

$$\text{歩行者通行量の増加数} = (ア) \times (イ) \times (ウ)$$

$$= 7 \text{ 人/日} \times 30\% \times 1.6 \text{ カ所}$$

$$= 3.36 \text{ 人/日} \approx 3 \text{ 人/日} \quad (b)$$

### (c) プラザファイブのリニューアルによる歩行者通行量の増加

プラザファイブのリニューアルでは、現在、店舗面積5,213㎡が約7,800㎡になる予定である。したがって、この店舗面積増床分約2,600㎡(7,800-5,213)は、中心市街地の店舗面積増加分となり、中心市街地周辺での大規模商業施設の出店予定がないことから、この増加分は、顧客吸引力のアップにつながると考えられ、それによる歩行者通行量の増加数を見込むと次のようになる。

歩行者通行量の増加数

$$= (ア) \text{ 現在のプラザファイブの店舗面積あたり歩行者通行量}$$

$$\times (イ) \text{ 店舗面積増床分} \times (ウ) \text{ 調査地点立寄り箇所数}$$

(ア) 現在のプラザファイブの店舗面積あたり歩行者通行量

プラザファイブのクルメヤ前と今井土産店前の2カ所における平日(月～金)・休日(土・日)の平均歩行者通行量(平成19年)をリニューアル前の店舗面積で除した値で、以下のとおり

$$\begin{aligned} & \left[ \{1,160 \text{ 人/日(クルメヤ)} + 1,040 \text{ 人/日(今井)}\} \times 5 \text{ 日} \right. \\ & \quad \left. + \{598 \text{ 人/日(クルメヤ)} + 794 \text{ 人/日(今井)}\} \times 2 \text{ 日} \right] \\ & \quad \div 7 \text{ 日} \div 2 \text{ カ所} \Big] \div 5,213 \text{ m}^2 = 0.19 \text{ 人/日} \cdot \text{m}^2 \end{aligned}$$

(イ) 店舗面積増床分

2,600 m<sup>2</sup>

(ウ) 調査地点立寄り箇所数

プラザファイブ目的の顧客となるので、先のプラザファイブ内の歩行者通行量調査地点2カ所に立寄ると設定

よって、歩行者通行量の増加数は、

$$\begin{aligned} \text{歩行者通行量の増加数} &= (ア) \times (イ) \times (ウ) \\ &= 0.19 \text{ 人/日} \cdot \text{m}^2 \times 2,600 \text{ m}^2 \times 2 \text{ カ所} \\ &= 988 \text{ 人/日} \quad (c) \end{aligned}$$

#### (d) さくら湯の再建による歩行者通行量の増加

プラザファイブの一角にあるさくら湯は、往時を偲ばせる明治期の姿に再建される予定であり、現在の大衆色の強い浴場から観光要素を併せ持った温泉施設となる計画である。

したがって、さくら湯の利用者数は192,279人(平成19年度)であるが、再建される新たなさくら湯の魅力により、次表に示す過去10年間の利用者数で最も多かった平成11年度程度の利用者数を見込めるものと考えられる。

##### ● さくら湯の利用者数

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
さくら湯(人)	233,904	235,668	223,917	225,336	220,819	201,738	210,020	212,374	200,945	192,279
前年比(%)	—	100.8	95.0	100.6	98.0	91.4	104.1	101.1	94.6	95.7

以上のことから、さくら湯再建の波及効果による歩行者通行量の増加数を見込むと次のようになる。

歩行者通行量の増加数

$$\begin{aligned} &= (ア) \text{ さくら湯の年間利用者数の増加見込み数} \\ & \quad \div (イ) \text{ 年間日数} \times (ウ) \text{ 調査地点立寄り箇所数} \end{aligned}$$

(ア) さくら湯の年間利用者数の増加見込み数

新たなさくら湯の魅力により過去10年間で最も利用者の多かった平成11年度程度の利用を見込み、年間40,000人の増加と設定

(イ) 年間日数

365日

(ウ) 調査地点立寄り箇所数

観光要素も盛込んだ温泉となることから利用者の回遊性が考えられ、最も近い観光施設である山鹿灯籠民芸館に立寄りとして、湯の端公園の1カ所を立寄ると設定



よって、歩行者通行量の増加数は、

$$\begin{aligned}
 \text{歩行者通行量の増加数} &= (ア) \div (イ) \times (ウ) \\
 &= 40,000 \text{ 人/年} \div 365 \text{ 日} \times 1 \text{ カ所} \\
 &= 109.58 \text{ 人/日} \approx 110 \text{ 人/日} \quad (d)
 \end{aligned}$$

### (e) 八千代座第2次整備に伴う入館者数の増加による歩行者通行量の増加

八千代座の管理資料館として平成4年8月15日に夢小蔵がオープンした。

夢小蔵は、八千代座の歴史を辿る資料や実際に使用された小道具が数多く展示されており、オープン後は次表のように八千代座の入館者数が増えている。

#### ● 夢小蔵オープン前後の八千代座の入館者数 (人)

	平成4年度	平成5年度
入館者数	30,049	41,748
対前年増加数	—	11,699

資料：「熊本県観光統計調査」

八千代座の第2次整備事業では、空調設備の導入、広場整備、地域交流センターが建設されることから、夢小蔵がオープンした時と同程度の八千代座入館者数の増加を見込むことができる。

以上のことから、八千代座の第2次整備事業に伴う入館者数の増加による歩行者通行量の増加数を見込むと次のようになる。

歩行者通行量の増加数

$$\begin{aligned}
 &= (ア) \text{ 八千代座の第2次整備事業に伴う入館者数の1日あたり増加数} \\
 &\quad \times (イ) \text{ 調査地点立寄り箇所数}
 \end{aligned}$$

(ア) 八千代座の第2次整備事業に伴う入館者数の1日あたり増加数

夢小蔵オープン前後の増加数 11,699 人/年を見込み、年間日数 365 日で除して、32.1 人/日  $\approx$  32 人/日と設定

(イ) 調査地点立寄り箇所数

観光施設であることから利用者の回遊性が考えられ、最もポピュラーな観光ルートである山鹿灯籠民芸館、八千代座を通るコースとして、九日町、湯の端公園の計2カ所を立寄ると設定

よって、歩行者通行量の増加数は、

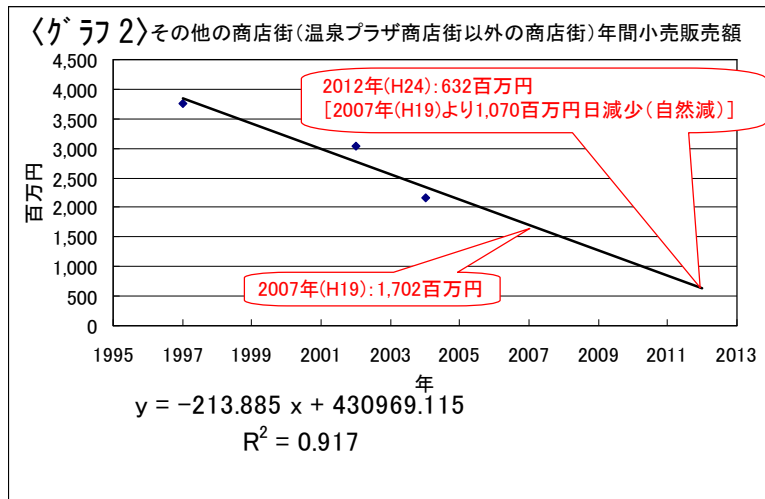
$$\begin{aligned}
 \text{歩行者通行量の増加数} &= (ア) \times (イ) \\
 &= 32 \text{ 人/日} \times 2 \text{ カ所} \\
 &= 64 \text{ 人/日} \quad (e)
 \end{aligned}$$

### (3) 中心市街地の歩行者通行量の目標値

中心市街地の歩行者通行量の増加数は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 &(a) + (b) + (c) + (d) + (e) \\
 &= 41 \text{ 人/日} + 3 \text{ 人/日} + 988 \text{ 人/日} + 110 \text{ 人/日} \\
 &\quad + 64 \text{ 人/日} \\
 &= 1,206 \text{ 人 (増加数)}
 \end{aligned}$$





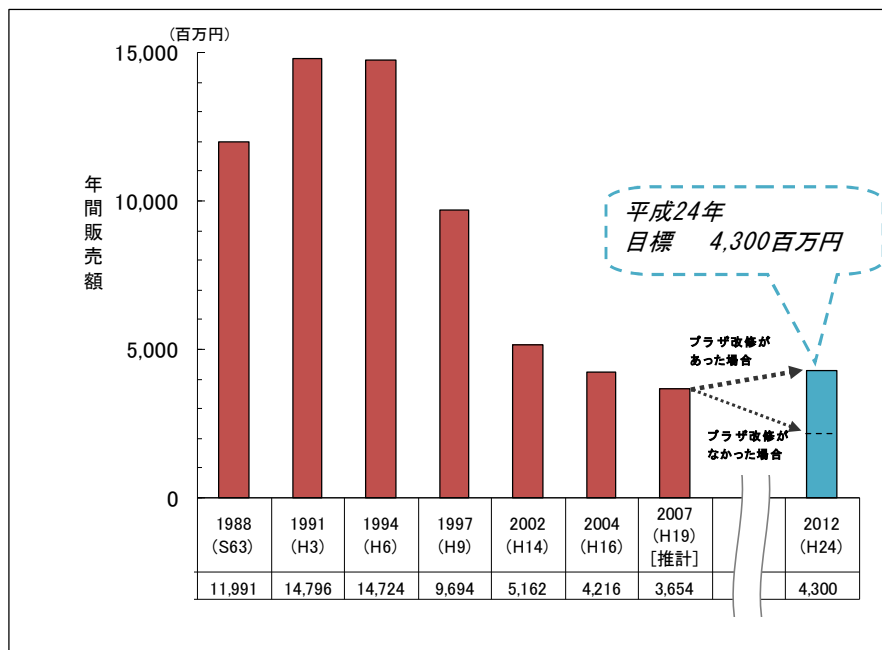
注) 特異値(郊外大型店のハイパーモール山鹿店(1995.12:13, 119m<sup>2</sup>)及びゆめmart東山鹿店(1996.11:6, 615m<sup>2</sup>)の出店影響)を除外した1997年以降のデータにて推計

このような状況を踏まえて、中心市街地商店街の年間小売販売額の目標値を次のように設定する。

### (1) 目標値の設定



プラザファイブのリニューアルは、自体の売場面積の増加のみならず、周辺商店街の空き地空き店舗対策の推進へと波及し、このことにより中心商店街の年間小売販売額の増加を見込むことができる。中心市街地商店街全体の年間小売販売額をサンリブが閉店したものの、まだ商店街が元気だった平成14年当時の年間小売販売額まで、今後10年間で回復させることを最終目標とし、本計画では約5年先の平成24年を中期目標として、約4,300百万円(約18%増)を目標とする。



## (2) 増加分の算定

### (a) プラザファイブのリニューアルによる年間小売販売額の増加

プラザファイブのリニューアル後の売場面積は7,825 m<sup>2</sup>となる計画であるが、そのうち物販店舗は6,100 m<sup>2</sup>が予定されている。営業を継続する既存店舗1,600 m<sup>2</sup>に対して4,500 m<sup>2</sup>が誘致店舗である。

売場効率はリニューアル効果を考慮し、サンリブやその他の物販店が多数営業していた平成9年当時の603千円/m<sup>2</sup>・年と見込むと以下のようなになる。

年間小売販売額の増加額

$$= \{ (ア) \text{リニューアル後の売場面積 (物販店舗)} \\ \times (イ) \text{平成9年水準の中心市街地商店街合計の売場効率} \\ - (ウ) \text{平成19年温泉プラザ商店街年間小売販売額 (推計値)} \}$$

(ア) リニューアル後の売場面積

$$6,100 \text{ m}^2$$

(イ) 平成9年水準の中心市街地商店街合計の売場効率

$$603 \text{ 千円/m}^2 \cdot \text{年} = 0.603 \text{ 百万円/m}^2 \cdot \text{年}$$

(ウ) 平成19年温泉プラザ商店街年間小売販売額 (推計値)

$$\langle \text{グラフ1} \rangle \text{の平成19年} = 1,952 \text{ 百万円/年}$$

よって、年間小売販売額の増加額は、

$$\begin{aligned} \text{年間小売販売額の増加額} &= \{ (ア) \times (イ) \} - (ウ) \\ &= \{ 6,100 \text{ m}^2 \times 0.603 \text{ 百万円/m}^2 \cdot \text{年} \} - 1,952 \text{ 百万円/年} \\ &= 1,726 \text{ 百万円/年} \quad (a) \end{aligned}$$

### (b) その他の商店街による年間小売販売額の増加

その他の商店街では、プラザファイブのリニューアルの影響と豊前街道の活性化により、平成19年の小売販売額を維持するとし、商店街空き地空き店舗対策事業を拡大実施年度以外で最も対象店舗数の多かった平成15年度並みに実施したと仮定すると、年間小売販売額の増加額は次のようになる。

年間小売販売額の増加額

$$= (ア) \text{平成19年の1店あたり年間小売販売額} \\ \times (イ) \text{商店街空き地空き店舗対策事業の対象店舗の増加数}$$

(ア) 平成19年の1店あたり年間小売販売額

平成19年の温泉プラザ以外の商店街店舗数を〈グラフ2〉の年間小売販売額と同様に近似式で求めると平成19年の店舗数(推計値) = 73店(A)となる。

年	1997 (H9)	2002 (H14)	2004 (H16)	2007 (H19)
店舗数(店)	118	97	85	
近似式による 店舗数(店)	119	96	87	73

注) 近似式  $Y(\text{店舗数}) = -4.615X(\text{西暦年数}) + 9335$

したがって、平成19年の1店あたり年間小売販売額

$$= \text{平成19年温泉プラザ商店街以外の商店街年間小売販売額 (推計値)} \\ \div \text{平成19年の店舗数 (推計値)}$$

$$= \langle \text{グラフ 2} \rangle \text{の平成 19 年数値} \div (A)$$

$$= 1,702 \text{ 百万円} \div 73 \text{ 店} = 23 \text{ 百万円/店・年}$$

(イ) 商店街空き地空き店舗対策事業の対象店舗数の増加数

その他の商店街(温泉プラザ商店街以外)の小売業で、商店街空き地空き店舗対策事業の拡大実施年度以外で最も対象店舗数の多かった平成 15 年度の 8 店と設定する。

よって、年間小売販売額の増加額は、

$$\begin{aligned} \text{年間小売販売額の増加額} &= (ア) \times (イ) \\ &= 23 \text{ 百万円/店・年} \times 8 \text{ 店} \\ &= 184 \text{ 百万円/年} \quad (b) \end{aligned}$$

(3) 中心市街地商店街全体の年間小売販売額の目標値

$$\begin{aligned} &\text{中心市街地商店街合計の平成 19 年小売販売額} \langle \text{グラフ 1} \rangle \text{と} \langle \text{グラフ 2} \rangle \text{の平成 19 年の合計} + (a) + (b) - \text{自然減} \\ &= (1,952 \text{ 百万円} + 1,702 \text{ 百万円}) + 1,726 \text{ 百万円} + 184 \text{ 百万円} - 1,248 \text{ 百万円} \\ &\quad \text{(平成 19 年小売販売額)} \quad \quad \quad \text{(増加数)} \quad \quad \quad \text{(増加数)} \quad \quad \quad \text{(自然減)} \\ &= 4,316 \text{ 百万円} \quad \quad \quad \doteq 4,300 \text{ 百万円 (約 18\% の増加)} \\ &\quad \quad \quad \text{(平成 24 年小売販売額)} \end{aligned}$$

[4] フォローアップについて

① 中心市街地の歩行者通行量

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間の中間年度にあたる平成 23 年度には数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証等を行う。

② 中心市街地商店街の年間小売販売額

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間の中間年度にあたる平成 23 年度には数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証等を行う。

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [ 1 ] 市街地の整備改善の必要性

##### (1) 市街地の整備改善の必要性

###### 現状分析

本市の中心市街地は、古くから全国有数の温泉地として名を馳せ、江戸時代は参勤交代路である豊前街道第一の宿場町として栄えてきた。現在も、国道3号と国道325号が交差する交通の要衝であり、商業、観光、行政、娯楽など様々な市民生活を支える拠点となっている。

しかしながら、近年のモータリゼーションの進展や大型店の郊外立地等により、都市機能が郊外へと拡大しており、中心性を失いつつある。

こうしたことから、本市では平成10年度に策定した旧基本計画に基づき、豊前街道及び界隈の歴史的町並みの魅力を活かした、賑わいと交流のあるまちを目指して道路・公園等の環境整備とその沿道の整備を推進してきた。

具体的な取り組みとしては、身近なまちづくり支援街路事業(歴道事業)による電線類の地中化や街路灯の整備、歩行者広場等の環境整備、また、建物の修景を促進するまちなみ整備事業等が挙げられる。

以上のような取り組みが奏功し、平成19年度には「美しいまちなみ大賞」(国土交通省)を受賞するなど、本市の中心市街地は、独自の魅力を打ち出した魅力ある空間形成が図られている。

しかし、一方で慢性的な駐車場不足や不親切で分かりにくい交通サインの整備は喫緊の課題である。また、歩行空間の整備においても、豊前街道は整備が完了しつつあるが、街道から一步入った小路(しゅうじ)については未整備であるため、回遊性に乏しく、観光客をはじめとする来街者にとって魅力ある歩行空間となっていない。

###### 事業の必要性

現状分析を踏まえて、中心市街地への幹線道路、来街者用駐車場及び車両用サインの整備等により、中心市街地へのアクセスの向上を図る。

また、豊前街道、小路(しゅうじ)、公園及び歩行者用サイン等を整備することにより魅力ある歩行空間を創出し、観光客等の回遊性を高める。

このような事業を実施することは、中心市街地への来街を促進し滞在時間の延長が図られるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。

##### (2) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていく。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：公園・都市計画公園泉田公園整備事業 実施場所：山鹿市泉町 事業概要：面積1,515㎡ 実施時期：平成21年度～平成23年度	山鹿市	中心市街地内に魅力的な都市空間と地域住民の憩いの場の創出を行うとともに市街地内の回遊性を高める事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（山鹿中央地区）） ○実施時期 平成21年度～平成23年度	
事業名：高質空間形成施設・都市計画道路西中町泉町線整備事業 実施場所：山鹿市中町 事業概要：延長290m 実施時期：平成20年度～平成21年度	山鹿市	道路の改修を行い、歩行者の安全性を確保し、歩いて暮らせるまちづくりを目指すものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成20年度～平成21年度	
事業名：高質空間形成施設・金剛乗寺参道線整備事業 実施場所：山鹿市九日町 事業概要：延長171m 実施時期：平成20年度	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民にも配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成20年度	
事業名：高質空間形成施設・裏雨屋小路線整備事業 実施場所：山鹿市	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民に	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成20年度	

九日町		も配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	～平成21年度	
事業概要:延長136m				
実施時期:平成20年度～平成21年度				
事業名:高質空間形成施設・宗方口線整備事業	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民にも配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成21年度	
実施場所:山鹿市下町				
事業概要:延長156m				
実施時期:平成21年度				
事業名:高質空間形成施設・中町小路線整備事業	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民にも配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(山鹿中央地区)) ○実施時期 平成22年度	
実施場所:山鹿市温泉通り				
事業概要:延長95m				
実施時期:平成22年度				
事業名:高質空間形成施設・院の馬場線整備事業	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民にも配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(山鹿中央地区)) ○実施時期 平成24年度	
実施場所:山鹿市下町				
事業概要:延長140m				
実施時期:平成24年度				
事業名:高質空間形成施設・石丸口線整備事業	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民にも配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(山鹿中央地区)) ○実施時期 平成22年度	
実施場所:山鹿市中町				
事業概要:延長133m				



実施時期：平成22年度		に必要である。		
事業名：高質空間形成施設・玄小路線整備事業	山鹿市	豊前街道を軸に歴史的資源を結ぶ回遊性のある散策ルートとして整備するとともに、地区内住民にも配慮した歩行者優先の道として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（山鹿中央地区）） ○実施時期 平成23年度	
実施場所：山鹿市日吉町				
事業概要：延長286m				
実施時期：平成23年度				
事業名：地域創造支援事業・まちなみ整備事業・豊前街道	民間	豊前街道沿いの歴史的景観形成建造物の保全と修景事業に対して、経費の一部を助成し、良好な景観形成に努める事業であり、商業や観光振興など街の活力と魅力向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成20年度	
実施場所：山鹿市豊前街道沿道ゾーン				
事業概要：3件				
実施時期：平成20年度～平成24年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：電線共同溝事業・国道3号 実施場所：国道3号(新町～大橋通) 事業概要：延長約1,000m 実施時期：平成20年度～	国（国土交通省）	安全で快適な通行空間の確保と都市景観の向上や防災性の向上を目指し整備するものであり、本市の骨格となる幹線道路を整備することで整備効果が大きく、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 道路事業 ○実施時期 平成20年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：合併支援 道路整備事業 実施場所：山鹿市 方保田 事業概要：十三部 御宇田線道路改良 工事 延長L=1,100m 幅員W=9.25m 実施時期：平成17 年度～	山鹿市	山鹿市の円滑な道路交 通網を担い、市内中心部と 菊鹿地域及び鹿本地域を 結ぶ幹線道路整備事業で あることから、中心市街地 の活性化に必要である。	○支援措置名 合併特例事業債 ○実施時期 平成18年度～	
事業名：合併支援 道路整備事業 実施場所：山鹿市 蒲生 事業概要：吹上稲 田線道路改良工事 延長L=2,200m 幅員W=9.25m 実施時期：平成17 年度～	山鹿市	山鹿市の円滑な道路交 通網を担い、市内中心部と 菊鹿地域及び鹿本地域を 結ぶ幹線道路整備事業で あることから、中心市街地 の活性化に必要である。	○支援措置名 合併特例事業債 ○実施時期 平成18年度～	
事業名：合併支援 道路整備事業 実施場所：山鹿市 長坂 事業概要：福原長 坂線道路改良工事 延長L=1,600m 幅員W=9.25m 実施時期：平成19 年度～	山鹿市	山鹿市の円滑な道路交 通網を担い、市内中心部と 鹿央地域を結ぶ幹線道路 整備事業であることから、 中心市街地の活性化に必 要である。	○支援措置名 合併特例事業債 ○実施時期 平成20年度～	
事業名：まちなみ 整備事業 実施場所：山鹿市 豊前街道沿道ゾー ン	民間	豊前街道沿いの歴史的 景観形成建造物の保全と 修景事業に対して、経費の 一部を助成し、良好な景観 形成に努める事業であり、	○支援措置名 山鹿市まちなみ整 備事業補助金 ○実施時期 平成21年度	

事業概要：9件		商業や観光振興など街の活力と魅力向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	～平成24年度	
実施時期：平成21年度～平成24年度				
事業名：駐車場整備事業	山鹿市	観光客及び買物客の利便に供し、大型バスも駐車可能な駐車場を整備することにより、中心市街地における駐車場不足が解消されることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：山鹿市上町				
事業概要：5,940㎡・観光バス及び一般駐車場の整備				
実施時期：平成22年度				

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設を整備の必要性

#### (1) 都市福利施設を整備の必要性

##### 現状分析

本市の中心市街地には、公共施設、医療施設、教育文化施設等の都市福利機能の集積が図られている。

本市の市民コミュニティはこれら都市機能に加え、文化の殿堂「八千代座」や市民会館、さくら湯、温泉プール等を有する複合施設プラザファイブ、さらに山鹿灯籠まつり等の行事・催しを通じて形成されてきた。

特に八千代座は、歴史ある観光資源であり、市民の交流施設でもある。そのため、市民の相互交流を目的としたハード・ソフト両面からの施設の充実が進められている。

一方で、高齢者のいきがいくりの拠点や子育てサポート施設など、市民が憩い、コミュニティを醸成する場が不足している。

##### 事業の必要性

現状分析で示すように、中心市街地にある歴史的文化施設や行事・催しを通じた市民コミュニティの形成、高齢化社会へ向けた高齢者生活サービスの提供、加えて子育てや障害者への支援のための都市福利施設を整備は、様々な立場の市民が安心して快適な生活を送るうえで欠かすことのできない重要なものであり、中心市街地の活性化に必要なものである。

#### (2) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていく。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域生活基盤施設・八千代座第2次整備事業 実施場所：木戸前広場 事業概要：木戸前広場整備 P19のイメージ図⑤参照 実施時期：平成21年度	山鹿市	本市の代表的な観光文化施設である八千代座の関連施設を整備することにより、市民の相互交流を目的としたコミュニティ活動を支える中核的な施設としての整備が図られ、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成21年度	
事業名：さくら湯再生及び公園整備事業（山鹿市プラザファイブ地区） 実施場所：山鹿1番地 事業概要：さくら湯の再建及び周辺の公園整備 実施時期：平成21年度～平成24年度	山鹿市	山鹿の元湯であり、古くから市民に親しまれてきたさくら湯を再建し、周辺を公園化することにより、商業施設と一体化した面的整備が図られ、それらの相乗効果により中心市街地の活性化を推進することができる。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（山鹿市プラザファイブ地区）） ○実施時期 平成21年度～平成24年度	
事業名：プラザファイブ再生事業（施設整備事業） 実施場所：山鹿市山鹿1番地（プラザファイブ地区） 事業概要：再開発ビルのリニューアルによる、中心市街地の商業核、交流空間の形成 実施時期：平成18年度～平成21年度	温泉プラザ山鹿管理組合法人 温泉プラザ建替組合	本市商業の核施設である再開発ビル「プラザファイブ」をコンパクトにリニューアルし、店舗の再編、商業機能等の集積を図ることで、魅力ある中心市街地の商業核、交流空間が再生され、周辺商店街への波及効果が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 暮らし・にぎわい再生事業 ○実施時期 平成18年度～平成21年度	
事業名：地域生活基盤施設・八千代	山鹿市	本市の代表的な観光文化施設である八千代座の	○支援措置名 社会資本整備総合	

座交流館前広場		関連施設を整備することにより、市民の相互交流を目的としたコミュニティ活動を支える中核的な施設としての整備が図られ、中心市街地の活性化に必要である。	交付金（都市再生整備計画事業（山鹿中央地区）） ○実施時期 平成24年度
実施場所：八千代座交流館前			
事業概要：観光客や地域住民のための多目的広場の整備			
実施時期：平成24年度			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：八千代座第2次整備事業 八千代座交流施設建設	山鹿市	本市の代表的な観光文化施設である八千代座の、関連施設を整備することにより、市民の相互交流を目的としたコミュニティ活動を支える中核的な施設としての整備が図られ、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 ○実施時期 平成21年度～平成22年度	
実施場所：地域交流センター				
事業概要：建設P19のイメージ図④参照				
実施時期：平成20年度～平成22年度				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：八千代座第2次整備事業空調設備導入	山鹿市	本市の代表的な観光文化施設である八千代座本体の機能を改善することにより、年間を通じた利用促進が図られることから中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 熊本県地域振興総合補助金 ○実施時期 平成20年度	
実施場所：八千代座便所				
事業概要：空調設備の導入				

P19のイメージ図 ⑦参照				
実施時期：平成20年度				
事業名：障害者地域活動支援センター事業	山鹿市 (社会福祉法人に委託)	交流事業を通して障害者の社会参加を促進するコミュニティの醸成や誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの整備が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：プラザファイブ				
事業概要：障害者交流サロン(ピアピア)				
実施時期：平成14年度～				
事業名：街中サロン事業	NPO法人やまが元気倶楽部	高齢者の健康といきがいつくりの拠点及び子育てサポート施設として整備されることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：プラザファイブ				
事業概要：高齢者のコミュニティ活動促進及び子育て相談等の実施				
実施時期：平成23年度～				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

**[1] 街なか居住の推進の必要性**

**(1) 街なか居住の推進の必要性**

**現状分析**

近年、住宅地は道路が整備され、大型店の立地する郊外へと広がっており、中心市街地の人口、世帯数も漸減傾向にあり、それに伴い中心市街地の空き家が増加している。

中心市街地内には、老朽化した市営住宅が数多く存在しているにもかかわらず、改修や建替えが進まず、高齢者や子育て世帯等が住みやすい住宅が不足している。

中心市街地には、商業、医療、福祉、行政などの生活利便施設が充実しており、居住の潜在的需要は、高齢者を中心に高いと思われる。

**事業の必要性**

現状分析を踏まえて、中心市街地活性化基本計画における街なか居住の推進については、現在進められている山鹿市住宅総合計画に沿って、中心市街地に点在する空き地空き家の流通促進を通じて行われる必要がある。

また、今後の高齢化社会への展望を考慮すると、高齢者へも配慮したユニバーサルデザインの住宅による居住空間の供給が望まれ、加えて、街なか居住志向の背景となる居住環境の整備がその一助になると考えられる。今後、実施予定の道路・公園の整備改善、プラザファイブのリニューアル、福祉サービス施設の整備、市庁舎の現地建替え等により都市機能がさらに集約、充実することで、高齢者や子育て世帯をはじめとした需要が期待できる。

よって、居住人口の街なかへの回帰を促進するため、以上のような中心市街地の魅力を高める住宅及び環境整備に資する事業が必要である。

**(2) フォローアップの考え方**

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていく。

**[2] 具体的事業の内容**

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし。

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし。



(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：都心住宅の建設 実施場所：花見坂山鹿温泉駐車場跡地 事業概要：分譲住宅の建設(総戸数：10戸) 実施時期：平成20年度～	民間	住宅の用に供することを原則とした土地利用制限付きの市有地を民間が買受け、住宅を建設することは、街なか居住を促進し、中心市街地の賑わいを創出するために必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### [1] 商業の活性化の必要性

#### (1) 商業の活性化の必要性

##### 現状分析

昭和 50 年、山鹿市の中心市街地に都市再開発法に基づく市街地再開発事業により、大規模な商業施設「プラザファイブ」がオープンし、中心市街地の商店街と相まって周辺市町からの顧客を吸引し続けた。

しかし、近年の中心商店街は周辺へのロードサイド店の出店、消費者の価値観や購買手段の多様化等の環境変化の中で、著しく売上額が減少するとともに、後継者不足等に伴う空き店舗の増加により、かつての賑わいを失い、空洞化が顕在化している。

加えて、プラザファイブビルの老朽化、機能低下がその衰退に拍車をかけ、急速に商業力の低下を招いている。

##### 事業の必要性

現状分析で示すように、山鹿市の中心商店街は、プラザファイブを中心として発展してきたが、平成 14 年のキーテナント撤退に伴い、空き床が全体の 50%を超えるなど求心力が失われ、周辺商店街への波及効果も低下している。

そのため、現在、プラザファイブではかつての活力を取り戻すために、店舗再編、商業機能等の集積を図る目的で既存建物を活かしたりリニューアル事業を推進している。

一方、各商店街においても空き地空き店舗の有効利用、共同施設の整備、活力あるイベントの実施等、行政支援を活用した自助努力が始められている。特に、豊前街道周辺の商店街では、歴史的景観形成を目指した建物の修景も進められ、観光と商業が連携した各種観光イベント等が実施されており、その町並みを活かした取り組みが新たな誘客の呼び水となっている。

よって、プラザファイブの再生及び豊前街道を軸とした商業の活性化を図ることは、中心市街地活性化の重要な要素であり、賑わいと活力の創出に資する活性化の事業が必要である。

#### (2) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていく。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：プラザファイブ再生事業 (テナントミックス事業)	協同組合 山鹿温泉 商店街	本市商業の核施設である再開発ビル「プラザファイブ」をコンパクトにリニューアルし、テナントミックスに資する保留床の買取り等による店舗の再編、商業機能等の集積を図ることで、魅力ある中心市街地の商業核、交流空間が再生され、周辺商店街への波及効果が期待できることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 ○実施時期 平成21年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用(経済産業省)
実施場所：山鹿市 山鹿1番地				
事業概要：再開発ビルのリニューアルによる中心市街地の商業核、交流空間の形成				
実施時期：平成21年度				
<p> <b>■ 当該中小小売商業高度化事業が当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響</b> (当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等)         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の歩行者通行量の状況は、P12の1. [2] (2) ④、P45～46の2. [3] (2)、P50の3. [2] ①前文に記載。</li> <li>当事業は、中心市街地の中心に位置する商業施設であるプラザファイブをリニューアルすることで、中心市街地への集客効果が生まれ、周辺商店街への波及効果が期待でき、中心市街地全体の活性化に貢献するものである。</li> </ul> <p> <b>■ 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラザファイブのテナントミックスは、P32の1. [3] ⑫に示すように、市民の意向は「中心市街地が活性化するために今後すべきこと」として、『新しく魅力ある店舗や施設立地をさせること』が群を抜いて多いことから、新しいテナントミックスによる個々の魅力ある店舗の取組は、来街者の来街動機となると考えられる。一方で、新しいコンセプト(ライフスタイルセンター)の元での商業施設の共同のテナントミックスは、新規店舗だけでなく既存店舗も含め、全体として魅力ある集客核となることから、新鮮な商業の場を創出するものと考えられる。            このように、プラザファイブ再生事業では、「個々の取組」と「共同的な取組」は、商業施設全体の魅力の向上に連動していると考えられる。</li> </ul> <p> <b>■ 当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現況は、P15の1. [2] (2) ⑤に記載。</li> <li>当事業では、プラザファイブの空き店舗は、新たなテナントミックスにより解消される。また、プラザファイブが中心市街地の集客核であることから、中心市街地への事業者の出店動機へとつながり、中心市街地商店街の空き店舗の低減にも寄与するものと考えられる。</li> </ul> <p> <b>■ 文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラザファイブのリニューアルと併せて、さくら湯は往時を偲ばせる姿に再建され、豊前街道周辺では回遊者のための歩行空間である小路(しゅうじ)の環境整備が図られる等、これらまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業である。</li> </ul>				

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：大規模小売店舗立地法特例区域の指定の要請 実施場所：山鹿市山鹿1番地 事業概要：大規模小売店舗立地法の手続きが大幅に緩和される「第1種特例区域」の指定についての県への要請 実施時期：平成21年度～	山鹿市	中心市街地の商業核として再生を目指すプラザファイブは、平成14年度に核テナントが撤退したことにより、個店の閉店が相次ぎ、現在、50%以上が空き床となっている。同地区における大規模小売店舗立地法の手続きを簡略化することにより、大規模商業施設の進出を支援。集客力を持つ魅力ある核テナントの誘致が促進されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置名 大規模小売店舗立地法の特例（第1種） ○実施時期 平成21年度～	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：プラザファイブ再生事業（テナントミックス事業） 実施場所：山鹿市山鹿1番地 事業概要：再開発ビルのリニューアルによる中心市街地の商業核、交流空間の形成 実施時期：平成21年度	協同組合山鹿温泉商店街	本市商業の核施設である再開発ビル「プラザファイブ」をコンパクトにリニューアルし、テナントミックスに資する保留床の買取り等による店舗の再編、商業機能等の集積を図ることで、魅力ある中心市街地の商業核、交流空間が再生され、周辺商店街への波及効果が期待できることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置名 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 ○実施時期 平成21年度	
事業名：地域創造支援事業・商店街空き地空き店舗対策事業	商店街	各商店街に点在する空き地空き店舗を有効利用する新規開業者に対し、借家料等の支援を行うこと	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成20年度	

実施場所：市内商店街等		により空き地空き店舗解消の一助となり、賑わいある明るい商店街を形成できる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業概要：商店街の空き地空き店舗解消のための支援				
実施時期：平成20年度～平成24年度				
事業名：商店街空き地空き店舗対策事業	山鹿市	各商店街に点在する空き地空き店舗を有効利用する新規開業者に対し、借家料等の支援を行うことにより空き地空き店舗解消の一助となり、賑わいある明るい商店街を形成できる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成11年度～	
実施場所：各商店街				
事業概要：商店街の空き地空き店舗解消のための支援				
実施時期：平成9年度～				
事業名：がんばる商店街支援事業	山鹿市	商店街及び商店街と連携した組織が実施するソフト・ハード事業に対し支援を行うことにより、魅力ある商店街の形成と商店街の振興が図られる。また、商店街と地域住民との連携を深め、コミュニティづくりを推進することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成20年度～	
実施場所：各商店街				
事業概要：商店街等が自主的に取り組むソフト・ハード事業に対する支援				
実施時期：平成20年度～				
事業名：山鹿灯籠浪漫・百華百彩	山鹿灯籠浪漫・百華百彩実行委員会	山鹿風情物語が八千代座のみを会場に開くのに対し、舞台を豊前街道まで拡張開催している。観光協会をはじめ大学、商店街、行政など地域住民が一体となり取組んでおり、観光閑散期である冬場の開催にもかかわらず、年々、入込客数を伸ばすなど商業活性化にも大きく貢献している。	○支援措置名 ・中心市街地活性化ソフト事業 ・山鹿灯籠浪漫・百華百彩事業実施補助金 ○実施時期 平成14年度～	
実施場所：八千代座及び豊前街道周辺				
事業概要：豊前街道の魅力アップと商店街の振興を図るソフト事業				
実施時期：平成14年度～				

事業名：歴史的祭りによる賑わい創出	各種実行委員会	「山鹿灯籠まつり」や「山鹿温泉祭」など歴史あるこれらの祭りは、これまで官民一体となり取組み、長い歳月を経て育んできたものであり、観光振興や商店街の賑わいに寄与してきた。今後もこれらの伝統を継承しながら新たな魅力を付加し推進していくことは、中心市街地の一層の活性化に必要である。	○支援措置名 ・中心市街地活性化ソフト事業 ・山鹿灯籠まつり実行委員会補助金 ・山鹿温泉祭実行委員会補助金 ○実施時期 平成11年度～	
実施場所：中心市街地内				
事業概要：既存の祭りを継承、推進することによる地域興し				
実施時期：過去より継続実施				
事業名：誘客宣伝事業	山鹿市	観光振興に携わる団体等と連携し、豊富な観光資源を活用した効果的なPRを図ることで、年間を通じた固定客の確保と新しい客層の掘り起こしを行う。また、観光資源を見直し、個性的で戦略的な活用方策として観光基本計画の策定に取り組む。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成11年度～	
実施場所：全国各地				
事業概要：効果的な誘客宣伝活動による観光客の誘致促進				
実施時期：平成11年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：八千代座100周年記念事業	八千代座100周年実行委員会	明治43(1910)年に建てられた八千代座は、平成22年に建設100年、翌23年に開業100年を迎える。この100周年を契機に八千代座から山鹿市を全国に広くPRし、観光誘客に努めると同時に文化市民団体を	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：八千代座及びその周辺				
事業概要：八千代座100周年に伴う文化振興及び文化育成				

実施時期：平成22年度～平成23年度		育成し、新たな市民文化を創造することで市内の文化芸術活動の活性化を推進する。		
事業名：豊前街道八千代座まつり	豊前街道八千代座まつり実行委員会	「市民のまつりは市民の手で」を合言葉に豊前街道沿いの4つの商店街及び地域住民が協力して各種催しを行うことにより、商店街同士の連携強化と八千代座～豊前街道を軸とした商店街の賑わい創出が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 山鹿市がんばる商店街支援事業補助金 ○実施時期 平成13年度～平成20年度	
実施場所：八千代座及び豊前街道周辺				
事業概要：豊前街道の魅力アップと商店街の振興を図るソフト事業				
実施時期：平成22年度～平成20年度				
事業名：やまが七夕聖天祭	九日町商店街	商店街の中心にある金剛乗寺の祭事と観光客や地域住民を楽しませる祭りをかけ合せ、七夕のイベントとして実施。商店街の賑わい創出とともにご利益観光スポットとしての金剛乗寺もPRできることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 山鹿市がんばる商店街支援事業補助金 ○実施時期 継続実施	
実施場所：九日町商店街、金剛乗寺境内				
事業概要：商店街の振興を図るソフト事業				
実施時期：平成18年度～				
事業名：さくら湯オープニングイベント	山鹿市	山鹿温泉のシンボルである「さくら湯」の再建は、中心市街地活性化への大きな貢献が期待でき、オープニングイベントを通じてさくら湯と山鹿の歴史・伝統を次世代へつなぐことにより、地域に誇りと活力を注ぐ。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：さくら湯とその周辺				
事業概要：さくら湯再建を記念したイベントを実施				
実施時期：平成24年度				
事業名：肥後国衆一揆兜まつり	肥後国衆一揆兜まつり実行委員会	肥後国衆一揆にまつわる山鹿の歴史をまちづくりに活かそうと平成18年度から開催。商店街の賑わ	○支援措置名 山鹿市地域活動補助金 ○実施時期	
実施場所：豊前街道				

事業概要：商店街の振興を図るソフト事業		い創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	平成20年度	
実施時期：平成18年度～平成21年度				
事業名：スポーツイベント誘致事業	山鹿市	スポーツイベントを積極的に誘致することにより、交流人口の拡大が図られ、宿泊需要の創出、観光産業の振興等、地域経済の活性化に資するため、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：カルチャースポーツセンター				
事業概要：スポーツイベントの誘致受入れ				
実施時期：平成20年度～				
事業名：山鹿風情物語	山鹿温泉観光協会	中心市街地活性化と密接なかかわりがあるとともに、貴重な観光資源である八千代座をクローズアップさせたイベントを実施。より多くの観光客を呼び込むことにより、商業振興に大きな効果が期待できる。	○支援措置名 山鹿風情物語事業 実施補助金 ○実施時期 平成11年度～	
実施場所：八千代座				
事業概要：山鹿灯籠踊りと山鹿太鼓の共演				
実施時期：平成11年度～				
事業名：語り部と歩く山鹿探訪	山鹿市旅先案内人の会	山鹿の観光ガイド役として歴史と文化を土地の言葉で案内する「山鹿市旅先案内人の会」、「米」をテーマに試飲、試食をしながら町並みを楽しむ「米米惣門ツアー」、軽快な足取りとトークで市内名所を案内する「山鹿人力車」これら語り部達による案内は、心温まる山鹿独自のホスピタリティとして観光振興に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：豊前街道界限	下町惣門会			
事業概要：わが町を愛する語り部が心を込めて観光客を案内する	山鹿温泉観光協会			
実施時期： ・旅先案内人の会 平成6年度～ ・米米惣門ツアー 平成12年度～ ・山鹿人力車 平成15年度～				



事業名：山鹿灯籠踊り保存会による観光宣伝事業	山鹿灯籠踊り保存会	和紙と糊だけで作られた灯籠を頭に載せて優雅に踊る山鹿灯籠踊り保存会は未婚女性(踊り手)と地方から成り、創立以来、山鹿灯籠まつりをはじめとする市内外の各種イベントに積極的に参加してきた。現在では、国内に留まらず海外公演にも出演している。今後も事業を継続していくことは、誘客促進及び観光地としての魅力向上につながることから中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 山鹿灯籠踊り保存会補助金 ○実施時期 継続実施	
実施場所：全国各地				
事業概要：郷土芸能「山鹿灯籠踊り」による誘客宣伝				
実施時期：昭和29年度～				
事業名：一店逸品運動	山鹿商店街連盟	個店が自店の取扱商品にこだわりを持った逸品を開発し、それを商店街内の各店が理解し紹介し合う。また、各個店が逸品やこだわりをチラシ・ポスター等により店頭で紹介を行い、消費者へのPRを図る。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：各商店	各商店街			
事業概要：一店逸品の相互紹介とPR				
実施時期：継続実施				
事業名：ポイントカード事業	各商店街	現在行っているYOUYOUカードへの加入をプラザファイブ全店に義務付けるとともに、中心市街地内各商店街の希望店の加入を図り、中心市街地のポイントカードへと発展させる。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：各商店				
事業概要：ポイントカード事業参加者の拡大				
実施時期：継続実施				
事業名：共通駐車券事業	商店街等	プラザファイブが整備する駐車場を中心市街地内全体の駐車場として位置付け、中心市街地の各店舗利用客にも利用してもらえよう、駐車券の発行を促す。将来は、中心市街	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：商店街等				
事業概要：有料駐車場をネットワークした共通駐車券				

システムの導入		地内の有料駐車場をネットワークした共通駐車券システムの導入を目指す。		
実施時期：平成 21 年度～				
事業名：消費者動向調査事業	中心市街地活性化協議会	中心市街地商店街のモニターとして公募、契約した消費者に商店街の活動や評判等をモニタリングしてもらい、定期的に意見を吸い上げることで、全体のサービス向上を目指す。また、崇城大学と連携を図り、市中心部の買物客の動向調査をはじめ、各種調査を実施することで、消費者の視点における中心市街地の現状と課題を認識し、今後の活性化につなげる。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
実施場所：商店街等				
事業概要：商店街に対する消費者の意向把握調査等による現状と課題の認識				
実施時期：平成 20 年度～				
事業名：豊前街道まちあるき企画～ぶらぶぜんプロジェクト	商店街等	八千代座やさくら湯、米米惣門ツアーなどを訪れる観光客を商店主一人ひとりが街道歩き案内人になり、観光客の街歩きをサポートすることで、賑わい再生に効果が期待できる。	○支援措置名 ・ 地域づくり “チャレンジ” 推進補助金 ・ 山鹿市がんばる商店街支援事業補助金 ・ 山鹿市空き地空き店舗対策事業補助金 ○実施時期 平成 23 年度～	
実施場所：山鹿市				
事業概要：街道歩き案内図を作成し街歩きのサポートをする				
実施時期：平成 23 年度～				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

**[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性**

**(1) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性**

**現状分析**

本市においては、自家用車が市民の生活交通の中心となっている。中心市街地への公共交通は、各方面から乗り入れている路線バスが主であり、自家用車を自ら利用出来ない者への交通手段となっているが、路線によっては廃止や便数が減少するなど必ずしも全ての市民にとって利便性の高いものとはなっていない。

一方、本市の高齢化率は県平均を上回っており、車の運転が出来ない交通弱者も増加傾向にある。

**事業の必要性**

現状分析から、高齢者をはじめとする交通弱者にとっては、生活に必要な機能が集積する市内中心部への来街が困難となっており、生活上の不便を余儀なくされている。

このことから、中心市街地へのアクセスは、更に身近で便利な交通システムが求められている。

よって、中心市街地への移動手段を確保する事業は、中心市街地の活性化に必要である。

**(2) フォローアップの考え方**

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていく。

**[2] 具体的事業の内容**

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域創造支援事業・市街地循環バス運行事業 実施場所：中心市街地及びその郊外 事業概要：中心市街地及びその郊外を運行する循環バスの社会実験	バス事業者	主に公共交通が整備されていない地域の高齢者をはじめとした交通弱者の生活交通の確保に関する社会実験を行うことで、中心市街地への集客促進や地域内の回遊性が見込まれることから、中心市街地の活性化が期待できる。	○支援措置名 まちづくり交付金 ○実施時期 平成20年度	

実施時期：平成20年度	また、運行結果を今後の本格運行への基礎資料とする。		
-------------	---------------------------	--	--

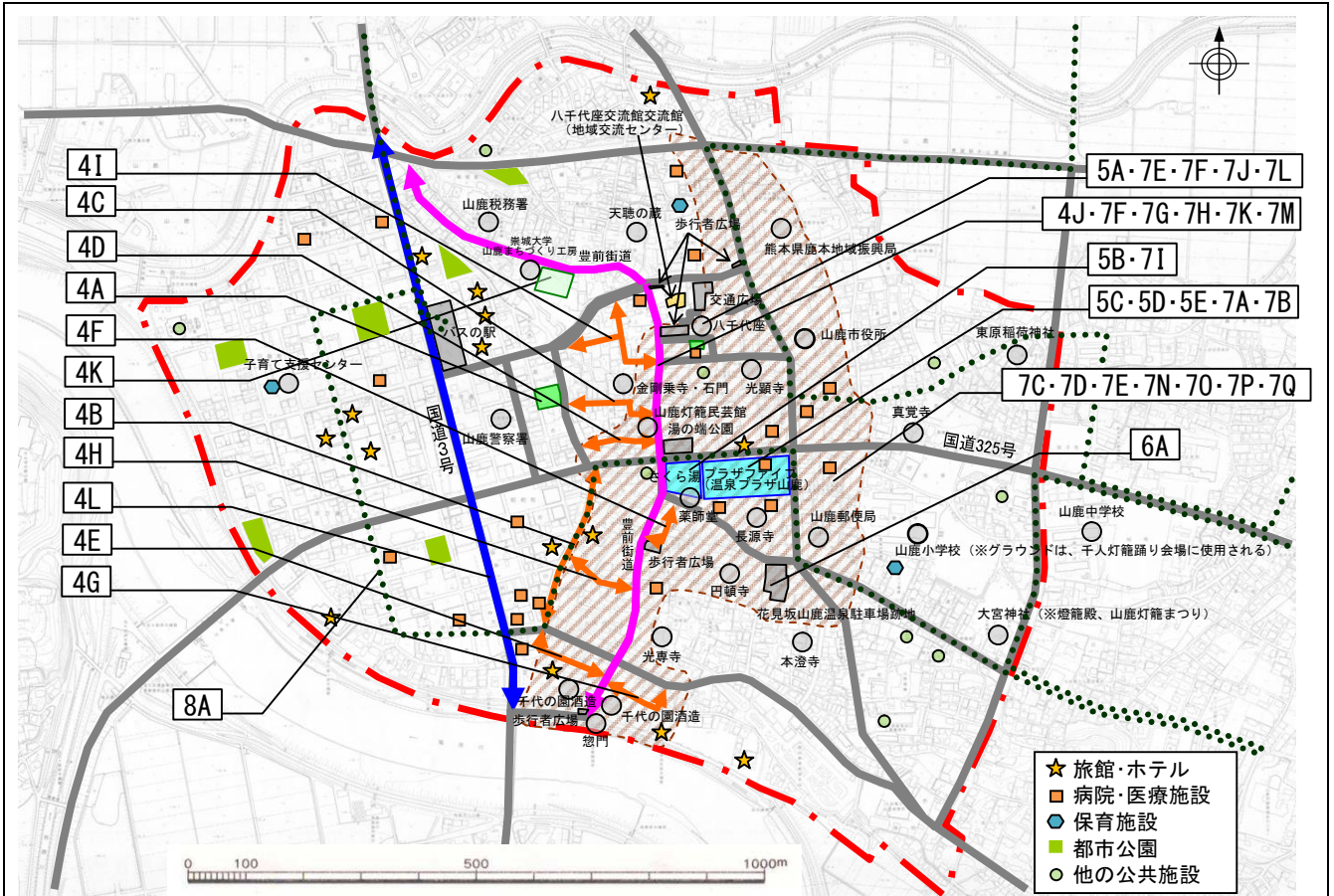
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市街地循環バス運行事業 実施場所：中心市街地及びその郊外 事業概要：中心市街地及びその郊外を運行する循環バスの社会実験 実施時期：平成19年度～	山鹿市	主に公共交通が整備されていない地域の高齢者をはじめとした交通弱者の生活交通の確保に関する社会実験を行うことで、中心市街地への集客促進や地域内の回遊性が見込まれることから、中心市街地の活性化が期待できる。また、運行結果を今後の本格運行への基礎資料とする。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	
事業名：あいのりタクシー運行事業 実施場所：農村郊外～市街地へ 事業概要：農村郊外から市街地へのタクシー運行 実施時期：平成20年度～	山鹿市	高齢者等の通院、買物等、車を利用できない者の日常生活の移動手段を確保することにより、地域の活性化・中心市街地への集客が見込まれ、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 該当なし ○実施時期 —	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



4A	公園・都市計画公園泉田公園整備事業	7B	大規模小売店舗立地法特例区域の指定の要請
4B	高質空間形成施設・都市計画道路西中町泉町線整備事業	7C	地域創造支援事業・商店街空き地空き店舗対策事業
4C	高質空間形成施設・金剛乗寺参道線整備事業	7D	商店街空き地空き店舗対策事業
4D	高質空間形成施設・裏雨屋小路線整備事業	7E	がんばる商店街支援事業
4E	高質空間形成施設・宗方口線整備事業	7F	山鹿灯籠浪漫・百華百彩
4F	高質空間形成施設・中町小路線整備事業	7	歴史的祭りによる賑わい創出
4G	高質空間形成施設・院の馬場線整備事業	7	誘客宣伝事業（全国）
4H	高質空間形成施設・石丸口線整備事業	7G	豊前街道八千代座まつり
4I	高質空間形成施設・玄小路線整備事業	7H	やまが七夕聖天祭
4J	地域創造支援事業・まちなみ整備事業・豊前街道	7I	さくら湯オープニングイベント
4K	駐車場整備事業	7J	八千代座 100 周年記念事業
4L	電線共同溝事業・国道 3 号	7K	肥後国衆一揆兜まつり
4	合併支援道路整備事業・十三部（中心市街地外）	7	スポーツイベント誘致事業（中心市街地外）
4	合併支援道路整備事業・蒲生（中心市街地外）	7L	山鹿風情物語
4	合併支援道路整備事業・長坂（中心市街地外）	7	豊前街道まちあるき企画～ぶらぶぜんプロジェクト
5A	地域生活基盤施設・八千代座交流館前広場、 地域生活基盤施設・八千代座第 2 次整備事業、 八千代座第 2 次整備事業（八千代座交流施設 建設・空調設備導入）	7M	語り部と歩く山鹿探訪
		7	山鹿灯籠踊り保存会による観光宣伝事業（全国）
		7N	一店逸品運動
5B	さくら湯再生及び公園整備事業	7O	ポイントカード事業
5C	プラザファイブ再生事業（施設整備事業）	7P	共通駐車券事業
5D	障害者地域活動支援センター事業	7Q	消費者動向調査事業
5E	街中サロン事業	8A	市街地循環バス運行事業（中心市街地内外）
6A	都心住宅の建設	8	あいのりタクシー運行事業（中心市街地内外）
7A	プラザファイブ再生事業（テナントミックス事業）		

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

中心市街地の活性化対策の積極的な推進を図り、庁内の関係部局との連絡調整を行う市の組織として「山鹿市中心市街地活性化対策推進本部」を平成19年4月1日に設置した。

① 山鹿市中心市街地活性化対策推進本部規程

山鹿市中心市街地活性化対策推進本部規程

平成19年4月1日  
訓令第5号

(設置)

第1条 中心市街地の活性化対策の積極的な推進を図るため、山鹿市中心市街地活性化対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中心市街地活性化基本計画の策定及び各部局間の意見調整に関すること。
- (2) 中心市街地活性化基本計画の推進及び実施に関すること。
- (3) その他中心市街地の活性化に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、市長部局の各部長、教育部長、商工観光部次長、総務課長、財政課長、企画課長、福祉課長、いきがい推進課長、子育て支援課長、農林企画課長、農林振興課長、観光課長、建設課長、都市計画課長、住宅課長、文化課長及び社会体育課長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(専門部会)

第6条 所掌事務について調査検討させるため、本部に専門部会を置く。

2 専門部会の専門委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 専門部会に部会長を置き、専門委員のうちから市長が任命する。

4 推進会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、商工観光部商工課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

② 前ページ①の部員名簿

山鹿市中心市街地活性化対策推進本部員名簿

平成19年4月1日時点

本部長	市長	副本部長	副市長
本部員	総務部長	本部員	市民福祉部長
〃	農林部長	〃	商工観光部長
〃	建設部長	〃	環境部長
〃	教育部長	〃	商工観光部次長

〃	総務課長	〃	企画課長
〃	財政課長	〃	福祉課長
〃	いきがい推進課長	〃	子育て支援課長
〃	農林企画課長	〃	農林振興課長
〃	観光課長	〃	建設課長
〃	都市計画課長	〃	住宅課長
〃	文化課長	〃	社会体育課長

事務局	商工課
-----	-----

### ③ 上記①の専門部会員名簿

#### 山鹿市中心市街地活性化対策推進本部専門委員名簿

平成19年4月1日時点

所属課	役職	備考
総務課	総務係長	
企画課	課長補佐兼企画係長	部会長
〃	課長補佐兼地域交通係長	
財政課	課長補佐兼財政係長	
福祉課	課長補佐兼福祉総務係長	
いきがい推進課	高齢福祉係専門員	
子育て支援課	課長補佐兼児童家庭係長	
農林企画課	農林企画係専門員	
農林振興課	農林振興係長	
観光課	観光振興係長	
〃	観光企画係長	
建設課	課長補佐兼建設総務係長	
都市計画課	課長補佐兼都市整備係長	
〃	都市計画係長	副部会長
住宅課	管理係専門員	
文化課	課長補佐兼文化振興係長	
社会体育課	課長補佐兼スポーツ振興係長	

### ④ 山鹿市中心市街地活性化対策推進本部の活動状況

年月日	会議名等	概要
平成19年4月1日	山鹿市中心市街地活性化対策推進本部及び同専門部会設置	・ 設置規程の施行
平成19年8月22日	第1回山鹿市中心市街地活性化対策推進本部専門部会推進会議	・ 基本計画の説明 ・ 各種事業
平成19年11月21日	第1回山鹿市中心市街地活性化対策推進本部会議	・ 基本計画の説明 ・ 進捗状況 ・ 今後のスケジュール
平成19年12月3日	第2回山鹿市中心市街地活性化対策推進本部専門部会推進会議	・ 経過報告 ・ 過去の事業検証及び新規事業
平成20年2月15日	第3回山鹿市中心市街地活性化対策推進本部専門部会推進会議	・ 経過報告 ・ 基本計画(素案)検討、承認

平成 20 年 3 月 18 日	第 2 回山鹿市中心市街地活性化対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告</li> <li>活性化協議会の状況</li> <li>基本計画(素案)検討、承認</li> </ul>
平成 20 年 9 月 24 日	平成 20 年度第 1 回山鹿市中心市街地活性化対策推進本部、専門部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告</li> <li>基本計画(最終素案)検討、承認</li> </ul>

## ⑤ その他の活動状況

### (1) 市議会における関連事項の議題

#### 平成 18 年 6 月定例会

①	中心市街地活性化の施策を推進している中で、桜町地区に大型店進出に伴う農振除外の申請に関する対応について
②	1 年半後に施行されるまちづくり三法の改正が、現在の山鹿市で行われている事業にどのような影響を及ぼすかについて

#### 平成 18 年 9 月定例会

①	まちづくり三法の中の改正都市計画法について、大型店が進出するとき都市計画区域内の用途地域での制限等、改正の内容等について
②	中心市街地活性化法の改正の主な内容と対応、法改正に伴う新たな支援策の活用について
③	まちづくり三法も含めた中心市街地活性化の取り組みについて

#### 平成 18 年 12 月定例会

①	平成 18 年度山鹿市一般会計補正予算(目)商工費プラザファイブ再生支援事業の内容について
②	山鹿市の中心市街地活性化について

#### 平成 19 年 6 月定例会

①	プラザファイブ再生支援事業について
②	プラザファイブの建替え決議に付随する諸問題について

#### 平成 20 年 6 月定例会

①	中心市街地活性化対策事業及びプラザファイブ再生事業について
②	中心市街地活性化と大型店対策について

### [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

平成 19 年 1 月より、商工会議所を中心に「山鹿市中心市街地活性化協議会」を設立すべく準備活動を行い、③に示すとおり設立に向けた検討を進め、平成 20 年 7 月 25 日に設立された。

#### ① 山鹿市中心市街地活性化協議会規約

<p>山鹿市中心市街地活性化協議会規約</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、山鹿市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 協議会の事務所は、熊本県山鹿市山鹿 1613（山鹿商工会議所内）に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 協議会は、山鹿市中心市街地（以下「中心市街地」という。）における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、市民生活の向上及び経済の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 協議会の公告は、山鹿商工会議所の広報への掲載の他、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。</p> <p>(活動)</p>
---



第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること。

ア 山鹿市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見提出

イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換

エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

カ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。

ア 市街地整備改善事業に関すること。

イ 都市福利施設整備事業に関すること。

ウ 街なか居住促進事業に関すること。

エ 市街地の交通体系整備に関すること。

オ 商業活性化事業に関すること。

カ 公共交通機関の利便性の向上に関すること。

(3) その他中心市街地の活性化に関すること。

## 第2章 協議会

(構成員)

第6条 協議会は、第5条の活動を行い、第3条の目的を達成するため会員と協力会員で構成する。

(会員)

第7条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第1条第1項、第4項、第7項、第8項の規定に該当するもので、別表に掲げるものとする。

2 法第15条第4項に基づいて協議会に申し出のあった場合又は法第15条第6項の要請をする場合は、これを幹事に諮り決定する。

(協力会員)

第8条 第7条以外のもので、協議会の目的に賛同し、入会しようとするものは、幹事の承認を得て、協力会員となることができる。

2 協力会員は、協議会の活動に参画することができる。

(退会)

第9条 会員及び協力会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。ただし、法第15条第1項に該当する会員は除く。

2 法第15条第4項に該当する会員で退会を申し出るものは、幹事に諮り、処理するものとする。

3 その他、会員及び協力会員の処遇については、幹事で諮るものとする。

## 第3章 役員

(役員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 5名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、山鹿商工会議所会頭をもって充てる。

3 副会長、幹事、監事は、会長が会員の中から選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補充で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、協議会に報告を行う。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

#### 第4章 会議

(会議)

第14条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、会員の4分の1以上の者から会議の招集の請求がある時は、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会員に通知しなければならない。

4 会議は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。尚、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

5 会長は、会議の議長となる。

6 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第15条 協議会は、活動を円滑に推進するために幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第17条 協議会の収入は、補助金、負担金、寄附金、事業収入及びその他による。

2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費及び事業費とする。

#### 第6章 解散

(解散)

第18条 解散する場合は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、協議会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

#### 附則

1 この規約は、平成20年7月25日から施行する。

2 協議会設立時の役員任期は、平成22年3月31日までとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

## ② ①の会員名簿

### 中心市街地活性化協議会委員名簿

所属先・役職名	根拠法令
山鹿商工会議所会頭	法第15条第1項関係
山鹿商工会議所副会頭	法第15条第1項関係
山鹿商工会議所副会頭	法第15条第1項関係
山鹿温泉まちづくり株式会社代表取締役	法第15条第1項関係
山鹿温泉まちづくり株式会社取締役	法第15条第1項関係
山鹿商工会議所専務理事	法第15条第1項関係
崇城大学	法第15条第4項関係
崇城大学	法第15条第4項関係
山鹿市副市長	法第15条第4項関係

山鹿市温泉観光協会会長	法第 15 条第 4 項関係
山鹿商店街連盟会長	法第 15 条第 4 項関係
協同組合山鹿温泉商店街理事長	法第 15 条第 4 項関係
温泉プラザ山鹿管理組合法人理事長	法第 15 条第 4 項関係
山鹿青年会議所理事長	法第 15 条第 4 項関係
九州産交バス株式会社山鹿営業所長	法第 15 条第 4 項関係
学識経験者	法第 15 条第 8 項関係
鹿本農業協同組合常務理事	法第 15 条第 8 項関係
山鹿校区長	法第 15 条第 8 項関係
福祉関係者	法第 15 条第 8 項関係
国土交通省九州地方整備局都市・住宅整備課長	オブザーバー
九州経済産業局流通・サービス産業課長	オブザーバー
熊本県都市計画課長	オブザーバー
熊本県商工政策課長	オブザーバー
熊本県鹿本地域振興局総務振興課長	オブザーバー
中小企業基盤整備機構サポートマネージャー	オブザーバー
中小企業基盤整備機構地域振興課長	オブザーバー

### ③ 山鹿市中心市街地活性化協議会の設立及び検討の経緯

年	月	会 議	内 容 等
19 年	1 月	勉強会	中小機構九州支部水田氏来所 協議会について
		勉強会	中小企業診断士榎本氏来所 協議会設立について
	2 月	勉強会	協議会設立に向けての打合せ(市)
		勉強会	水田氏来所 協議会設立に向けて
	3 月	勉強会	協議会設立に向けて
		商業委員会	今後のまちづくりについて
		勉強会	榎本氏来所 協議会設立に向けて
	4 月	勉強会 ・組織の検討 ・基本計画策定に向けて	商工会議所において今後の取り組みについて検討
	5 月	第 1 回準備会 ・まちづくり会社 ・設立検討	設立趣意書の検討(中心市街地活性化の課題整理その対応策) 組織体の検討(官民協同のまちづくり組織) ・設立時期の検討 ・まちづくり会社
		勉強会	榎本氏来所 協議会設立に向けて
	6 月	正副会頭会議	正副会頭会議においてまちづくり会社の検討 ・本年度議員改選期にあたり 9 月設立を目指す ・民間出資による法人設立(運営管理方法の検討)
	7 月	正副会頭会議	役員・事務局の検討(協議会の役員・事務局の選任) ・実働可能な人材をそれぞれの組織から人選
		第 2 回準備会 ・基本計画検討	タウンマネージャーの人選(まちづくりの推進を図る) ・協議会を運営するリーダーの選考 規約の検討(協議会の事業内容、会費、収入源等自主財源確保)
	8 月	第 3 回準備会	協議会の委員及び運営委員会構成員の検討
		まちづくり会社の検討 (観光協会・物産振興・正副会頭)	民間活力によるまちづくり会社(出資、組織体)検討 ・今後 5 年間の事業目標を達成するために実行力ある人材を選任 (タウンマネージャーの検討)

	9月	正副会頭会議	設立総会議案の確認・設立趣意書・規約案・会員名簿等の検討
		観光協会長との協議	まちづくり会社について協議
		基本計画検討	構成関係団体に対する設立趣意書に基づく検討会の開催
		TMO委員長との協議	今後の取り組みについて
	10月	正副会頭会議	準備会に於いて検討した各項目の承認
		まちづくり会社設立について	観光協会・物産協会関係者との協議
	11月	新正副会頭会議	今後の事業展開について
		勉強会	協議会設立に向けての打合せ(市)
		勉強会	今後のまちづくりについて(青年部)
		勉強会	今後のまちづくりについて(商店街連盟)
	12月	正副会頭会議	今後のまちづくりについて 商工会議所新体制による事業の確認
		商業委員会	今後のまちづくりについて
20年	1月	勉強会	協議会設立に向けての打合せ(市)
		勉強会	水田氏来所(市、商工会議所の商業・工業両委員長との勉強会)
		正副会頭会議	まちづくり会社について 平成20年度事業に向けての検討
		打合せ	次年度事業について(市)
		商業委員会	協議会とまちづくり会社について
		総務委員会	協議会とまちづくり会社について
		工業労働委員会	協議会とまちづくり会社について
		2月	正副会頭会議
	第4回準備会		中心市街地活性化協議会設立について
	3月	正副会頭会議	まちづくり会社について
		第5回準備会	中心市街地活性化事業について (山鹿市中心市街地活性化基本計画案)
	4月	正副会頭会議	中心市街地活性化協議会設立について
		第6回準備会	中心市街地活性化協議会設立について
	5月	正副会頭会議	まちづくり会社設立について
		第7回準備会	中心市街地活性化事業について まちづくり会社設立について
	7月	まちづくり会社設立総会	定款(案)について 役員選任について 事業計画(案)、収支予算(案)について
		第8回準備会	中心市街地活性化協議会設立について
		中心市街地活性化協議会 設立会議(第1回協議会)	規約(案)について 役員選任について 事業計画(案)、収支予算(案)について 山鹿市の取り組み状況について 民間事業の提案について
	8月	第2回協議会	中心市街地活性化協議会について 民間事業の抽出
	9月	第3回協議会	基本計画について(進捗状況等報告) 民間ソフト事業について プラザファイブ再生事業進捗状況報告 基本計画の変更箇所について
		第4回協議会	基本計画最終案について(市より説明) 最終意見の取りまとめ

#### ④ 山鹿市中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

平成 20 年 9 月 22 日に協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

平成 20 年 9 月 22 日

山鹿市長 中嶋 憲正 様

山鹿市中心市街地活性化協議会  
会長 高口 功二郎

山鹿市中心市街地活性化基本計画(案)について (意見)

このことについて、平成 20 年 7 月 25 日付け山商 L1-27 号により山鹿市長より意見をもとめられましたので、これまでの協議を踏まえ、別添のとおり意見を提出します。

<本協議会の意見>

##### (1) 基本計画全般について

多くの「まち」で、モータリゼーション進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化して参りました。

また、少子高齢化社会の到来を前提とした都市機能のあり方、財政基盤を踏まえた継続的なインフラ整備と維持コストの低減、コミュニティーの維持の重要性を考慮すると、今後はコンパクトで賑わいあふれるまちづくりを目指して行くことが求められます。

このような中、山鹿市において策定された「新山鹿市中心市街地活性化基本計画(案)」について、「山鹿温泉まちづくり会社」と「山鹿商工会議所」が共同し、行政、市民、関係各団体と連携し、民間活力を最大限に活かした法定協議会である「山鹿市中心市街地活性化協議会」を平成 20 年 7 月 25 日に設立し、各関係者を含めこれまで協議を重ねて参りました。

今回提出された基本計画(案)では、中心市街地活性化の現状把握と、旧活性化基本計画の進捗状況と事業効果の検証を基に、「活性化の推進課題」「活性化のテーマ」「中心市街地の将来像」の順で具体的な方針を中心市街地活性化基本法が示す 5 つの事業毎にまとめられており、総合的に判断し本協議会としては承認することと結論づけいたしました。

ただし、本基本計画実施にあたっては、本協議会の協議の中で要望のあった事項について、次のとおり付記いたします。

##### (2) 個別事項

###### 1. 市街地の整備改善について

豊前街道においては旧活性化基本計画に基づいた事業の取り組みが進み、景観形成において効果が高いものとなっております。さらなる面的広がりを目指すうえで、国道 325 号添いの景観についても「やまがらしさ」のある町並みづくりのご検討をお願いします。

また、市街地の交通路改善における「小路」の整備では、沿道関係者・住民を含めた、多くの利用者を活性化に巻き込んで行く必要があります。長期的な戦略を立て、生活者と観光で訪れる来街者のコミュニケーションの場として、魅力ある小路が形成できる方策の検討をお願いします。

特に現産交バス駐車場については、中心市街地活性化に資する駐車場を含めた有効活用促進策の早急な実現をお願いします。

さらに市の公用地に関しましては、民間活用を含めた中心市街地活性化に資する有効活用が円滑に図られようご検討をお願いいたします。

###### 2. 都市福利施設の整備について

新市庁舎の位置について、移転することなく現庁舎を含めた中心市街地内に予定されることは、コンパクトシティを目指した山鹿市の市街地政策への思いを強く感じさせられるものです。是非、計画どおり進められることを強くお願いいたします。

###### 3. 街なか居住の推進について

神祖跡地の市有地売却については、周辺環境に配慮した民間の集合住宅建設を計画され、街なか居住の促進を図るうえで効果的の事業であります。基本計画に基づき住宅建設を進めて頂きたいと思っております。

###### 4. 商業の活性化について

市の空き店舗補助事業に関しては、事業終了後に商店街会員を脱退、廃業する店舗が見られることから、今後支援のあり方については検討して行く必要があると思われれます。

中心市街地内の商店街活性化は、日常的に来街頻度を高め、商業だけではなく防犯対策、市民の交流の場、観光客にとっても賑わいのある空間づくりが大事になります。各商店街や個店が自

助努力を行い魅力を高め、八千代座、プラザファイブ、豊前街道を軸に周辺商店街と連携した事業推進をする必要があります。

新たな拠点整備として、山鹿温泉のシンボルであります「さくら湯」再建の早期実現とプラザファイブ再生事業についてのご支援をお願いいたします。

#### 5. 公共交通機関の利便性の増進について

高齢化が進展する中で、様々な都市機能が充実する中心市街地への交通アクセスの整備は重要な課題であります。現在試験的に循環バスの運行がなされておりますが、運行実績を基に利便性の高い運行ルートを検討をお願いします。

#### (3) 中心市街地活性化の推進体制について

基本計画における数値目標を実現するためには、事業関係者、地域の人々の理解と協力が不可欠で、市民を巻き込んだ活動が求められます。ワークショップ等を取り入れ、広く関係者の意見を聞きながら取り組んで行く必要があります。

当協議会に課せられた総合調整役としての役割と重要性を認識し、行政、市民、関係各団体と連携、協力した「山鹿らしさ」のある「まちづくり」のために、中心市街地活性化事業に関する活動を積極的に展開して参りたいと存じます。

### ⑤ 法第 15 条第 3 項、第 4 項、第 5 項の適合

- 法第 15 条第 3 項による協議会の構成員の氏名、名称、規約等は、山鹿商工会議所ホームページで公表する。
- 法第 15 条第 4 項、第 5 項については法令を遵守している。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

次のとおり、基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進を行った。

#### ① 地域ぐるみでの取組状況

本市においては、旧基本計画策定以降、中心市街地の区域内において、商業者や観光協会、大学、NPO 団体等、様々な主体が関わったまちづくり活動が積極的に展開されてきた。本計画の事業実施においても、これらの活動を継承し、深化・発展させながら取組んでいく。

#### ○山鹿下町惣門会

平成 12 年に放送された NHK 朝の連続テレビ小説「オードリー」のロケに住民が参加したことがきっかけで、商店街の店主達が町おこしのために会を結成した。

同会が行う「米米惣門ツアー」は“米”をキーワードに山鹿の歴史を辿るツアーで、地域資源の見直しやまちの活性化につなげる民間主導によるまちづくり事業である。ツアーの参加者も年々増え、今や山鹿になくてはならない観光名物となっている。

その功績が認められ、平成 14 年には第 1 回くまもと観光賞を、平成 19 年には西日本新聞社主催の「九州よかとこ案内人大賞」（九州運輸局、九州観光推進機構後援）を受賞した。

#### ○崇城大学との連携

平成 18 年に産業振興、まちづくり推進などで山鹿市と連携協定を結んだ崇城大学は、山鹿灯籠浪漫・百華百彩や山鹿体験ツアー等を通じて山鹿のまちづくり活動を積極的に行っている。平成 19 年には、学生らが連携した活動を進めるうえでの拠点となるサテライト教室「山鹿まちづくり工房」を開設した。同大学が設置するサテライト教室は県内で初めてであり、今後はまちづくり活動への参加継続だけでなく、これまでの実践的活動を踏まえたまちづくりに関する助言やイベント等の実態調査を実施するなど、中心市街地活性化に向けた連携強化を図っていく。

**② 客観的現状分析、ニーズ分析等**

**(1) 旧中心市街地活性化基本計画及び中心市街地での関係・影響してきた過去の取組の評価、成果、反省点**

P35 の 1. [ 4 ] 旧中心市街地活性化基本計画の進捗状況と事業効果の検証に記載。

**(2) 統計的なデータ等による客観的な把握・分析**

P7 の 1. [ 2 ] 中心市街の現状分析に記載。

**③ 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析**

P28 の 1. [ 3 ] 将来の中心市街地に関わるまちづくりのあり方について市民の意向に記載。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方

第1次山鹿市総合計画において、中心市街地を含む山鹿地域整備の方向性の中で次のように考え方を示している。

- ・ 生活の交流の拠点となるような都市機能の充実・強化を図り、賑わいのある商店街づくりを推進する。
- ・ 山鹿市商業の核であるプラザファイブが実施する再生事業を支援するとともに連携して事業実現を目指す。
- ・ 空き地空き店舗活用への支援や地産地消を生かした魅力的な個店づくりを支援する。
- ・ 雇用機会拡大のため、新たな雇用対策の推進や積極的な企業誘致活動に努める。

現在、中心市街地内には自動車学校跡地等の比較的大規模な未利用地があり、都市機能施設の立地に際しては積極的にこれらの土地利用の促進を進める考えである。

### [ 2 ] 都市計画手法の活用

本市のような地方都市の場合、大都市と比べて人口や都市活動の規模が相対的に小さく、立地が許容される用途地域内といえども、大規模集客施設の立地そのものが都市構造や中心市街地活性化に大きな影響を与える恐れがある。

このため、これらの地域における大規模集客施設の立地を規制し、都市機能を中心市街地へ誘導するために、平成20年7月1日に中心市街地内を含む「山鹿都市計画準工業地域」全域の約41haを対象に特別用途地区の都市計画決定を行い、併せて「山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例」を同時施行した。

これにより、商業機能の集積誘導エリアが既存商店街組織のあるプラザファイブ及びその周辺に限られることになり、中心市街地における商業地の活性化を促すこととした。

#### 山鹿都市計画特別用途地区の決定（山鹿市決定）

山鹿都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
山鹿都市計画大規模集客施設 立地制限地区 (合計)	約41ha (約41ha)	山鹿都市計画準工業地域の全域



山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区の区域における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）に定めるところによる。

(建築制限)

第3条 特別用途地区のうち別表左欄に掲げる建築物を建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き同条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における当該床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。）を伴わないこと。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第5条 令第137条の18第3項の規定により指定する類似の用途は、令第137条の17に規定する類似の用途とする。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設立地制限地区（都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する都市計画の特別用途地区のうち大規模集客施設制限地区をいう。）	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

① 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

次に示すとおりである。

プラザファイブ	敷地面積	延床面積	経過年数
	10,641.96 m <sup>2</sup>	30,401.48 m <sup>2</sup>	32年
	利用状況等		
	商業・公益・住宅・駐車機能を有する大型複合再開発ビルであるが、大型スーパーが閉店し、現在は、小型スーパーと専門店街、市営住宅、温泉、市民会館が稼働しており、P66の5に記載したさくら湯再生及び公園整備事業、P67の5及びP73の7に記載したプラザファイブ再生事業に示すとおり再生事業を進めている。		

② 山鹿市内の行政機関・病院・学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画

次に示すとおりであり、中心市街地外への移転計画はない。

■山鹿市の行政機関等の立地状況

種別	中心市街地内	中心市街地外
山鹿市関連*1	16	53
その他*2	8	0

\*1：市役所、公共施設（福祉・文化・環境・他）

\*2：山鹿税務署

山鹿警察署

山鹿簡易裁判所

熊本地方裁判所山鹿支部

熊本家庭裁判所山鹿支部

熊本地方検察庁山鹿支局・山鹿区検察庁

熊本地方法務局山鹿支局

鹿本総合庁舎

■山鹿市の学校等の立地状況

種別	中心市街地内	中心市街地外
保育所・園	2	24
幼稚園	1	2
小学校	1	19
中学校	0	6
高等学校	0	4
専門学校等	1	0

■山鹿市の病院・医院の診療科目別立地状況

診療科目	中心市街地内	中心市街地外
内科	8	20
呼吸器科	3	3
消化器科	6	2
循環器科	4	6
胃腸科	3	3
神経内科	3	1
腎臓内科	1	0
小児科	2	10
産科	2	4
婦人科	3	2
外科	4	7
脳神経外科	2	0
整形外科	3	6
形成外科	2	2
リハビリ科	6	4
リウマチ科	3	1
耳鼻科	1	1
皮膚科	3	6
眼科	1	2
アレルギー科	2	1
心臓内科	1	1
精神科	0	1
神経科	0	1
肛門科	3	0
泌尿器科	1	2
歯科	10	14
小児歯科	1	1
放射線科	4	1
麻酔科	0	2
内分泌科	1	0
救急	3	1
人工透析	1	1
人間ドック	2	1
脳ドック	0	1
合計	89	108

資料：「全国10万件以上のお医者さんガイド」ホームページ

### ③ 山鹿市内及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画

次に示すとおりであり、その他に設置計画はない。

#### ■1万㎡以上の大規模集客施設の立地状況

大規模集客施設名	開店時期	売場面積	備考
プラザファイブ（商業施設）	昭和 50 年 8 月	13,161 ㎡	P96①に示すとおり、再生事業を進めている。
ハイパーモールメルクス山鹿店（商業施設）	平成 7 年 12 月	13,119 ㎡	

#### [4] 都市機能の集積のための事業等

4 から 8 に記載した事業等のうち、都市機能の集積に特に資すると考えられる事業等は、次に示すとおりである。

4. 市街地の整備改善のため事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園・都市計画公園泉田公園整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・都市計画道路西中町泉町線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・金剛乗寺参道線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・裏雨屋小路線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・宗方口線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・中町小路線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・院の馬場線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・石丸口線整備事業</li> <li>○ 高質空間形成施設・玄小路線整備事業</li> <li>○ 地域創造支援・まちなみ整備事業・豊前街道</li> <li>○ 駐車場整備事業</li> </ul>
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活基盤施設・八千代座第 2 次整備事業</li> <li>○ さくら湯再生及び公園整備事業（山鹿市プラザファイブ地区）</li> <li>○ プラザファイブ再生事業（施設整備事業）</li> <li>○ 地域生活基盤施設・八千代座交流館前広場</li> <li>○ 八千代座第 2 次整備事業八千代座交流施設建設</li> <li>○ 八千代座第 2 次整備事業土庇復旧</li> <li>○ 八千代座第 2 次整備事業空調設備導入</li> </ul>
6. 居住環境向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都心住宅の建設</li> </ul>
7. 商業の活性化のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラザファイブ再生事業（テナントミックス事業）</li> <li>○ 大規模小売店舗立地法特例区域の指定の要請</li> <li>○ 地域創造支援事業・商店街空き地空き店舗対策事業</li> </ul>
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街地循環バス運行事業</li> <li>○ あいのりタクシー運行事業</li> </ul>

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

次に示す事業について、実践的、試行的な活動を行っている。

#### ① 山鹿市予約制あいのりタクシー試験運行(8に記載したあいのりタクシー運行事業の試行)

**概要及び結果** P5の1.[1](6)①に記載。

##### **留意点・創意工夫点**

- ・ 日常生活の利便性の向上を図るため、新しい地域生活交通の実証試験として、農村集落と市街地を結ぶタクシー車両を使った自宅から希望箇所へ運ぶ予約制あいのりタクシーとして実施した。山鹿市の運行計画に基づく初めての試みであるため、道路運送上の問題や路線バスとの競合関係など多くの制約等があり、その運行内容の検討と実施までに時間を要した。
- ・ 予約に応じた運行であるため利用者の利便性に応じた運行時刻や区域設定、運行形態への住民説明、周知などに時間をかけ、市民への配慮を行った。
- ・ 試験運行結果としては、利用者にとっても初めての運行形態であるため、利用者の理解や予約制への面倒など、検討すべき問題点もあり、利用数についてはそれほど多くはなかったが、利便性や効率性からも路線バスに変わる新しい生活交通として有望である。

#### ② やまが市街地循環バス試験運行(8に記載した市街地循環バス運行事業の試行)

**概要及び結果** P6の1.[1](6)②に記載。

##### **留意点・創意工夫点**

- ・ 高齢化が進む市街地における新しい生活交通として、中心市街地とその周辺地域を循環するバス試験運行として実施している。
- ・ 料金については、小銭の取出しなどの煩雑さを抑えて利用しやすいように、原則1回乗車200円の均一料金での設定である。
- ・ 運行コースの設定については、市街地における商業施設や病院、公共施設、住宅地等や道路の状況や路線バスの状況などを検討してコース設定を行った。
- ・ 運行ダイヤについても、買物時間や通院時等を考慮して設定しているが、利用状況を見ながら、随時、運行内容の改正を行いながら実証運行を行っていきたい。
- ・ 運行車両については、山鹿市の観光資源である八千代座や灯籠踊り等のラッピングにて運行し、愛着を持ってもらえるようなデザインとしている。

## [ 2 ] 都市計画との調和等

### ① 都市計画との整合について

中心市街地の都市計画は、P8 の 1. [ 2 ] 中心市街地の現状分析の ( 2 ) ② に記載のとおりであり、当中心市街地活性化基本計画は整合している。

### ② 都市計画マスタープランとの整合について

現都市計画マスタープランは、平成 10 年 9 月に策定され、平成 17 年 1 月の 1 市 4 町の合併に伴い、現在、新都市計画マスタープランが策定中である。(平成 20 年度末策定予定)

現都市計画マスタープランに示されている「都市整備の基本方針」は、次に示すとおりであり、当中心市街地活性化基本計画と整合している。

また、新都市計画マスタープランは、当中心市街地活性化基本計画と整合を図るものとする。

### ③ 総合計画との整合について

山鹿市の総合計画は、P20 の 1. [ 2 ] 中心市街地の現状分析の ( 3 ) ① に記載のとおりであり、当中心市街地活性化基本計画と整合は図られている。

#### ■ 現山鹿市都市計画マスタープラン

##### 都市整備の基本方針

目指す将来都市像に向けて、活性化の具体的な方向を都市構造として提示

##### 1 自然、歴史空間体系の保全と共存

###### ① 自然、歴史的環境の保全、活用

「山」の緑の保全  
「丘」の保全、活用  
「川」の保全、活用  
「田園」の保全と整備

###### ② 秩序ある土地利用の形成

計画的な土地利用の推進  
潤いのある地域づくり  
温泉地の再生と魅力づくり

##### 2 山鹿活性化に向けた新たな都市構造

###### ① 田園都市・山鹿の発展方向

- ・ 東部方向への無秩序な拡大抑制
- ・ 計画的な市街地整備の先行。
- ・ 都心を中心とした同心円の
- ・ バランスある都市構造と均衡ある地域発展を目指す。

###### ② 活力づくりと都市構造展開

- ・ 自然、歴史的資源等の活用とネットワーク形成
- ・ 中心市街地の魅力と活力の向上
- ・ 丘陵部の活性化プロジェクト
- ・ 中山間部の過疎化防止

##### ③ 新たな都市構造の構築

< 都市軸の強化 > 南北軸：国道 3 号  
東西軸：国道 325 号  
特に、東西軸の交通機能強化

< 拠点の育成 > 都心部：中心商業地の諸機能の育成と強化  
生活拠点：東部の国道 325 号沿道を東部地域の商業生活中心  
文化・スポーツレクリエーション拠点：山鹿カキヤスポーツセンター  
歴史文化拠点：肥後古代の森(山鹿)、方保田・東原遺跡等

< ネットワーク形成 > ○ 菊池川流域の広域文化歴史・環境・観光のネットワーク  
○ 市内の 3 つの温泉と歴史・文化拠点の回遊・連携  
○ 山鹿サークルラインを中心とした市街地外周ネットワーク  
○ 周辺部の中山間地域のネットワーク形成

## [ 3 ] その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [5] 及び3. [1] に記載。
	認定の手続	9. [2] 及び [3] に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. [3] に記載。
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から 8. に記載。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. に記載。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から 8. に記載。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から 8. に記載。